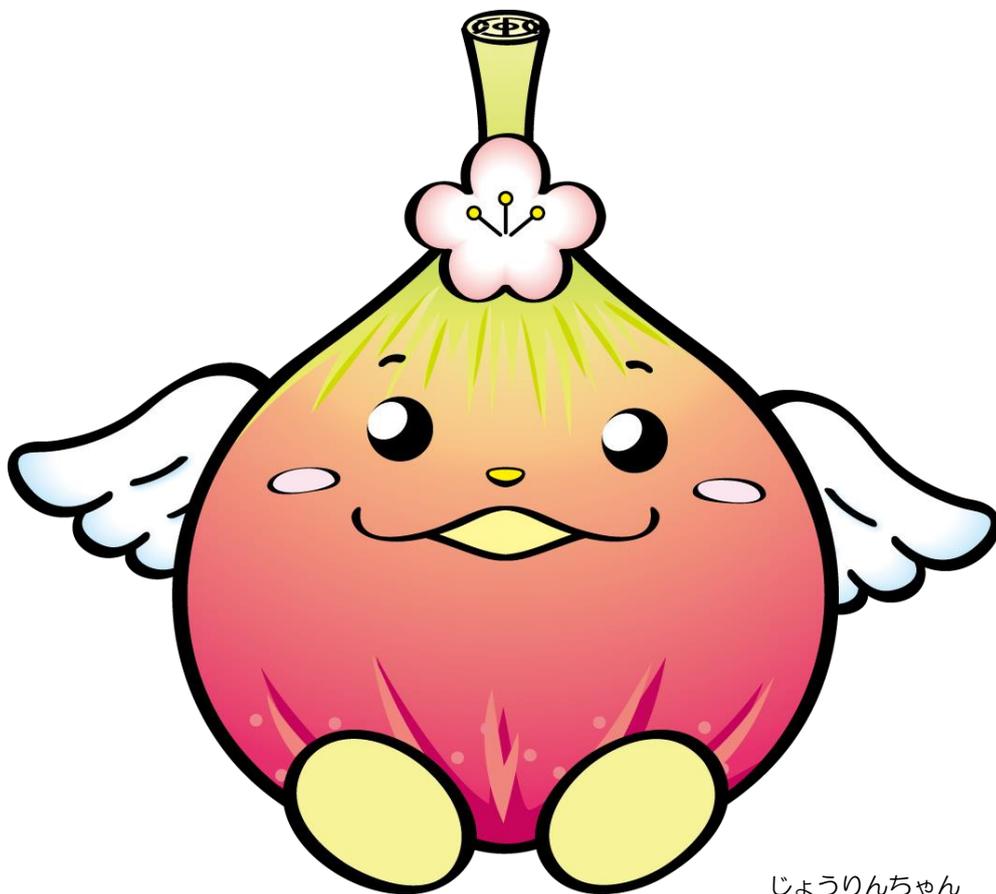


城陽市環境報告書

平成30年度（2018年度）版

できることから始めよう

環境にやさしいまちづくり



じょうりんちゃん

城 陽 市



はじめに

今年は、台風の襲来や集中豪雨の発生などにより、日本各地に甚大な被害がもたらされました。また、夏には連日の猛暑により、熱中症患者が多く救急搬送されるなど、異常気象という言葉を目にする機会が多い1年でした。

地球規模で起きている環境の変化や、異常気象の原因のひとつと言われている地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる緊急課題となっています。

この地球温暖化をくい止めるためには、私たち一人ひとりが、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を削減する取組を着実にやっていく必要があります。

平成28年11月に発行したパリ協定に基づき、日本においても、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標とし、地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」が推進されています。

今、私たちに求められていることは、一人ひとりが環境問題に真摯に向き合い、できることから着実に実践していくことです。

本市では、「城陽市環境基本条例」に基づく「第2次城陽市環境基本計画」や、「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「第4期城陽市エコプラン」を策定し、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより、本市の特徴である豊かな自然と、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めています。

また、環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」においても、市民参加型事業や、環境出前講座、城陽市環境フォーラムをはじめとする環境イベントの実施など、精力的な活動が展開されています。

本市では、「自然・人・未来をはぐぐむ、環境共生のまち・城陽」をめざして、市民・市民団体・事業者の皆様方の声をよくお聞きし、対話を重視した取組を進めてまいりたいと考えております。今後とも、各種環境施策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対するご理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成30年(2018年) 12月

城陽市長 奥田敏晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

(昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。)

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺した文化を育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議

目 次

第1章	城陽市の概要	
1.	位置及び自然条件	1
2.	沿革	1
3.	人口	2
4.	土地利用	2
5.	交通	3
6.	エネルギー等	3
7.	下水道	4
第2章	城陽市の環境の現況	
1.	大気	5
2.	水質	7
3.	地下水	8
4.	騒音・振動	11
5.	悪臭	12
6.	ダイオキシン類	12
7.	除草	13
8.	公害苦情	13
9.	廃棄物・リサイクル	14
10.	動植物調査	16
11.	緑化	16
12.	環境美化活動	17
13.	環境学習等	19
第3章	城陽市の環境政策	
1.	環境基本条例	25
2.	環境基本計画	25
3.	推進体制	29
4.	城陽市環境審議会	32
5.	城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	33
6.	環境マネジメントシステム・エコプラン	35
<資料編>		
第1章	城陽市の概要	
1-1	気象	49
1-2	人口推移	49
1-3	土地利用	50
1-4	市道の状況	50
1-5	河川の状況	50
1-6	電灯及び電力量	51
1-7	ガスの需要量	51
1-8	上水道事業規模	51
1-9	公共下水道の状況	52
1-10	し尿浄化槽設置状況	52
第2章	城陽市の現況	
2-1	環境行政のあゆみ	53
2-2	大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等	56

2-3	二酸化硫黄測定結果	56
2-4	浮遊粒子状物質測定結果	57
2-5	光化学オキシダント測定結果	58
2-6	二酸化窒素測定結果	59
2-7	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）測定結果	60
2-8	大気汚染に係る環境基準	60
2-9	光化学スモッグ注意報等の発令基準	60
2-10	大気質調査結果	61
2-11	公共用水域水質測定結果	62
2-12	水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）	63
2-13	水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）	64
2-14	市内8河川水質（BOD値）の経年変化（年平均値）	64
2-15	地下水水質測定結果	65
2-16	地下水の環境基準	66
2-17	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	67
2-18	地下水取水状況	69
2-19	地下水位状況	69
2-20	一般地域の環境騒音測定結果	69
2-21-(1)	道路交通・振動測定結果	69
2-21-(2)	評価区間別面的評価結果	70
2-22	騒音に係る特定施設の届出状況	70
2-23	振動に係る特定施設の届出状況	70
2-24	騒音に係る環境基準	71
2-25	自動車騒音の要請限度	71
2-26	道路交通振動の要請限度	71
2-27	悪臭防止法に基づく規制基準	72
2-28	ダイオキシン類等の調査結果	72
2-29	城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例	73
2-30	除草指導状況	73
2-31	公害別の苦情受理件数及び処理件数	74
2-32	用途地域別苦情発生件数	74
2-33	城陽市廃棄物減量等推進審議会条例	75
2-34	ごみの処理量と資源化率	76
2-35	し尿と浄化槽汚泥処理量	76
2-36	生ごみ処理機等購入費補助の状況	76
2-37	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例	76
2-38	城陽市の名木・古木	77
2-39	公園の設置状況	79
2-40	生け垣設置費助成制度の状況	79

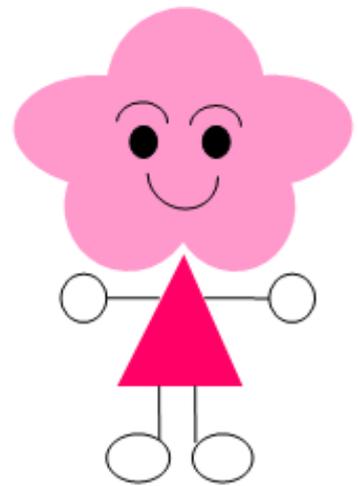
第3章 城陽市の環境政策

3-1	城陽市環境基本条例	80
3-2	環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過	84
3-3	環境基本計画の策定経過	84
3-4	城陽市環境基本計画の体系	85
3-5	城陽環境パートナーシップ会議規約	87
3-6	城陽市環境政策推進本部設置規則	88
3-7	城陽市環境審議会規則	89
3-8	環境審議会の開催状況	90
3-9	城陽市環境方針	91
3-10	城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱	92
用語の説明		94

第1章 城陽市の概要



じょうりんちゃん



城陽環境啓発キャラクター
「うめっち」

1. 位置及び自然条件

本市は京都盆地の南東部に位置し、西に木津川、東に醍醐、信楽山地に連なる丘陵地をもち、東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71km²の市です。

北は宇治市及び久世郡久御山町に接し、東は鴻ノ巣山を経て綴喜郡宇治田原町に連なり、南は綴喜郡井手町に、西は木津川を挟んで八幡市及び京田辺市に相對しています。

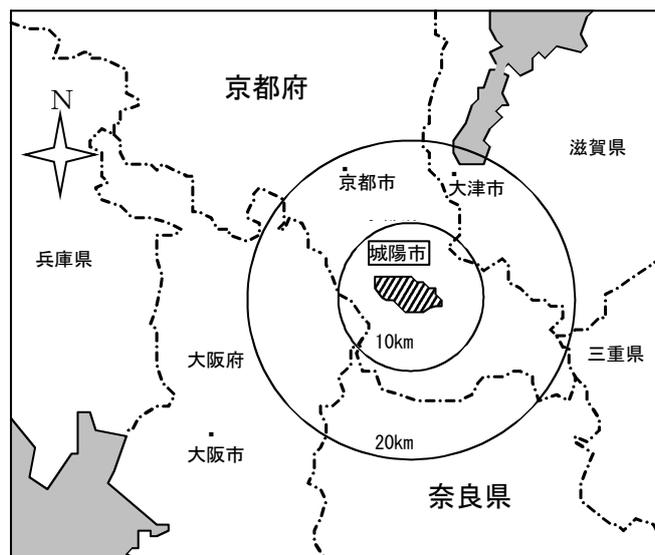
地勢は、古川が流れる北西部の海拔13.0mの低平地から、南東部の丘陵地の海拔430.2mにかけて広がる東高西低の地盤傾斜を呈しています。

地形と地質の分布は極めてよく一致しており、南東部の山地は古生層で、JR奈良線をほぼ境界として、丘陵地は洪積層、木津川右岸の低地は沖積層で覆われています。

気候は、年間平均気温が16℃前後と比較的温暖で、年間降雨量も1,500mm程度であり、住むのに適した気候です。

(資料編1-1「気象」を参照)

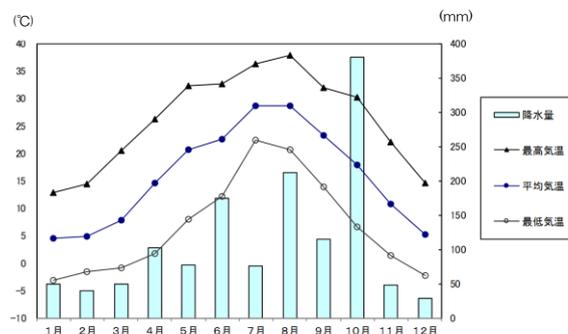
■城陽市の位置図



■位置、面積、市域、海拔

位置(市役所)	北緯	34° 51′	東経	135° 47′
面積	32.71km ²			
市域	東西	9.0km	南北	5.4km
海拔	最高	430.2m	最低	13.0m

■平成29年 月別気温・降水量



2. 沿革

本市は、京都・奈良の中間に位置するため古くから交通の要衝としてひらけ、5世紀の大和時代には灌漑用の水路が設けられ豊かな耕地となったため、多くの人々がこの地に居住し、平安時代の初期には栗隈郷、久世郷、水主郷、富野郷及び中村郷に分かれて集落が形成されました。

近世には、久世、平川など8ヶ村に分かれ久世郡に属していましたが、明治22年の町村制実施によって、久津川、寺田、富野荘及び青谷の4ヶ村となり、昭和26年の町村合併促進法の適用を受けて4ヶ村を合併し、城陽町が誕生しました。その後、昭和30年代前半までは純農村として推移してきましたが、昭和30年代後半から近畿圏への

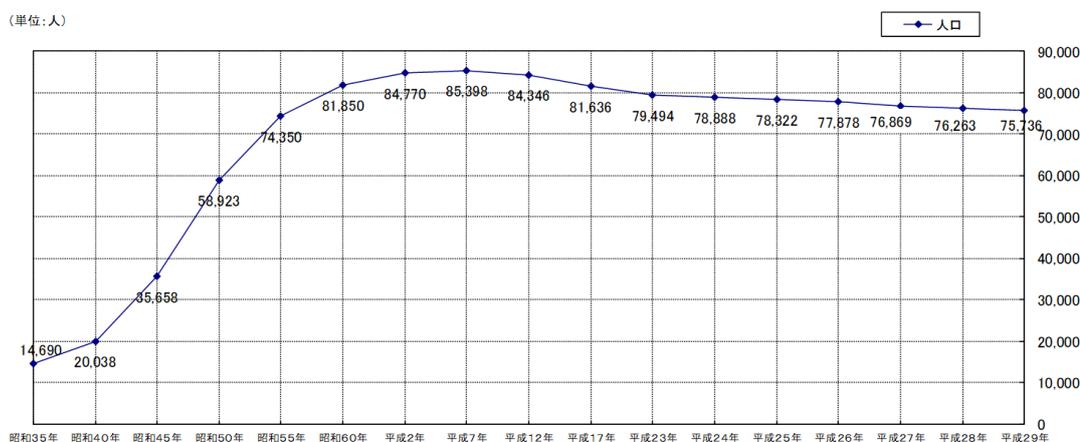
人口集中に伴って、京都・大阪都市圏の住宅都市として一躍脚光を浴び急激な宅地開発が行われ人口が急増し、その結果、昭和47年5月3日、市制を施行しました。

3. 人口

本市の人口は、昭和26年合併当時は1万3千人、昭和35年には1万5千人でしたが、昭和47年の市制施行時には4万5千人と急増し、昭和60年には8万2千人となりました。

その後、人口増加は鈍化し平成8年をピークに以降漸減し、平成29年10月1日の人口は75,736人となっています。
(資料編1-2「人口推移」を参照)

■人口の推移



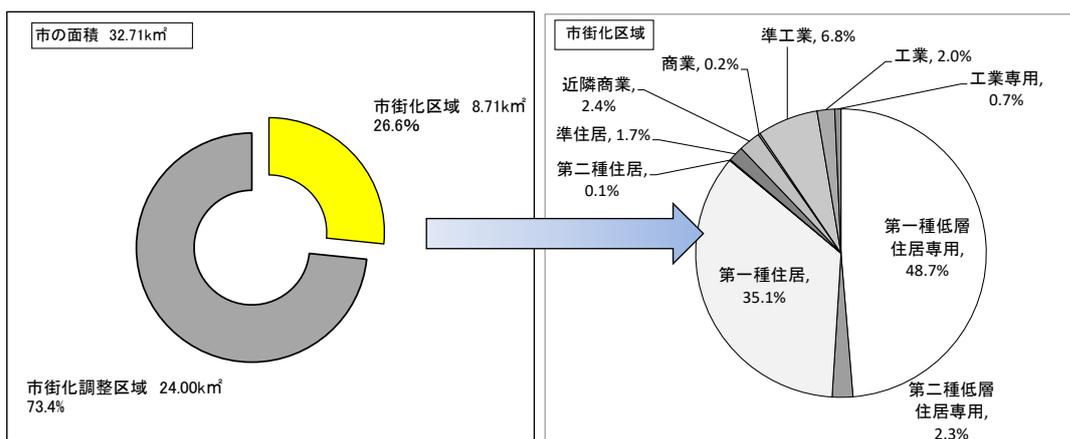
4. 土地利用

西部の平地は、住宅地、水田、畑地および市街地で、国道24号線沿線の一部には新たに商業施設等が進出し、新たな市街地が整備されています。東部には丘陵地が広がり、多くの自然環境が保全されています。

平成35年度(2023年度)には新名神高速道路の全線開通が予定されており、それを機に、京都府南部地域の活性化へとつながるような、東部丘陵地をはじめとした新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりが進められています。

(資料編1-3「土地利用」を参照)

■市の面積と市街化区域



5. 交通

鉄道は、JR奈良線と近鉄京都線が並行して、市内をほぼ南北に縦断しており、市内には両線とも3つの駅があり、京都や奈良への交通アクセスには恵まれています。

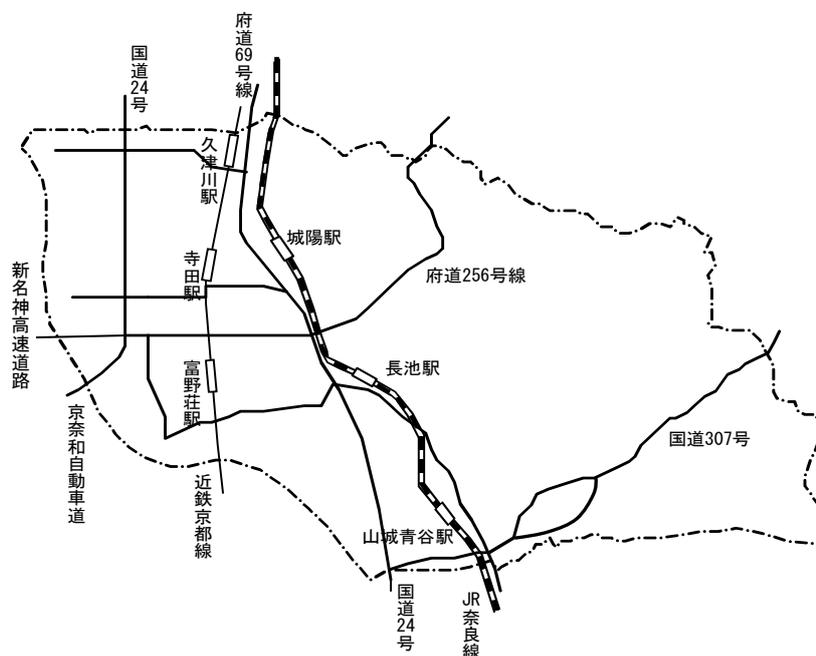
バス路線は、総合運動公園、市東部の住宅地、JR城陽駅、近鉄寺田駅までを結ぶ「鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線」と、プラムイン城陽、鴻ノ巣台から水主団地、富野荘、長池地域までを結ぶ「プラムイン城陽長池線」の2路線があります。（平成30年3月31日現在）

広域的な道路ネットワークとしては、新名神高速道路、京奈和自動車道などがあります。

なお、新名神高速道路に関しては、平成29年4月に城陽―八幡京田辺間が開通し、平成35年度（2023年度）には全面開通することが予定されています。

主要な幹線道路としては、他に市内を南北に縦断し奈良と京都を結ぶ国道24号と府道69号線、東西を結ぶ府道3線と、市域南部を東西に横断し京田辺市と宇治田原町に通じる国道307号があります。

■市内主要道路(国道・府道)



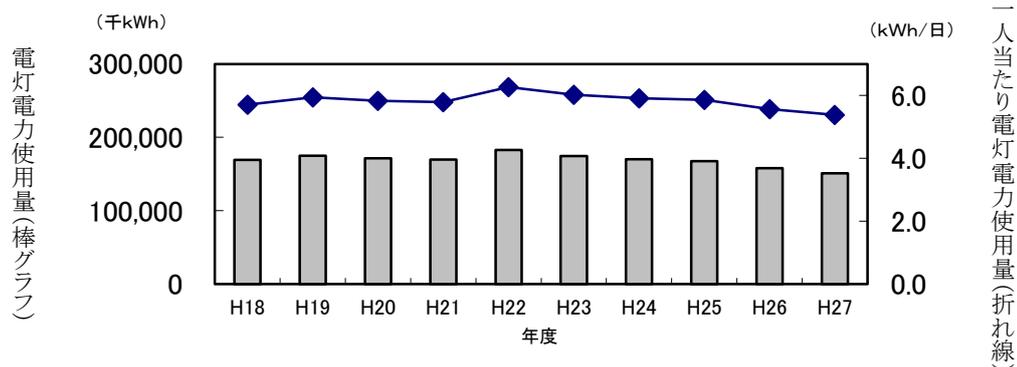
6. エネルギー等

本市の電気使用量については、電灯電力（家庭）使用量を比較対象としています。一人当たりの電灯電力（家庭）使用量は、平成22年度の東日本大震災を受けての節電取組が定着しつつあることにより、平成23年度以降は減少しています。（平成28年度以降は未公表）

都市ガス需要量は近年減少しています。また、本市の上水道配水量も年々減少しています。一人当たりの配水量も同様です。

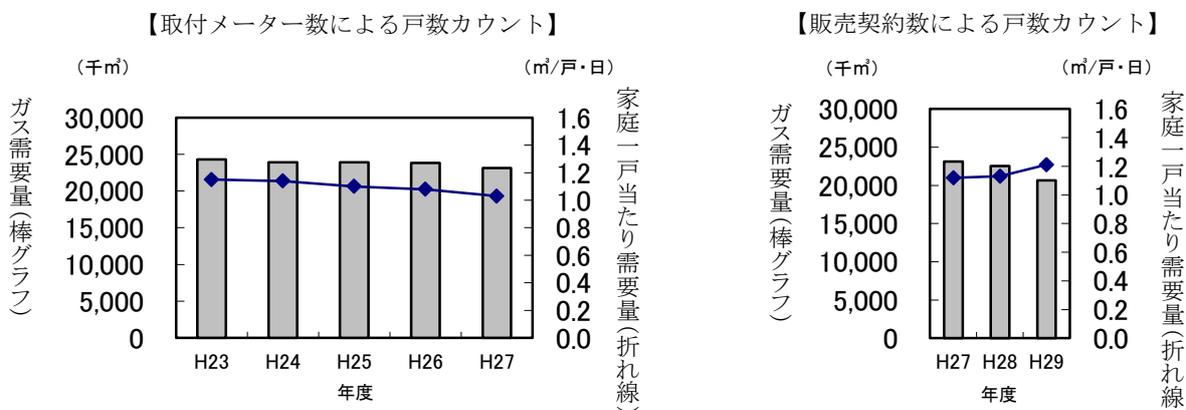
（資料編1-6「電灯及び電力量」、1-7「ガスの需要量」、1-8「上水道事業規模」を参照）

■電気使用量の推移



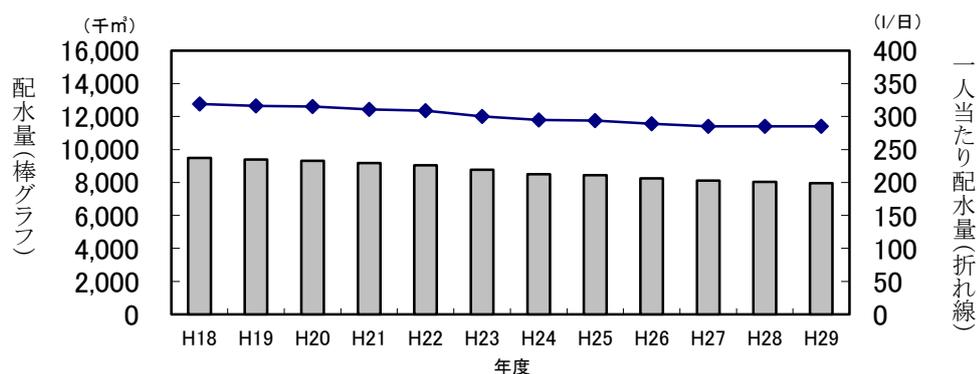
(注) 電力小売部分自由化に伴い、関西電力(株)が平成19年度より特定規模需要(高圧電力(50kW以上))の数値を公表していないため、電灯電力のみの数値である。また、平成28年度からは数値を公表していない。

■都市ガス需要量の推移



(注) 平成28年度から、戸数のカウントが取付メーター数からガス販売契約数に変更されている。

■上水道配水量の推移



7. 下水道

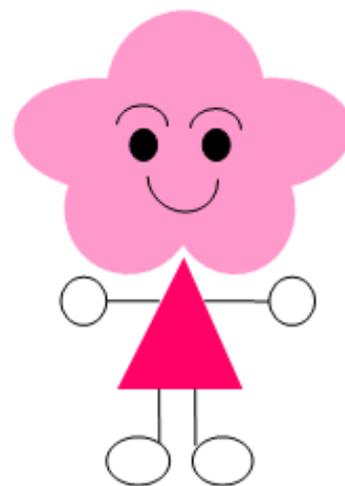
健康で快適な生活を送ることのできる環境確保と公共水域の水質保全を図る目的で、本市の下水道は昭和58年に事業着手し、平成2年4月に供用を開始しました。その後、積極的に整備を推進した結果、平成20年度で下水道整備は、ほぼ完了し、平成29年度の人口普及率は、99.4%となっております。

(資料編1-9「公共下水道の状況」を参照)

第2章 城陽市の環境の現況



じょうりんちゃん



城陽環境啓発キャラクター
「うめっち」

1. 大気

本市における大気の状態は、京都府が城陽市寺田宮ノ平（平成11年度までは寺田林ノ口）に設置した城陽測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質及び風向、風速等の気象要素などの測定を実施しています。また、市でも独自に市内20ヶ所で測定を実施しています。

1) 京都府による測定状況

城陽測定局では、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)について測定しています。

平成29年度はこのうち、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は、環境基準を達成しています。

なお、光化学スモッグ注意報は、相楽、宇治、綴喜地域で注意報が1回発令されました。微小粒子状物質注意報(日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予想される場合に発出)は、発令されませんでした。

一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO₂)については、城陽局で測定していませんが、京都府全測定局で環境基準を達成しています。

(資料編2-2「大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等」、2-3「二酸化硫黄測定結果」、2-4「浮遊粒子状物質測定結果」、2-5「光化学オキシダント測定結果」、2-6「二酸化窒素測定結果」、2-7「微小粒子状物質(PM2.5)測定結果」を参照)

2) 市による測定状況

市では、大気の現況を把握することを目的に、春・夏・秋・冬の1週間、市内20ヶ所で測定を実施しています。(大気環境測定位置図参照)

平成29年度は、全地点とも環境基準を達成しています。

(1) 調査場所

No.1～No.20地点 ……簡易測定(PTIO方式)

No.11地点(城陽市消防本部)……JIS規格に基づく測定

(2) 調査期日

夏季(6月)秋季(9月)冬季(12月)春季(3月)各季7日間

(3) 調査項目

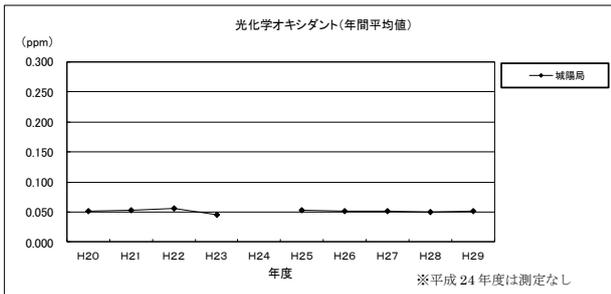
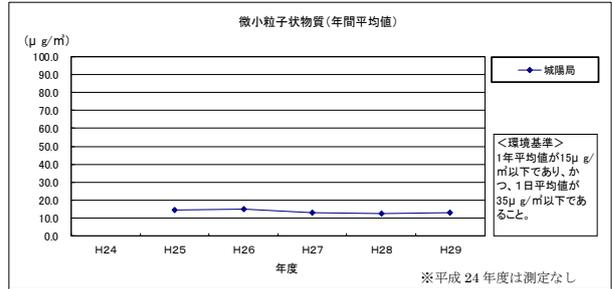
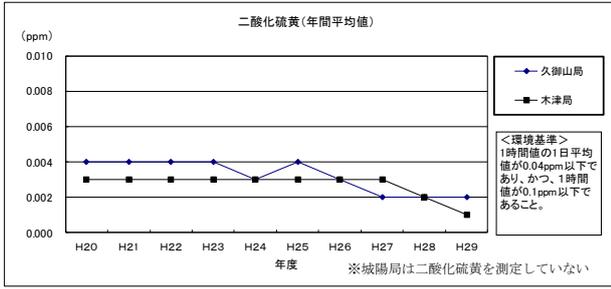
○大気質 二酸化窒素(NO₂) 一酸化炭素(CO) 浮遊粒子状物質(SPM)

○気象 風向、風速、温度、湿度

※一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速、温度、湿度は、城陽市消防本部のみ

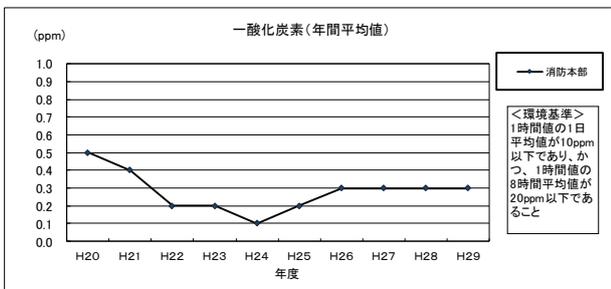
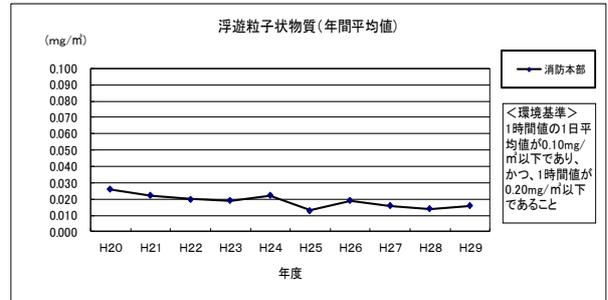
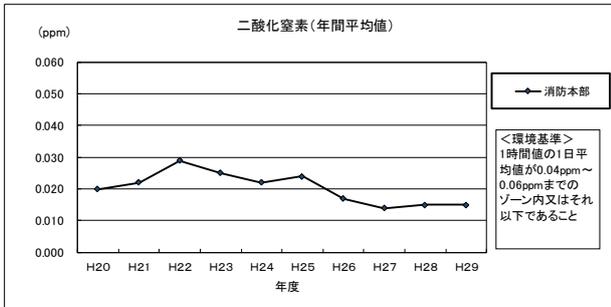
■京都府における大気環境測定の推移

(資料編 2-3 「二酸化硫黄測定結果」、2-5 「光化学オキシダント測定結果」 2-7 「微小粒子状物質(PM2.5)測定結果」を参照)



■市による大気環境測定 of 推移

(資料編 2-10 「大気質調査結果」を参照)



■河川水質測定位置図



※平成29年度については、地点5は河川工事のため欠測。

2) 事業場の排水測定

公共用水域へ排水している市内事業場の排水を年1回測定しています。平成29年度は、金属工業・繊維工業等の事業場排水3ヶ所の測定を実施し、各事業場とも排水基準未満でした。

さらに、平成元年度に市内の2ゴルフ場と使用する農薬に関する協定を結び、排水の水質測定を実施しています。結果は、各ゴルフ場とも指導指針値基準未満でした。

■事業場排水の水質測定実施状況

事業場数	5事業場(2ゴルフ場含む)
測定項目	pH、BOD、COD、SS、n-H、全窒素、全リン他

3. 地下水

水質汚濁防止法に基づき、京都府では地下水の水質測定を実施しています。

また、市でも、独自に水質測定を実施しています。

1) 地下水の水質測定

市では、市内14ヶ所の民間井戸等で独自に調査を実施しています。調査結果は、全14ヶ所で地下水に係る全ての環境基準を達成しています。

なお、平成19年度には、市内2事業場井戸から環境基準を超える総水銀及び砒素が検出されたことを受け、市では、市民の不安解消を図ることを目的として、希望者を対象に、井戸水についての

環境基準に基づく水質検査(砒素、総水銀)を実施しました。環境基準を超えた井戸については、定期的にモニタリング調査を実施し、経過を観察しています。

■平成29年度実施状況

測定箇所	14ヶ所(久世、平川、寺田、水主、富野、長池、枇杷庄、観音堂、中、奈島、市辺)の民間等の井戸
測定項目	カドミウム、シアン、鉛など、地下水環境基準項目28項目、pH

(資料編2-15「地下水水質測定結果」、2-16「地下水の環境基準」を参照)

2) 地下水採取の適正化に関する条例

この条例は、平成9年5月1日に市全体の地下水と水道水源の保全を目的に施行されました。この条例により、水道水源井を中心に半径600mを第1種規制地域、その他を第2種規制地域とし、新たな井戸を設置するときに、井戸の規模や採取量などを規制しています。

また、年に1回、主な許可井戸に採取量報告義務があり、市内全体の地下水の採取量を把握しています。

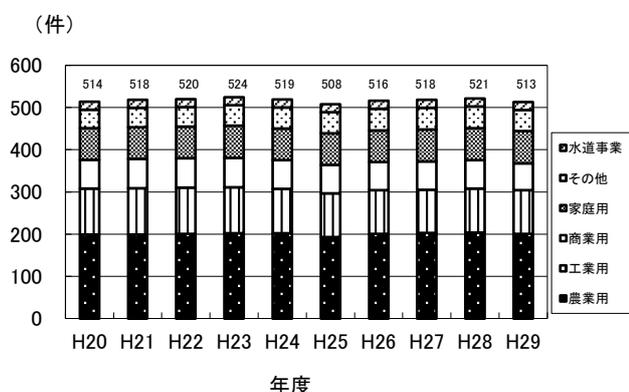
(資料編2-17「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」、2-18「地下水取水状況」を参照)

3) 地下水の採取件数、採取量

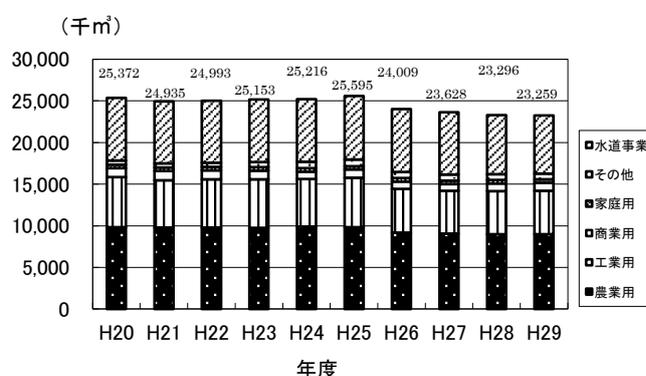
平成29年度採取件数は513件で、前年度に比べ8件減少しました。用途別内訳は、農業用201件、工業用103件、商業用64件、家庭用76件、その他50件、水道事業用19件でした。

平成29年度採取量は23,259千 m^3 で、前年度に比べ37千 m^3 減少しました。用途別内訳は、農業用8,969千 m^3 、工業用5,250千 m^3 、商業用936千 m^3 、家庭用410千 m^3 、その他700千 m^3 、水道事業用6,993千 m^3 でした。

■利用目的別採取件数の推移



■利用目的別採取量の推移



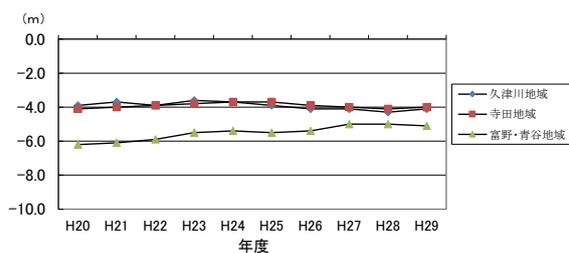
4) 地下水の水位

本市の地下水保全の状況を把握するため、浄水場井14本、観測井12本の計26本で月1回、地下水の水位測定を実施しています。測定場所は、浅井戸(不圧(自由)地下水)と深井戸(被圧地下水)に分かれます。地下水の水位に、大きな変化はみられません。

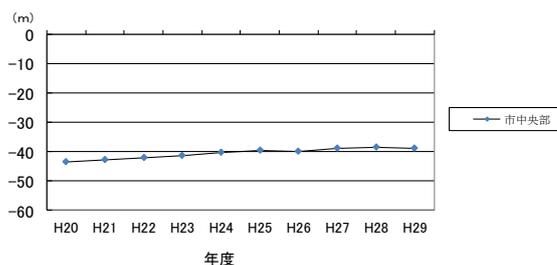
今後も長期的観測井として測定を継続していきます。

(資料編2-19「地下水位状況」を参照)

■ 地下水位の推移(浅井戸)



■ 地下水位の推移(深井戸)



5) 地盤沈下

本市の地盤沈下の状況を把握するため、毎年度地盤沈下の測定を実施しています。

測定地点は平川で、現在のところ地盤沈下の傾向は見られません。地下水採取の影響等を把握するため、今後も測定を継続していきます。

6) 地盤および地下水環境保全に関する調査

地下水の現状を詳しく把握するため、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年事業として、関西大学との官学協働による地盤および地下水の総合的な調査を実施しました。

この調査は、GIS3D(3次元地理情報システム)を用いて地盤及び地下水の総合的な現状把握(帯水層を形成する地盤、地下水の流れ、地下水の流速、性質など)によるデータ解析を行い、市全域の地盤構造や地下水の流れ、流速などを学術的に明らかにするものです。

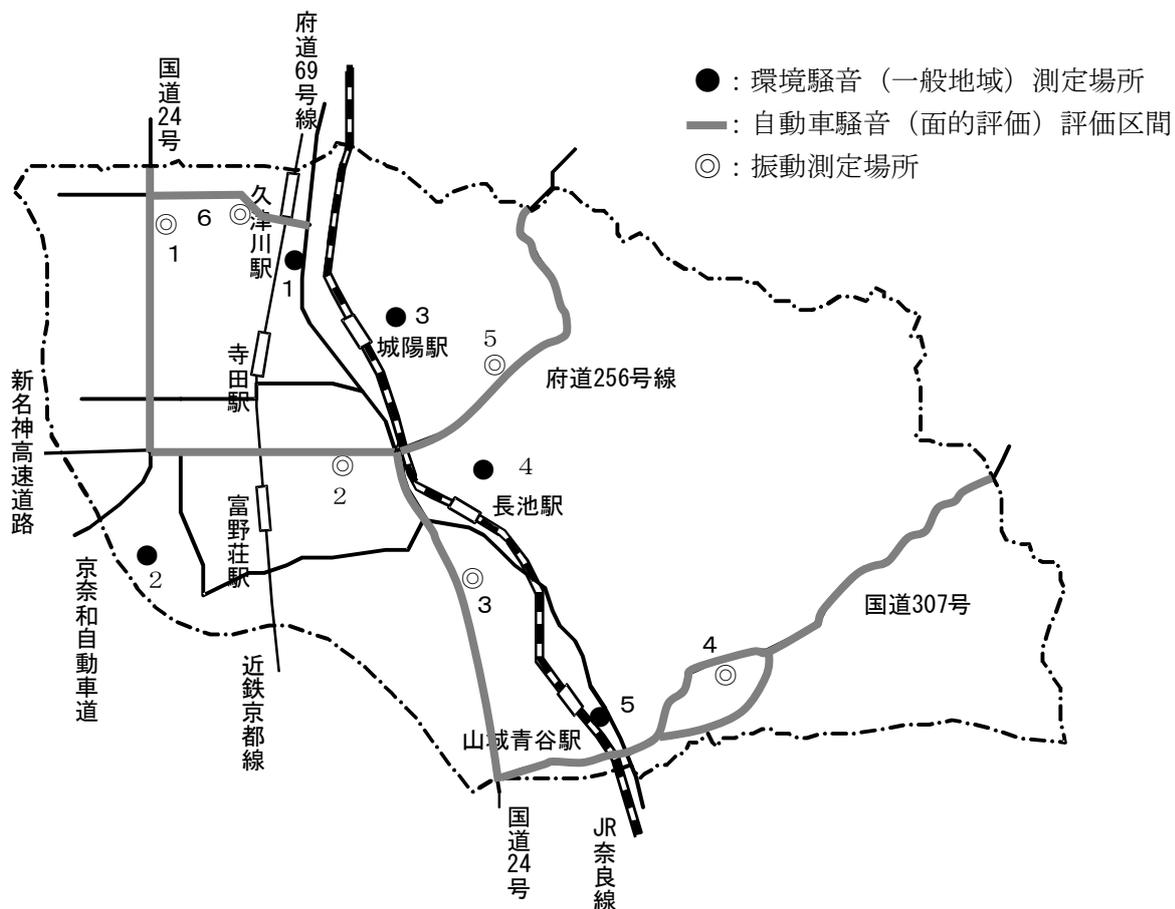
この調査研究により、市内の地盤モデルを作成することができました。また、地下水のおおよその流れ方向、VOC(揮発性有機化合物)や重金属類の汚染があった場合の汚染源の広がりについてなどを把握することができました。

この調査結果の活用として、地下水汚染シミュレーションの実施や、地下水汚染時における汚染源の拡大方向及び到達距離の予測などが可能となります。これらを踏まえてさらに安心・安全な地下水保全に努めていきます。

4. 騒音・振動

市では、市内全体の騒音・振動状況を把握するため、騒音測定及び振動測定を実施しています。騒音については、一般地域の環境騒音(25ヶ所(5ヶ所/年))及び自動車騒音(18区間(6ヶ所/年))、振動については、道路交通振動(18区間(6ヶ所/年))を測定しています。

■騒音、振動測定位置図



1)環境騒音（一般地域）

平成29年度は、市内5地点において24時間連続測定を行い、全調査地点において環境基準を達成していました。

(資料編2-20「一般地域の環境騒音測定結果」を参照)

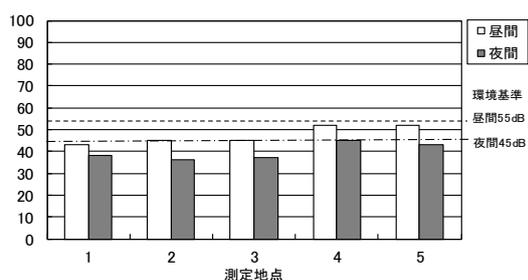
2)自動車騒音及び交通振動

平成29年度は、「一般国道24号」で3区間、「一般国道307号」、「府道山城総合運動公園城陽線」、「府道八幡城陽線」で各1区間を測定し、全体では昼間、夜間とも環境基準値以下の住居の割合は96.0%、昼間のみ基準値以下の住居の割合は3.0%、昼間、夜間とも基準値超過の住居の割合は1.1%となりました。

(資料編2-21-(1)「道路交通・振動測定結果」、2-21-(2)「評価区間別面的評価結果」を参照)

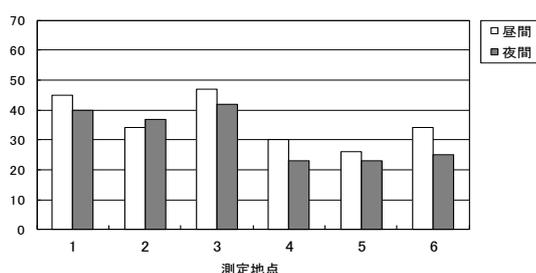
■環境騒音(一般地域)測定結果

(dB)

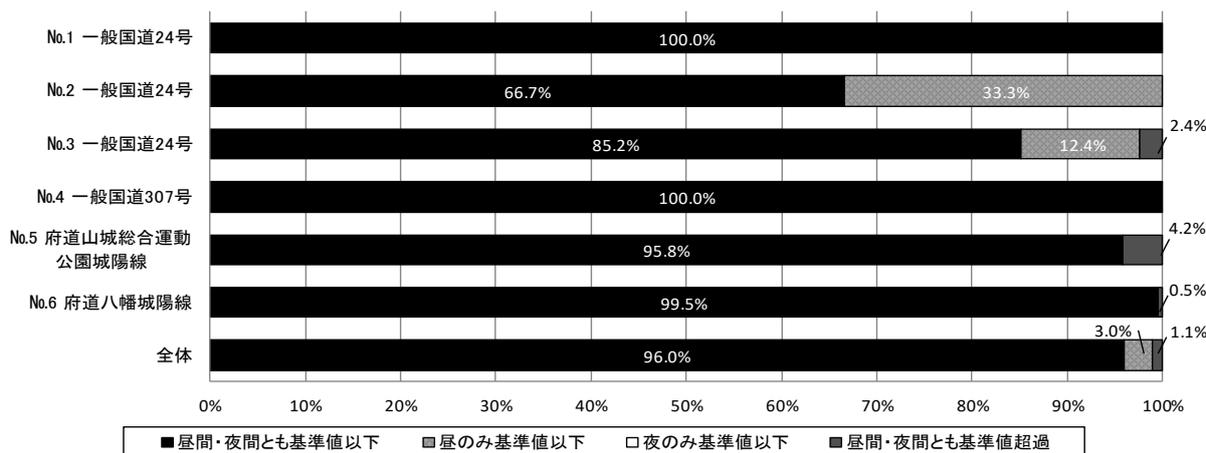


■道路交通振動測定結果

(dB)



■自動車騒音(面的評価)評価結果



(注)四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

5. 悪臭

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質が政令により定められています。

事業場排ガス測定を、主に悪臭苦情があった事業所に対し実施しています。平成29年度は、事業場2ヶ所について測定を行い、結果は規制基準未満でした。

■事業場排ガスの測定実施状況

事業場数	2事業場
測定項目	トルエン、酢酸エチル、メタノール、フェノール、ホルムアルデヒド、イソブタノール、キシレン、メチルエチルケトン

(資料編2-27「悪臭防止法に基づく規制基準」を参照)

6. ダイオキシン類

ダイオキシン類は有害物質の中でも特に毒性が強く、人への健康影響が懸念される物質です。

平成29年度京都府測定結果によると、大気における一般環境15地点、水質における公共用水域48地点の水質・公共用水域20地点の水底の底質・19地点の地下水、土壌の20地点での調査では、いずれの地点においても環境基準を下回っていました。また、本市にはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設が3事業場ありますが、いずれも排出基準に適合していました。

(資料編2-28「ダイオキシン類等の調査結果」を参照)

7. 除草

市内のあき地の適切な管理を図り、良好な生活環境を保持するため、「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、市街化区域内のあき地に対する除草指導を実施しています。

(資料編2-29「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」、2-30「除草指導状況」を参照)

■除草指導状況(抜粋)

平成29年度除草対象面積(前期・後期の合計)				88,312㎡
処理分	前期指導	自己処理	96筆	38,739㎡
		委託処理	31筆	6,246㎡
	後期指導	自己処理	113筆	42,825㎡
		委託処理	10筆	1,502㎡

平成29年度の処理率は100%でした。

8. 公害苦情

本市の事業所や工場は、経済センサス-基礎調査(平成26年7月1日)によると、事業所総数は2,601ヶ所、工業統計調査(平成26年)によると、工場は121工場となっています。

これらの事業所等からの公害を防止するため、環境監視員(2名体制)を設置し、土・日も含めた常時パトロールや、公害が発生した場合の調査・測定等を実施し、改善等を指導しています。

1)種類別公害苦情受理件数

大気汚染が26件、水質汚濁が1件、騒音が6件、土壌汚染が2件、悪臭が3件、その他(不法投棄を含む)が12件で、全体として50件でした。(野焼きは大気汚染あるいは悪臭に含まれる。)

2)用途地域別公害苦情件数

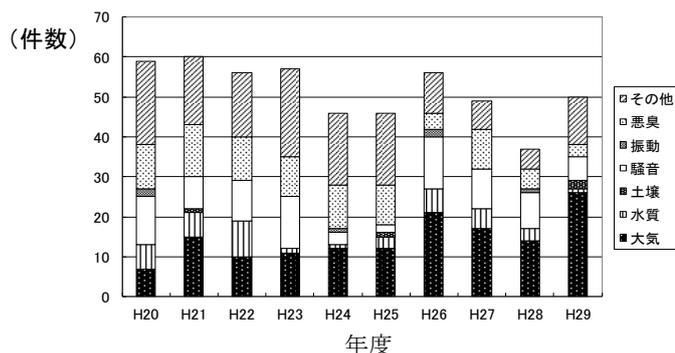
住居系が22件、工業系が3件、その他が25件でした。

3)公害苦情処理件数

50件中50件で、処理率は100%でした。

(資料編2-31「公害別の苦情受理件数及び処理件数」、2-32「用途地域別苦情発生件数」を参照)

■公害苦情件数の推移



9. 廃棄物・リサイクル

市では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進し、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制・減量化や再利用・再資源化等を推進するため、資源の分別の拡大、環境意識の周知、啓発、地域美化の実行、支援など様々な取組を実施しています。平成25年4月1日からは、古紙等を資源物とする適正なごみの排出による減量、区分の異なるごみの分別の徹底などをより進めるため、ごみ袋の透明・白色半透明袋での回収を実施しています。また、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいます。

(資料編2-33「城陽市廃棄物減量等推進審議会条例」を参照)

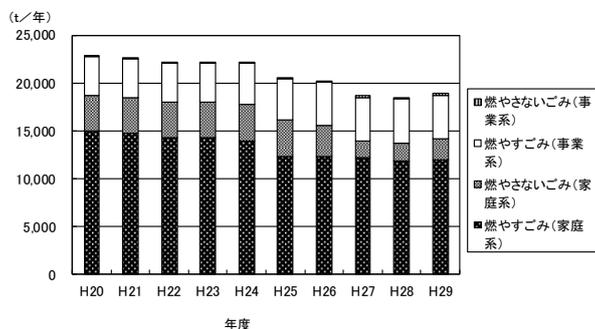
1)ごみ処理量の状況

ごみ処理量は大きく家庭系と事業系に分けられ、また燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみに分けられます。ごみの処理量は、家庭系及び事業系ともに近年は減少傾向にあります。

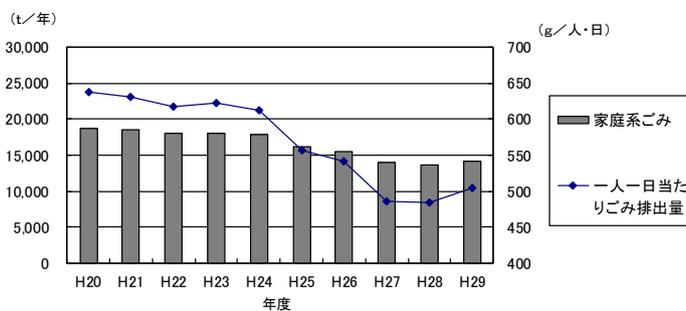
また、平成29年度の家庭系一人一日当たりごみ排出量は504gでした。

(資料編2-34「ごみの処理量と資源化率」を参照)

■ごみ処理量の推移



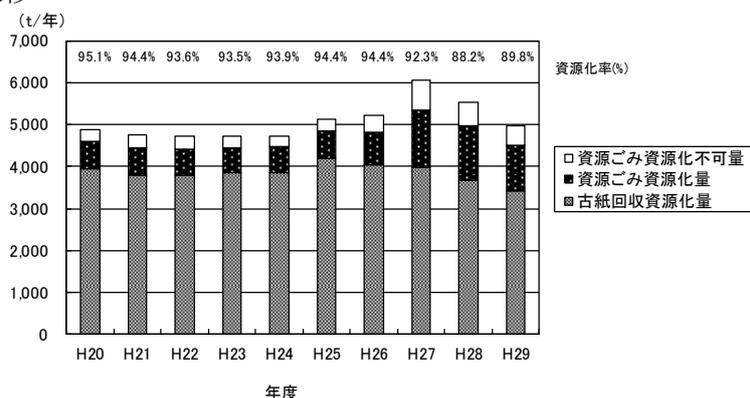
■家庭系一人一日当たりごみ排出量の推移



2) 資源物ごみの状況

資源ごみは、分別収集により回収されるプラマーク製品、ペットボトル、空き缶、空きビン等のことです。また、「古新聞、古雑誌、ダンボール、古着」の集団回収をされている自治会・子ども会などに対し、1kg当たり5円と1団体当たり年間2,000円の補助金を交付する資源再生利用奨励金制度を実施しています。

■ 資源物ごみの推移



3) 生ごみ処理機等購入費補助の状況

家庭から排出される生ごみをリサイクルすることによって有効利用し、ごみ減量を推進するため、コンポスト容器、ボカシ容器、生ごみ処理機を購入するときに購入代金の2分の1相当額(処理機は2万円、容器は4千円が上限)を補助しています。平成29年度の補助件数は3件で、累計で1,660件です。

(資料編2-36「生ごみ処理機等購入費補助の状況」を参照)

4) 不法投棄の状況

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

市では不法投棄の多発箇所やごみステーション周辺、山砂利採取跡地等を中心にパトロールを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置、広報による啓発など、不法投棄防止対策も実施しています。

5) 飼い犬のふん害の防止に関する条例

ふんのない美しいまちをともにつくっていくため、「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を平成17年4月1日に公布しました。道路や公園など公共の場所に飼い犬のふんを放置してはいけません。また、飼い犬のふん害の防止を図り、地域の環境美化を促進するため、広報や看板等による啓発の他、パトロールも実施しており、平成29年度は99回のパトロール、8件の指導を行いました。

さらに、犬のふん害のないきれいな公共空間の創造には、行政と市民が協働して市民意識の向上を図ることが重要であることから、平成19年12月に「城陽市犬のふん害防止ボランティア推進事業実施要綱」を定め、取組を実施しています。

(資料編2-37「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を参照)

10. 動植物調査

市内に生息・生育する動植物とそれをとりまく地形、地質等の自然環境を把握するため、平成10年度から平成12年度の3ヶ年で自然性の高い地域を中心に現地調査及び生息環境調査を実施しました。調査報告書は市立図書館などで閲覧できます。

調査は、主に木津川周辺(約424ha)、青谷川左岸森林周辺(約365ha)、鴻ノ巣山周辺(約30ha)で行い、総調査面積は約819haでした。調査結果は下表どおりで、その中で貴重種は、植物群落が6群集18群落、植物種が13科16種、動物種が哺乳類5種・鳥類10種・両生類4種・魚類1種・昆虫類9種の計29種でした。

■動植物環境調査結果総括表

表1 植生調査結果

項目	植生区分
現存植生	9群集 39 群落

表2 植物相調査結果

分類		科数	種数
シダ植物		20	82
種 子 植 物	裸子植物	6	11
	被子植物	離弁花類	330
		合弁花類	196
	単子葉植物	18	216
植物相総計		136	835

表3 動物相調査結果

分類	目数	科数	種数
哺乳類	5	8	12
鳥類	13	30	98
は虫類	2	6	9
両生類	2	4	11
魚類	5	10	28
水生生物(昆虫類以外)	12	21	29
昆虫類	20	239	1,098
動物相総計	59	318	1,285
動植物相 総計		2,120 種	

11. 緑化

第4次城陽市総合計画、城陽市緑の基本計画に基づき、グリーンカーテン、花いっぱい運動等、市民等との協働の取組により、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図っています。

1) 名木・古木

名木・古木は、日常的に緑と親しみ、緑の大切さを実感する一つの象徴として、市内に生育する古い木、大きい木、形のよい木、珍しい木、いわれのある木等で地域の緑化のシンボルとなる樹木を認定したものです。平成13年8月に36本を認定し、「城陽市名木・古木」として保全されており、この間に新たに認定をしたり、枯死等のため認定を解除したりしながら、平成30年3月末時点では38本となっています。

(資料編2-38「城陽市の名木・古木」を参照)

2) 公園の状況

市内には、「城陽市総合運動公園」や平成26年3月に開園した「京都府立木津川運動公園(城陽五里五里の丘)」をはじめとして、合計222ヶ所の公園があります。平成30年4月1日の公園総面積は、468,103㎡(京都府所管の京都府立木津川運動公園 109,000㎡を含む)

であり、一人当たり公園面積は、6.21㎡です。

(資料編2-39「公園の設置状況」を参照)

■公園の設置状況

No.	種別	名称等	面積 (㎡)
1	運動公園	城陽市総合運動公園等2ヶ所	269,168
2	近隣公園	木津川河川敷運動広場	32,730
3	都市緑地	桜つつみ緑地等 9ヶ所	62,252
4	街区公園	児童公園等 210ヶ所	103,953
		合計	468,103

3)市街化区域の緑被率

市街化区域の緑被地は、農地、地域に点在する古墳・遺跡や社寺林等の樹林地、公園等の草地などで、市街化区域の緑被率は18%となっています。(平成28年度末)

4)生け垣設置費助成の状況

市では、道路に面した民有地を緑化し緑豊かなまちづくりを推進するため、生け垣を新設されるときに苗木代(1m当たり5千円まで、総額5万円上限)を助成しています。平成29年度で累計168件となっています。

(資料編2-40「生け垣設置費助成制度の状況」を参照)

5)桜つつみ事業

桜つつみモデル事業は、木津川の右岸を「緑につつまれた市民のやすらぎといこいの回廊にする」という小学生のアイデアにより平成元年から始まった事業で、国土交通省・城陽市が共同で実施しています。

国土交通省は既存堤防の強化を図り、城陽市は桜の植樹等を行うことで、緑あふれる河川空間と豊かなふるさとのイメージを創出することを目的に取り組を進めています。

現在、約2.1kmが完成し都市緑地として供用しています。

6)グリーンカーテンの取組

市では、緑化の取組及び地球温暖化対策の取組のひとつとして、グリーンカーテン運動を推進しています。平成29年度は公共施設計15施設、市民440世帯にゴーヤ苗を配布し、グリーンカーテンの推進を図りました。また、城陽環境パートナーシップ会議でも200世帯の市民にゴーヤの苗を配布しました。

12. 環境美化活動

平成21年4月から、市民団体や事業所等が取り組んでいる清掃活動を市民に紹介し、市民の美化意識の高揚を図るとともに、活動の広がりや連携に向けた支援を行い、ごみのない美しいまちづくりを推進することを目的にクリーン活動を始めました。

1) ALL FOR 城陽クリーンアクション(市内一斉クリーン活動)

平成 29 年度は6月4日(日曜日)をメインの日(1日から 30 日を活動期間)とし、市民や事業所、各コミュニティセンター運営委員会、青少年健全育成市民会議等の団体計 51 団体 3,107 人により、6,885.9kg のごみを回収しました。

2)クリーン活動の支援

平成 21 年4月に、市ホームページに活動状況を紹介するサイト「クリーン倶楽部城陽」を設置しました。平成 30 年3月末現在で、39 団体が登録されています。

ALL FOR 城陽クリーンアクション(市内一斉クリーン活動)及びクリーン倶楽部城陽登録団体の活動については、インターネットで「城陽市ホームページ」→「くらしのガイド」→「ごみ・環境」→「環境保全」→「環境美化活動(市内クリーン活動)」のサイトから見ることができます。

【クリーン倶楽部登録団体】

(平成 30 年3月末現在)

No	団 体 名	活 動 場 所
1	環境倶楽部	城陽市役所周辺
2	城陽環境パートナーシップ会議	自然観察会開催に併せ実施
3	クリンクリン	市道1号線寺田高田地内
4	だいや	府道城陽八幡線(寺田駅→市役所)
5	(社)城陽市シルバー人材センター	市役所、寺田駅周辺
6	(株)スズキ自販京都	営業店周辺
7	(株)南都銀行 城陽支店	店舗周辺
8	宮の谷エコ・クリーン	宮の谷地域内の公園等
9	ワタキューセイモア(株)近畿支店城陽工場	工場周辺
10	(株)ホンダカーズ京都城陽店	寺田新池交差点付近
11	城陽市職員クリーン隊	市役所周辺
12	あんびしゃクリーンくらぶ	山城青谷駅周辺
13	むらかみ整骨院	久津川駅周辺
14	富士高分子(株)	会社周辺道路
15	星和電機(株)	会社周辺道路
16	京都南山城ボーイズ硬式野球協会	グラウンド周辺(観音堂)
17	(株)ピーターパン	寺田東ノ口周辺
18	京都信用金庫城陽支店	会社周辺道路
19	宇治公衆衛生協会城陽支部	協会周辺道路等
20	城陽市たばこ販売店協議会	寺田駅、文化パーク城陽周辺
21	京成自工(株)	会社周辺道路
22	市辺礫集会	自治会清掃

No	団 体 名	活 動 場 所
23	南山城学園 魁	事業所周辺道路
24	大堀自治会	自治会清掃
25	南山城学園 身体障害者デイサービスセンターすいんぐ	事務所周辺
26	東敷島自治会	自治会清掃
27	庭井団地自治会	自治会清掃
28	水度坂自治会	自治会清掃
29	宮ノ谷自治会	自治会清掃
30	芝ヶ原自治会	自治会清掃
31	城陽スマイル	城陽市内
32	(株)ミズホ	工場周辺
33	京都府立城陽高等学校ボランティア部	水度参道周辺
34	ひかりの里自治会	自治会清掃
35	平川東部第二自治会	自治会清掃
36	城陽台自治会	自治会清掃
37	大和苑自治会	自治会清掃
38	市ノ久保有楽自治会	自治会清掃
39	京都トヨタ自動車(株)城陽店	城陽市内

(登録順)

13. 環境学習等

城陽市環境基本計画では、環境目標の1つに「環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人をはぐくみます」を掲げ、環境学習や環境教育に積極的に取り組んでいます。

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
【環境課・城陽環境パートナーシップ会議】				
平成 29 年 5 月 13 日 (土)	ゴーヤ苗の配布	城陽環境パートナーシ ップ会議運営委員、会員	200 人	旬菜市
5 月 14 日 (日)	第 1 回自然観察会	環境生物研究会 岡井 勇樹氏	22 人	城陽五里五里の丘
5 月 21 日 (日)	南部コミセンまつり出展 (省エネ診断)	城陽環境パートナーシ ップ会議運営委員、会員	10 人	南部コミセン
6 月 4 日 (日)	ALL FOR 城陽クリーン アクション (市内一斉ク リーン活動)	城陽環境パートナーシ ップ会議運営委員、会員	3,107 人	各コミセン他
6 月 24 日 (土)	平成 29 年度 総会	城陽環境パートナーシ ップ会議運営委員、会員	25 人	福祉センター

日時等	内容	講師等	参加者 (定員)	開催場所
6月24日(土)	環境ミニフォーラム	京都府地球温暖化防止活動推進センター 事務局次長 川手 光春氏	33人	福祉センター
7月3日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	57人	里の西保育園
7月4日(火)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	42人	久世保育園
7月6日(木)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	30人	清仁保育園
7月9日(日)	第2回自然観察会	環境生物研究会 野村 隆俊氏	30人	今池川流域
7月10日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	51人	清心保育園
7月11日(火)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	24人	鴻の巣保育園
7月12日(水)	省エネ診断	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	36人	城陽市役所
7月19日(水)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	36人	くぬぎ保育園
7月24日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	27人	青谷保育園
7月27日(木)	夏休み 子どもエコバスツアー	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	22人	滋賀県立琵琶湖博物館
7月28日(金)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	30人	しいの木保育園
8月3日(木)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	130人	今池保育園
8月26日(土)	子どもエコ料理教室	中坊 裕子氏	27人	南部コミセン
11月5日(日)	平成29年度第16回城陽市環境フォーラム「住環境を考えよう ～健康と省エネ～」	近畿大学建築学部 学部長 岩前 篤氏	350人	文化パーク城陽 (市民プラザ)
11月25日(土)	自然学習会	湖北野鳥センター研究員 植田 潤氏	23人	湖北野鳥センター
11月29日(水)	企業訪問	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	11人	応用電機(株)
12月9日(土) 10日(日)	京都環境フェスティバル出展	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	—	京都府 総合見本市会館
平成30年 1月13日(土)	男のエコ料理教室	木下 穂支子氏	18人	南部コミセン

日時等	内容	講師等	参加者 (定員)	開催場所
1月20日(土)	太陽の恵み学習会	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	11人	寺田コミセン
2月11日(日)	さんさんフェスタ出展 (省エネ診断)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	32人	文化パーク城陽
2月17日(土)	第3回自然観察会	環境生物研究会 岡井 勇樹氏	25人	古川流域
3月8日(木)	エコバスツアー	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	29人	エル・マールまいづる 舞鶴ふるるファーム
3月3日(土) ～3月11日(日)	木津川展出展	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	—	木津川流域センター
年14回	竹林整備(竹炭づくり)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員、会員	参加延人数 510人	青谷(堂山)
【地域整備課】				
平成29年 10月1日(日)	城陽市緑化フェスティバル	/	約8,000人	城陽五里五里の丘
【文化・スポーツ推進課】				
平成29年 5月20日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	58人	稲荷山・清水山
6月3日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	42人	音羽山・高塚山
6月24日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	48人	龍王山
9月16日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	織山
10月7日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	三上山
10月21日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	牛松山
11月18日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	愛宕山
12月2日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	33人	蛇谷ヶ峰
平成30年 1月20日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	53人	木津川左岸 25km
2月10日(土) 8:30～17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	大文字山

日時等	内容	講師等	参加者 (定員)	開催場所
3月3日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	53人	鷲峰山
【文化パーク城陽・プラネタリウム】				
平成29年 4月20日(木) 11:00~11:30	0歳からのプラネタリウム	プラネタリウム職員	77人	プラネタリウム
5月24日(水) 15:30~16:15	プラネで絵本の読み聞かせ	城陽お話しサークル	52人	プラネタリウム
6月30日(金) 11:00~11:45	第1回ワークショップ	プラネタリウム職員	158人	プラネタリウム
7月7日(金) 14:00~15:30	七夕コンサート	スカイラークジャズオーケストラ	230人	プラネタリウム
7月29日(土) 18:00~19:00	プラネでコンサートクラシック	礒田 純子氏 鈴木 祐子氏	120人	プラネタリウム
8月5日(土) 18:00~19:00	プラネでコンサートジャズ	ニューサクシートーンズ 酒井 康充氏	126人	プラネタリウム
9月7日(木) 11:00~11:45	0歳からのプラネタリウム	プラネタリウム職員	70人	プラネタリウム
6月~8月	オーロラ写真展	—	624人	プラネタリウムロビー
9月~10月	モンゴル写真展	—	453人	プラネタリウムロビー
10月20日(金) 11:15~12:00	親子で楽しむプラネタリウム	プラネタリウム職員	43人	プラネタリウム
10月25日(水) 10:30~11:15	プラネで絵本の読み聞かせ	城陽お話しサークル	203人	プラネタリウム
10月28日(土) 18:00~19:00	プラネでコンサートモンゴル	伊藤 麻衣子氏 福井 則之氏	190人	プラネタリウム
11月3日(金) 10:45~11:45	映像祭	プラネタリウム職員	112人	プラネタリウム
11月3日(金) 13:30~15:00	JAXA講演会	JAXA広報部 薬師寺 肇氏	113人	プラネタリウム
11月10日(金) 15:00~16:30	古墳壁画講演会	奈良文化財研究所 飛鳥資料館 学芸室長 石橋 茂登氏	75人	プラネタリウム
11月12日(日) 13:30~17:00	望遠鏡工作教室	星のソムリエ 和田 浩一氏	26人	文化パーク城陽会議室
11月中	古墳壁画写真展	—	152人	プラネタリウムロビー
12月1日(金) 11:15~12:00	親子で楽しむプラネタリウム	プラネタリウム職員	20人	プラネタリウム
12月6日(水) 10:30~11:15	プラネで絵本の読み聞かせ	寺田小読み聞かせの会	200人	プラネタリウム

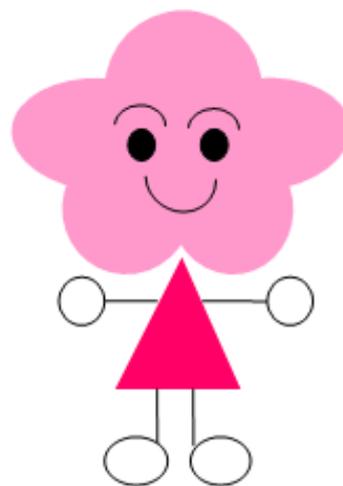
日時等	内容	講師等	参加者 (定員)	開催場所
12月10日(日) 13:30～17:00	望遠鏡工作教室	星のソムリエ 和田 浩一氏	27人	文化パーク城陽会議室
平成30年 2月1日(木) 10:30～11:15	プラネで絵本の読み聞かせ	久世小読み聞かせの会	144人	プラネタリウム
2月8日(木) 14:30～15:15	第2回ワークショップ	プラネタリウム職員	30人	プラネタリウム
2月28日(水) 14:00～15:00	銀河サーカス団&ライアーコンサート	野崎 啓子氏 すぎもと うたこ氏 辻村 具子氏 松葉 智穂氏	190人	プラネタリウム
12月～2月	オーロラ写真展	—	325人	プラネタリウムロビー
3月3日	伊藤えり 笙コンサート	伊藤 えり氏	90人	プラネタリウム
3月17日	プラネタリウム落語	竹村 育生氏 上手 清寛氏 児藤 鑑氏	52人	プラネタリウム
3月中	「銀河サーカス団」写真展	—	82人	プラネタリウムロビー
【コミュニティセンター】				
平成29年 5月14日(日)	クリーン運動	南部コミュニティセンター職員	130人	南部コミュニティセンター近辺
5月14日(日)	みどりのエコカーテン作り教室 ～苗渡し～	今池コミュニティセンター職員	25人	今池コミュニティセンター
7月29日(土)	再生化エネルギー教室 ～ソーラークッカーを作ろう～	京都府地球温暖化防止活動推進センター	35人	北部コミュニティセンター
8月1日(火)	エコなエレガント工作	露木 喜代美氏	11人	青谷コミュニティセンター
9月29日(金)	天文教室 ～土星と月を観察しよう！～	島田 儉氏	38人	北部コミュニティセンター
9月30日(土)	天文教室 ～土星と月を観察しよう！～	島田 儉氏	31人	北部コミュニティセンター
10月11日(水)	イモほり体験 ～水主中岡農園でのイモほり～	中岡 文枝氏	23人	中岡農園
10月14日(土)	イナゴ取り ～今池川周辺でイナゴ取り～	市原 満男氏	20人	今池川周辺
10月14日(土)	ふれあいクリーン&ウォーキング	寺田コミュニティセンター職員	36人	文化パーク城陽周辺

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
10月25日(水)	環境施設見学学習 ～岡村本家とコクヨ見学～	北部コミュニティセンタ ー職員	32人	コクヨ工業滋賀
11月11日(土) 11月12日(日)	図書室まつり ～本のリサイクル市～	今池コミュニティセンタ ー職員	91人	今池コミュニティセ ンター
平成30年 2月8日(木)	エコ教室 ～猫ちゃんのピンチバサミ～	北部コミュニティセンタ ー職員	23人	北部コミュニティセ ンター

第3章 城陽市の環境政策



じょうりんちゃん



城陽環境啓発キャラクター
「うめっち」

1. 環境基本条例

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利と将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。そこで本市は、良好な環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明し、持続的発展が可能な社会をつくるため環境基本条例を制定しました。本条例は、市が環境問題に総合的に取り組むために、様々な施策に共通する理念や、施策の基本的方向性を定めるものです。具体的な目標、施策については、環境基本計画やエコプラン等で定めています。

策定に当たって、一般公募の市民や事業者の代表、学識経験者等で構成する「環境市民懇話会」を発足し、コーディネーター役としてNPO法人の協力を得て着手しました。条例は平成13年12月に議会で可決され、平成14年4月1日から施行しました。

(資料編3-1「城陽市環境基本条例」、3-2「環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過」を参照)

2. 環境基本計画

1) 策定の概要

本計画は、「城陽市環境基本条例」で示されている現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するためのものとして「第2次城陽市総合計画」(第3次：平成19年度策定、第4次：平成29年度策定)はもとより、それに基づく「都市計画マスタープラン」「農業農村整備基本構想」「東部丘陵土地利用計画」などの土地利用に関する計画、および新名神高速道路の建設計画との整合性を図りつつ、各種環境施策の上位計画として位置づけられるものです。市は、環境に関わる個別計画や各種施策の策定および実施にあたり、本計画を基本的な事業指針として活用します。また、本計画は、市、市民、市民団体、事業者がよりよい環境づくりに向けた活動を行う際の指針ともなります。

策定に当たって、条例と同様に環境市民懇話会との協働、コーディネーター役にNPO法人の協力を得て取り組みました。また、全コミュニティセンターで、環境市民懇話会の主催による「環境井戸端会議」を開催するなど、幅広い市民の意見を求めました。

これらの市民意見を参考に、基本計画案を作成し、議会に報告するとともに、環境審議会(環境基本条例に基づき平成14年10月1日設置)に諮問、審議会の答申内容や、議会、市長の意見を踏まえて、平成15年3月、環境基本計画を策定しました。

なお、平成29年度に同計画が終了となるため、第2次環境基本計画を策定し、平成30年度から取組を進めています。

(資料編3-3「環境基本計画の策定経過」、3-4「城陽市環境基本計画の体系」を参照)

■ 環境基本計画等の数値目標と進捗状況（平成30年3月末現在）

環境ビジョン	基本目標	目標達成度を示す指標	基準値 (平成12年度)	平成29年度の 数値目標	平成28年度の実績 ○印は数値目標達成項目	平成29年度の実績 ○印は数値目標達成項目
＜生活＞ 安心・安全で健康 に暮らせるまち	1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します 2. 良好な生活環境を守ります 3. 安心して暮らせる環境を守ります	・BOD10mg/l以下の調査地点の割合	43% (6地点/14地点)	100%	100% (14地点/14地点)	○ 100% (7地点/7地点)
		・公害苦情件数 ※除草苦情件数含む	114件	減らす	38件	○ 50件
		・川や池の水のきれいさに対する満足度	13% ^{注1)}	50%	26.6% ^{注2)}	26.6% ^{注2)}
		・公共下水道への接続率(人口比) ^{注3)}	69% ^{注3)} (12,264/17,854)	100%	93% (70,970/76,634)	93% (71,031/76,390)
＜自然＞ 多様な生き物が暮 らす豊かな自然を 守り育てるまち	4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り 育てます 5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます 6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます 7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、 再生します	・動植物相の種数 ^{注4)}	2,120種 (328(平成22年現在)) ^{注5)}	現状維持	現状維持 ^{注6)}	○ 現状維持 ^{注6)}
		・市の名木・古木登録数	36本(平成13年度末)	現状維持	36本	○ 38本
		・耕地面積	458ha	約200ha	404ha	○ 399ha
		・自然の生物との親しみに対する満足度	36% ^{注1)}	50%	28.7% ^{注2)}	28.7% ^{注2)}
		・オオタカの生息状況の確認 ^{注4)}	確認されている	確認されている	確認されている	○ 確認されている
		・ホテルが見られる水辺の数 ^{注4)}	10ヶ所	増やす	8ヶ所	5ヶ所
＜快適＞ 城陽らしい景観・ 街並みと安らぎの あるまち	8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人 と環境にやさしい交通体系をつくります 9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります 10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげて いきます 11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくり ます	・一人当たり公園面積	3.8㎡	10㎡	6.1㎡	6.2㎡
		・市街化区域の緑被率	19.6%	30%	18% ^{注7)}	18% ^{注7)}
		・歩行者街路の快適さに対する満足度	11% ^{注1)}	50%	19.1% ^{注2)}	19.1% ^{注2)}
		・水や水辺とのふれあいに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	17.3% ^{注2)}	17.3% ^{注2)}
		・街並みのゆとり、美しさに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	21.7% ^{注2)}	21.7% ^{注2)}
		・生け垣の補助件数(累計)	129件(平成13年度末)	増やす	168件	○ 168件
		・グリーンカーテンの取組実施家庭・公共 施設	72件 (H20年度)	500件	610件	○ 655件
		・クリーン倶楽部城陽登録団体数	5件 (H21年4月末)	40件	30件	39件
＜循環＞ 循環型社会を形成 するとともに負の 遺産を解消し、新 しい環境財産をつ くり出すまち	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシ ステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指 します 13. 省エネルギーを推進するとともに、自然エネルギ ーを積極的に活用します 14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用 を推進します	・家庭系一人一日あたりごみ排出量	約680g(平成13年度)	約590g	約484g	○ 約504g
		・市内の電力(100V)消費量 (関西電力(株)供給分)	161,961千kWh	145,000千kWh	— ^{注8)}	—
		・一人一日あたりの水の使用量	316L(H19年度) (H12年度:345L)	減らす	285L	○ 285L
		・生ごみ処理機等への補助対象件数(累 計)	1,083件(平成3年度末)	増やす	1,657件	○ 1,660件
＜参加＞ 全ての人々が参加 し、パートナーシ ップで行動するま ち	15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くする ためにパートナーシップで取り組みます 16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組 みづくりに取り組みます 17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にや さしい人をはぐくみます	・環境に関するイベント・学習会等への参 加経験の割合	16% ^{注1)} (イベントへの参加)	50%	29.9% ^{注2)}	29.9% ^{注2)}
		・環境を学ぶ機会の満足度	データなし	50%	12.4% ^{注2)}	12.4% ^{注2)}
		・環境マネジメントシステムの導入事業 所数	6事業所(平成3年度末)	増やす	25事業所 ※公表分のみ	○ 25事業所 ※公表分のみ
＜地球環境＞ 地球環境を考えて 地域で行動するま ち	18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていること を認識し、身近な地域で行動を起こします	・地球環境問題に対する関心度	72% ^{注1)}	100%	91.9% ^{注9)}	91.9% ^{注9)}
		・環境家計簿を実施したことのある世帯の 割合	データなし	10%	1.8% (526件)	1.8% (552件)
		・市全体のCO ₂ 排出量の削減 ^{注10)}	0.140×10 ⁶ t-CO ₂	0.126×10 ⁶ t-CO ₂ (10%削減)	—	—

注1)：平成12年度「城陽市環境に関する市民アンケート調査」によるものである。

注2)：平成27年度「城陽市市民意識調査」によるものである。(意識調査は約3年ごとに実施)

注3)：基準値(平成12年度)は戸数比を使用しているが、平成24年度からは人口比を使用している。

注4)：動植物相の種数・オオタカ・ホテルの生息に関する基準値データは「城陽市動植物環境調査報告書」によるものである。

注5)：「生き物ハンドブック」(城陽環境パートナーシップ会議：平成22年)で確認している動植物相の種数。

注6)：平成12年度「動植物環境調査報告書」によるものである。

注7)：平成15年都市計画基礎調査によるものである。

注8)：平成19年度より特定規模需要(高圧電力<50kw以上>)の公表を差し控えているため、市内の100V電力消費量のみ使用している。

注9)：平成27年度「産業まつり」におけるアンケート結果を使用している。

注10)：電力消費量からのみCO₂へ換算したものである。

3. 推進体制

1) 城陽環境パートナーシップ会議

環境基本条例第 27 条に基づき、市、市民、市民団体、事業者が「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むための組織です。

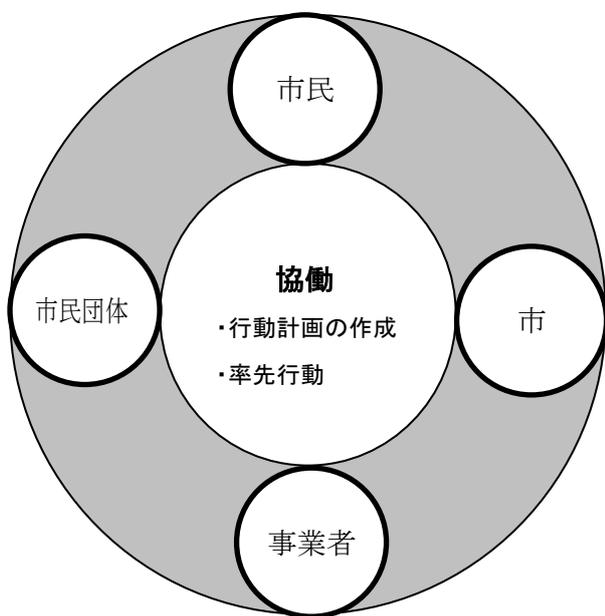
設立にあたり、環境市民懇話会の呼びかけにより、平成 15 年 9 月 1 日に設立発起人会を発足させ、設立に向けた具体的な検討作業を行うとともに、幅広い市民の参画を募り、同年 10 月 25 日に任意組織として「城陽環境パートナーシップ会議」が設立されました。

なお、設立総会の際において「環境を守り育てる市民の誓い」の宣誓文を参加者全員で読み上げ、環境保全に向けた決意を新たにしました。

組織構成は、総会・運営委員会・部会からなります。会員は、市民を基本としていますが、環境に関心のある方はどなたでも入会できます。会員は、個人会員、団体会員、賛助会員に区分され、個人会員、団体会員の会費は、多くの参加のもと幅広い活動の展開を図る目的で無料です。なお、賛助会員については賛助会費として年間 20,000 円を納入いただき、本会議の活動を支援していただいています。

環境基本計画の推進に向け、年度ごとに具体的な行動計画の企画・立案を行い、各種事業が実施されます。

(資料編 3 - 5 「城陽環境パートナーシップ会議規約」を参照)



■会員の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

会 員 種 別 (単位)	会 員 数
個 人 会 員 (人)	253
団 体 会 員 (団体)	21
賛 助 会 員 (人・団体)	17



< 第 16 回城陽市環境フォーラム >



< 平成 29 年度総会 >

■平成29年度 城陽環境パートナーシップ会議事業報告

環境ビジョン	■環境基本計画重点的取組内容 ○パートナーシップ会議の取り組み	実績
生活	■身近な河川の美化および水質改善 ○身近な河川とそこに見られる動植物の観察会の開催 ○身近な河川の清掃活動の実施 ○河川浄化	○河川の観察会、清掃活動等 (1)第2回自然観察会 参加者:30名 7月9日(日) 講師:野村隆俊氏 今池川周辺の動植物の観察と水質調査 (2)第3回自然観察会 参加者:25名 2月17日(土) 講師:岡井勇樹氏 古川周辺の動植物の観察と河川の清掃
自然	■市民参加による生き物調査を実施し、多様な種の生息を確認する ○里山とそこで見られる動植物の観察会の開催(年1回) ○生き物ハンドブックのDVDの活用 ○竹林の整備(竹炭づくり)	○里山、動植物の観察会、学習会の開催 (1)第1回自然観察会 参加者:22名 5月14日(日) 講師:岡井勇樹氏 府立木津川運動公園の動植物の観察 (2)自然学習会 参加者:23名 11月25日(土) 講師:湖北野鳥センター研究員 植田潤氏 湖北野鳥センター(滋賀県長浜市) ○生き物ハンドブックのDVDの活用 イベント等での販売(計102枚) ○竹林整備(竹炭づくり) 梅の郷青谷づくりへ参加(年14回) 参加延べ人数:510名
快適	■潤いとやすらぎの空間を創出する公園の整備 ■歩行者が安心して歩ける街路の整備 ○花いっぱい運動の実施、市民への拡大 ○グリーンカーテンの普及・啓発 ○環境美化の推進	○花いっぱい運動の実施 街角班の活動、菜の花、コスモスの栽培、菜種油(16本(600g/本))の作成 ○グリーンカーテンの普及・啓発 (1)ゴーヤの苗を育成し、市民200名に配布(旬菜市) 5月13日(土) (2)ゴーヤの苗を公共施設に配布(18施設 279苗) ○環境美化の推進 クリーン活動の実施 6月24日(土)
循環	■パートナーシップによる新たなリサイクルシステムの確立 ■リサイクル・省エネルギー・自然エネルギー導入の推進 ○ごみの分別・廃油回収の啓発 ○マイボトルの推進	○廃油回収の啓発 エコパートナー通信での廃油回収の啓発 ○自然エネルギーの活用と普及 環境出前講座 市内保育園(9園:計427名) 7月3日(月)～8月3日(木)
参加	■パートナーシップによる環境イベントの開催 ■市民、事業者、市、学校、園等を対象とした環境学習会の拡充 ○次期の城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について ○第2次城陽市環境基本計画について ○総会・環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催 ○子供を対象とした環境学習会の開催 ○企業訪問の実施 ○会報(エコパートナー通信)の発行(年4回)	○総会・環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催 (1)総会・環境ミニフォーラム 参加者:25名(総会)、33名(ミニフォーラム) 6月24日(土) 講演会 テーマ:「地球温暖化対策の最前線」 講師:京都府地球温暖化防止活動推進センター 川手光春氏 (2)環境フォーラム 参加者:350名 11月5日(日)「住環境を考えよう」～健康と省エネ～ ①講演会、抽選会 「健康と省エネ」講師:近畿大学建築学部長 岩前篤氏 ②着物リメイクファッションショー(「布日和」) ③リサイクル工作教室(「エコ・ポート長谷山」) ④省エネ住宅の構造展示 ⑤その他 販売、活動紹介展示 ○子供を対象とした環境学習会の開催 (1)子どもエコバスツアー 参加者:22名 7月27日(木) 滋賀県立琵琶湖博物館 (2)子どもエコ料理教室 参加者:27名 8月26日(土)「イチジクを使ったゼリー、マフィンケーキ他」 ○企業訪問の実施 参加者:運営委員9名 11月29日(水) 応用電機株式会社 ○会報(エコパートナー通信)の発行(年4回) 4月5日発行、7月12日発行、10月2日発行、1月10日発行 ○エコバスツアー 参加者:29名 3月8日(木) エル・マールまいづる 舞鶴ふるるファーム ○エコ料理教室 男のエコ料理教室 参加者:18名 1月13日(土)「酒粕フォンデュ、じゃこ大豆他」 ○扇風機型ミスト発生機貸出事業 7月28日(土)～8月9日(水) 貸出施設:2施設(コミュニティセンター) ○その他事業 京都環境フェスティバル出展 12月9日(土)、10日(日) 木津川展 3月3日(土)～3月11日(日)
地球環境	■温暖化防止の啓発に組みこみ、行動につなげる ○環境家計簿の普及啓発 ○省エネ診断の実施	○環境家計簿の普及啓発 環境家計簿の普及啓発 実績:26件 ○省エネ診断の実施 診断者:計78名 南部コミセンまつり、城陽市役所ロビー、さんさんフェスタ

■平成30年度 城陽環境パートナーシップ会議事業計画

環境ビジョン	■第2次環境基本計画目標達成のための取組 ○パートナーシップ会議の取組
パートナーシップ	<p>■ 市民と環境との関わり合いの向上 ■ パートナーシップによる環境活動のネットワーク化</p> <p>○ 総会の開催 ○ 環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催 ○ 第2次環境基本計画の取組 ○ 会報（エコパートナー通信）の発行（年4回） ○ 環境美化の推進</p>
生活	<p>■ 水に親しめる環境の保全 ■ 健康・安全の推進</p> <p>○ 身近な河川の清掃活動の実施 ○ グリーンカーテンの普及啓発 ○ エコ料理教室 ○ 花いっぱい運動の実施</p>
自然	<p>■ 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造 ■ 身近な自然環境の再生・保全 ■ 動植物の保全に関する意識の高揚</p> <p>○ 身近な河川と里山で見られる動植物の観察会の開催（年3回） ○ 城陽生き物ガイドブックの作成 ○ 竹林の整備（竹炭づくり）</p>
地球環境	<p>■ 市民生活や社会経済活動における低炭素化の推進 ■ 地球環境保全に関する学習・啓発活動の推進</p> <p>○ 省エネ診断の実施 ○ エコバスツアーの開催 ○ 企業訪問の実施</p>
循環	<p>■ 循環型社会に関する学習・啓発活動の推進</p> <p>○ ごみの分別・減量化の啓発 ○ 廃食用油回収の啓発 ○ マイボトルの推進 ○ 「毎月エコ」（エコカレンダー）の作成 ○ 環境学習会の開催</p>

○運営委員会・部会の開催 毎月第1・第3木曜日



<自然観察会>



<保育園環境出前講座>



<こどもエコ料理教室>



<ゴーヤ苗配布>



<省エネ診断>



<グリーンカーテンフォトコンテスト>

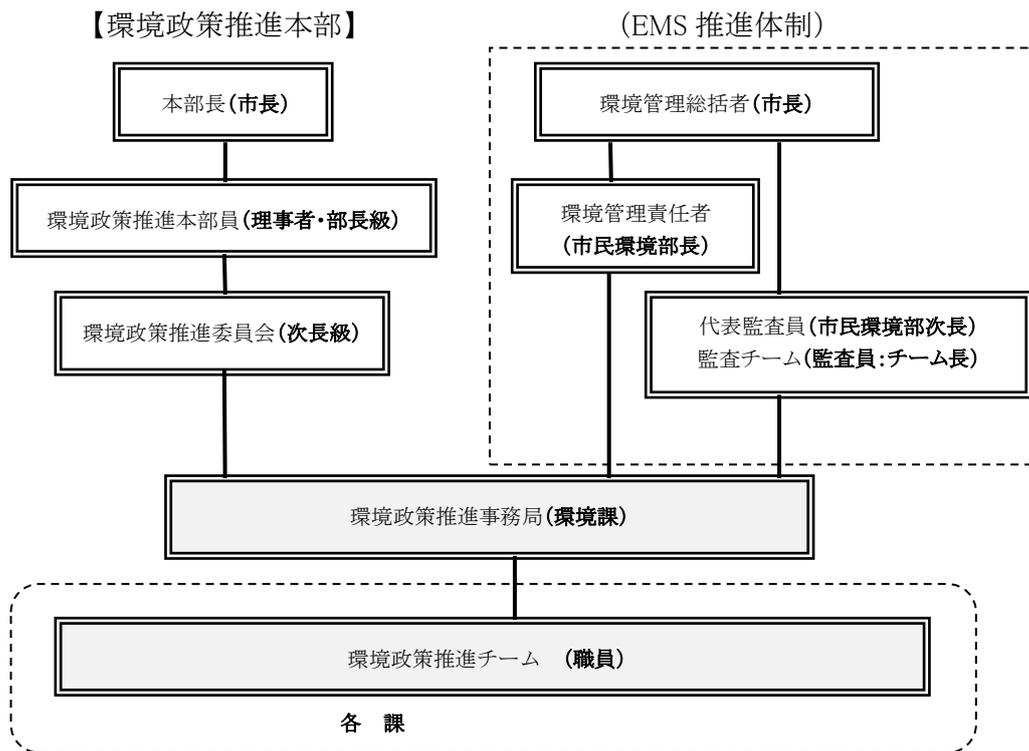
2) 庁内の推進組織

環境基本条例第 28 条に庁内推進体制を整備することを定めています。

そのため市では、「城陽市環境基本計画」の策定や推進、さらには環境マネジメントシステム (EMS) の運用など、庁内の環境施策全般についての検討や方針決定ならびに進行管理を行うために、「城陽市環境政策推進本部」を平成 14 年 4 月 1 日に設置しました。

(資料編 3 - 6 「城陽市環境政策推進本部設置規則」を参照)

■城陽市環境政策推進体制図



4. 城陽市環境審議会

環境基本条例第 26 条に基づき、城陽市環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として、市民団体の代表者 3 名、学識経験者 5 名、公募による市民 2 名の計 10 名により組織されています。

環境基本計画の推進や、環境施策の進捗状況などに関する調査審議・意見具申が行われています。

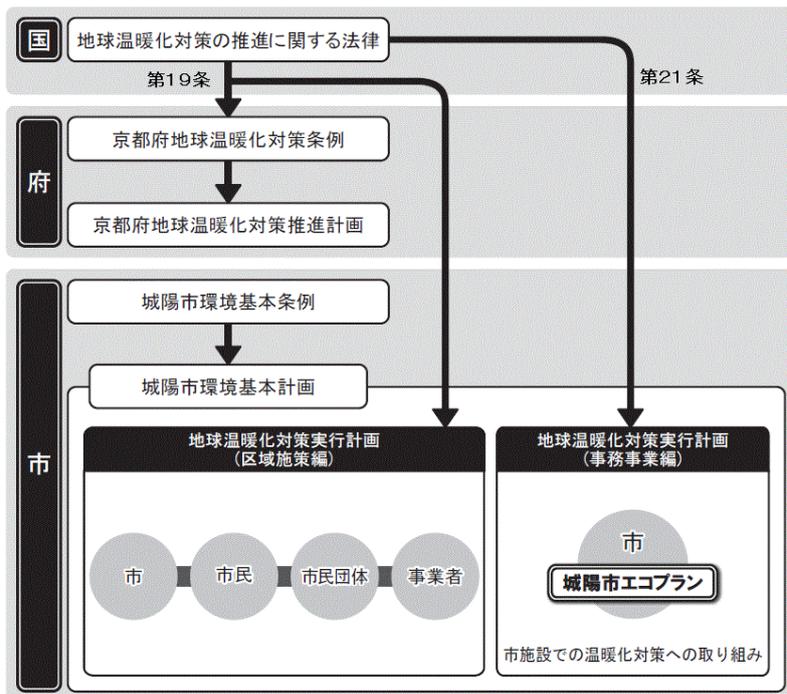
(資料編 3 - 7 「城陽市環境審議会規則」、3 - 8 「環境審議会の開催状況」を参照)

5. 城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市では、市域全体で地球温暖化防止を進めていくため、「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進しています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条で、市町村が策定するべきと定められている「区域の温室効果ガス排出の抑制等のための計画的施策」として位置づけられ、市内の地球温暖化防止の指針となる計画です。

■計画の位置づけ



1) 計画期間

平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間です。（計画の基準年度は、平成2年度（1990年度）です。）

2) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成21年・環境省）」に基づき、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類を対象とします。

3) 現況と目標値

平成27年度（2015年度）温室効果ガス排出量は373,448t-CO₂で、基準年度と比べると、約38.8%増加しています。

市では、平成29年度（2017年度）までに基準年度比で5%～9%（13,000～24,000t-CO₂）削減することを目標としています。

4) 平成 29 年度の主な実施結果

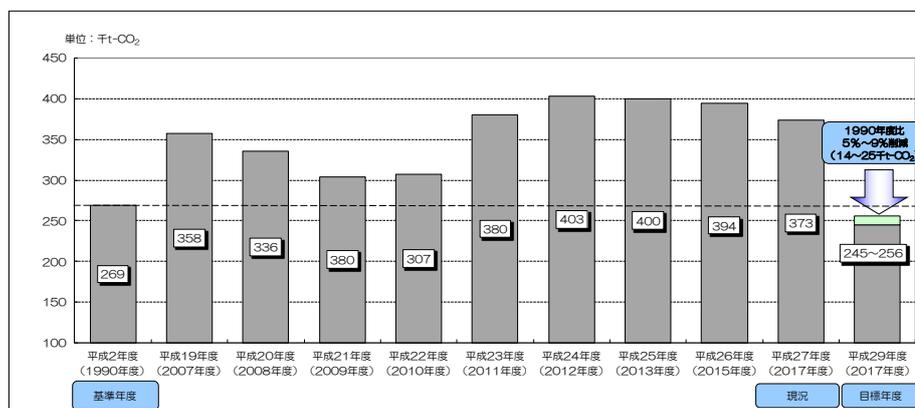
施策分類	主な取組
省エネ行動の促進	環境家計簿 (26 件)、省エネ診断 (78 件)、省エネグッズ貸出 (3 件) 他
住宅・建築物の省エネルギー・省 CO ₂ 改修	市役所西庁舎に太陽光発電設備の設置
地産地消の推進	こどもエコ料理教室 (27 名)、男のエコ料理教室 (18 名) 地球温暖化防止教室 (買い物ゲームで楽しく学ぶフードマイレージ・10 名)
太陽光発電の普及促進	夏休み親子工作教室 (太陽熱温水器の製作・7 組 10 名)
ヒートアイランド現象の緩和	グリーンカーテンの普及 (655 件)
環境に配慮した交通の推進	公用車の燃費性能がよい軽自動車への更新
3R の推進	生ごみ処理機等購入補助 (3 件)
環境学習・教育の推進	環境フォーラム (350 名)、クールアースデー (市民 44 家庭、事業者 16 社、公共施設は閉庁日のため実施なし) 等

■城陽市の温室効果ガス排出量 (経年変化)

単位：千 t-CO₂

	平成2年度 (1990年度) 基準年	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
廃棄物部門	1,000	1,203	1,178	1,173	1,169	1,070	1,080	1,074
運輸部門	91,347	108,975	106,761	105,139	105,736	98,120	100,414	92,844
民生業務部門	50,744	67,459	69,120	99,837	111,741	122,200	101,709	100,866
民生家庭部門	67,811	77,578	82,609	118,702	128,965	123,008	124,437	117,531
産業部門	58,098	48,969	47,338	55,541	55,850	55,872	66,693	61,133
合計	269,000	304,183	307,007	380,392	403,461	400,270	394,333	373,448
基準年度比		13.1%	14.1%	41.4%	50.0%	48.8%	46.6%	38.8%

■城陽市における温室効果ガス排出量の現況と目標



5) 次期計画について

平成 29 年度に同計画が終了となることから、次期計画として、平成 30 年度から 34 年度を計画期間とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

現計画と同様に、市域全体の温室効果ガス削減の取組を、市・市民・市民団体・事業者が一体となって着実に推進するための具体的な実行計画です。

基準年度は平成 25 年度とし、温室効果ガス排出量を 9%削減（34,000 t-CO₂）することを目標としています。

6. 環境マネジメントシステム・エコプラン

市では、国際規格の環境マネジメントシステムである ISO14001 の認証を平成 15 年 3 月に取得しました。平成 24 年 4 月からは、9 年間の ISO14001 の取組実績を踏まえ、市独自の環境マネジメントシステム（J-EMS（ジェイムス））の運用を開始しました。

J-EMS では、エコオフィス活動や、環境保全活動、公共工事における環境配慮などの推進の他、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目指す城陽市エコプランの進行管理も実施しています。

そのほか、市内の中小企業の環境マネジメントシステムの構築を支援するため、平成 16 年度より環境管理の国際規格である ISO14000 シリーズ、または、品質保証の国際規格である ISO9000 シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成しています。

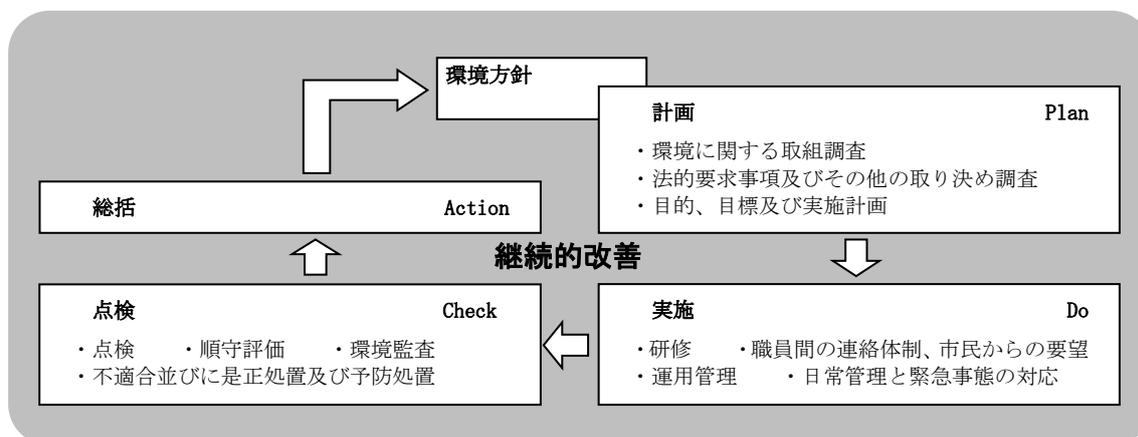
1) J-EMS

J-EMS は、市の事務・事業における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施し、維持することを目的とし、市長が定める環境方針に基づき、PDCA サイクルにより、環境行政の効率化・活性化を図るものです。

所属ごとに環境政策推進チーム員（計 42 名）が中心となり、市の事務・事業に伴う環境負荷の低減に取り組んでいます。

（資料編 3 - 9 「城陽市環境方針」を参照）

■システム構成図



■平成 29 年度実施結果

環境目標	平成 29 年度取組概要	結果	所属名
グリーンカーテンの実施	本庁舎中庭に設置し、役割分担どおりに生育させ、遅滞なく撤去した。	○	総務情報管理課
エコカーテンの普及事業を行う	エコカーテンを今池コミュニティセンターに設置し、生育させたのち 7 月に料理教室を行った。	○	市民活動支援課 (市民活動支援係)
グリーンカーテンの啓発事業を行う (市内 21 施設及び市民 400 苗配布)	○ゴーヤの苗配布 ・市内の 18 施設に配布 (279 苗配布) ・市民に 400 苗配付 ○フォトコンテスト ・応募 21 作品 環境フォーラムにおいて、最優秀賞などの評価を行い、展示や表彰を行った。	×	環境課
グリーンカーテンの実施	庁舎事務室南側に設置し、役割分担どおりに生育させた。 生育後は整地し次年度の準備をした。	○	ごみ減量推進課
450 世帯の市民にゴーヤの苗を配布する	438 世帯に配付 (463 世帯に応募券を送付)	×	地域整備課
グリーンカーテンの実施	各学校での実施 (5 月～9 月)	○	学校教育課
グリーンカーテンの実施	グリーンカーテンを設置から撤去まで計画どおりに実施し、地球温暖化の防止及び節電等に努めた。来年度の設置計画を検討した。	○	経営管理課
エコスタイル、ウォームビズの実施	設定した取組内容のとおり各作業を実行することができ、全庁的にエコスタイル・ウォームビズを実施することができた。	○	環境課
省エネデーの実施 (達成率 100%)	空調停止の達成率は、全体で 95.3%となり、100%の達成はできなかった。	×	環境課

○:達成(適合) ×:未達成(不適合)

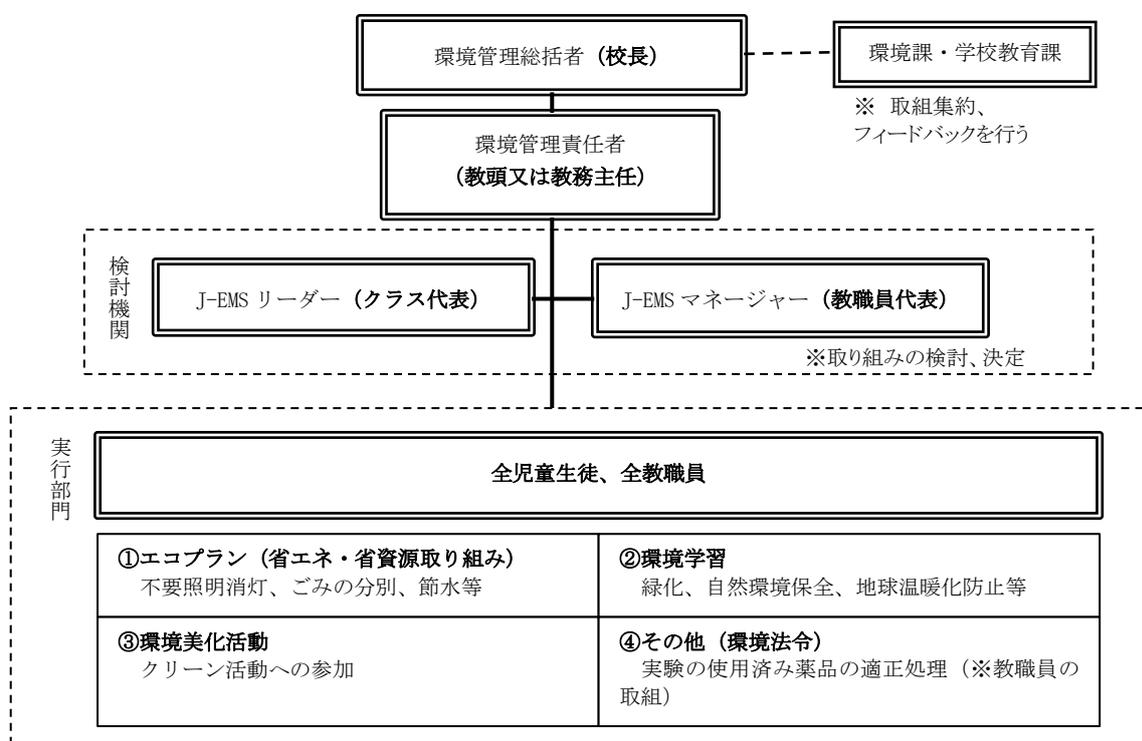
上記の環境目標の他、全所属において、エコオフィス活動の推進を図るため、昼休みの消灯や、OA 機器の電源オフの他、所属独自項目として、時間外不要箇所消灯や、長時間離席時はノート PC の蓋を閉じる (又はスリープモード)、紙の使用量の削減等について取り組みました。

2) J-EMS エコスクール

平成 27 年度より、各小中学校における環境負荷の低減を図るとともに、環境教育の推進を図ることを目的とし、J-EMS エコスクールの運用を開始しました。J-EMS エコスクールは、主に学校における環境教育の観点からの環境マネジメントシステムとして、環境学習、環境美化活動に、エコプラン（省エネ・省資源活動）の推進等を加えたシステムです。

J-EMS エコスクールは、各学校長をトップとした学校の独自取組として、日常における省エネ・省資源取組、環境学習等について、現状調査、環境目標、実施計画、見直しといった PDCA サイクルにより取組を推進することとしています。

■J-EMS エコスクール組織図



■平成 29 年度実施結果

学校毎に、児童生徒、教職員、学校全体の 3 つの取組（環境目標）を設定し、取り組みました。

①中学校

校名	取組内容			主な取組の様子等
	児童・生徒	教職員	全体	
城陽中学校	教室の電気はこまめに消す	適切な室温管理（冷房時 28℃、暖房時 20℃）を徹底する	「ごみ 0（ゼロ）の日」や「校内クリーンキャンペーン」に参加し、校内環境を整える	昨年度から継続した取組内容であるが、日常的に意識をして取り組まなければならない内容であると再確認できた。 実績に関しては、個々の具体的取組に関して、評価する必要を感じた。
西城陽中学校	教室の電気、エアコンはこまめに消す	適切な室温管理を徹底する	様々な場面で節電・節約を徹底する	教室の電気の消灯は係の生徒が敢行した。また、授業のない教師が校内を見回り、電気の消し忘れがないか確認した。教頭がエアコンの温度設定を行い、室温の適正管理に努めた。 環境教育担当教員が機会を見て声かけやアピールを行ったことにより、教職員も含め、学校全体で節電意識が高まった。
南城陽中学校	教室内の照明を節約する	エアコン使用時の適温を徹底する パソコンや印刷機器の節電をする	環境美化を心掛ける	教室のエアコンの温度設定を行い、室温の適正管理に努めた。 職員室では、日中はエアコンのみを使用し、朝夕の必要な時間帯のみ灯油を使用するようにした。今後も、学年単位で呼び掛けを増やしていきたい。 教室の照明の消灯は、消し忘れが見られたので、全校的な取組にしていきたい。
東城陽中学校	教室の電気をこまめに消したり、清掃活動時の水の使用を最小限に努めたりする	適切な室温管理（冷房時 28℃、暖房時 20℃）を徹底する	P T A主催の環境ボランティア活動に参加する	毎日、日直が移動教室の際に消灯することに努めた。 冷暖房使用時には、美化委員による教室の温度管理を行った。 これらの取組から、節電意識を高める機会となった。
北城陽中学校	教室の電気はこまめに消す 1ヶ月の電気代を知らせる ごみの分別を確実にを行う	冷暖房を適切な温度に保つ ミスプリントの裏面の使用を進める 毎月の電気料金を職員に知らせる	校内での動植物の飼育・栽培を推進し生物の生育環境を学ぶとともに生物を取り巻く環境の大切さについて知る。また、校内の環境美化に努める	教室の照明の消灯は、学校として定着してきた。 生徒会で今年度も福島復興支援の取組で「ひまわりプロジェクト」に取り組んだ。技術・家庭科では今年度も大根やジャガイモの栽培を行い、調理実習で食した。また、P T Aと協力し、プランターに花植を行った。教職員間で紙の再利用については定着したが、エアコンの適切な温度管理や消し忘れについては個人の意識差が大きい。

②小学校

校名	取組内容			主な取組の様子等
	児童・生徒	教職員	全体	
久津川小学校	重点的に節水、節電、ごみの分別に努める	ごみの分別を徹底するなど、エコの取組をすすめる	プルトップを集める	2学期には環境安全委員会のエコ週間の取組を中心に行った。 3学期にはプルトップ集めを行い、19.5kgが集まり、社会福祉協議会へ寄付した。省エネなどに対する意識は一定浸透してきているようである。 エアコンの温度設定については、冷暖房の効果を十分に実感できず、なかなか守ることが難しい。
古川小学校	教室の電灯は、こまめに消し、水道の水は、出っぱなしせず確実に止める	適切な室温管理に努め、無駄な電力使用を控え、節電を心がけるよう徹底する	古紙回収やグリーンカーテンに取り組む	教室移動時の消灯や、水道使用後に蛇口を閉めることについては、取組が定着してきている。職員室や冷暖房設備が整っている教室では適切な温度管理に努めることができた。 古紙回収にも取り組み、児童・教職員の環境に対する意識の向上に努めることができた。
久世小学校	教室に誰もいない時は、電気や扇風機をきちんと消す	適切な室温管理（冷房時28℃、暖房時20℃）を徹底する	ペットボトルキャップやプルタブを集め、両面を使用した紙は、古紙回収にだし、資源のリサイクルを行う	エコ委員会が中心となり、電気消灯点検や掃除・ごみ分別点検などに取り組めた。 夏休みエコチャレンジの意識付けを行い、家庭とともに取組をすすめた。 エコ委員会でポスターを作成し、全校児童への啓蒙を図った。 年間を通して、ペットボトルキャップやプルタブの回収、古紙回収に取り組めた。
深谷小学校	水道の蛇口は確実に閉め、水の無駄を減らす	印刷物等、紙の無駄をなくす	プルトップやペットボトルのふたを集め、協力団体に送る	教室の電気の消灯や水の出っぱなし防止について、ポスターなどにより啓発に努めた。 教室だけでなく、トイレや廊下など使わない場所でも消灯や節水を心がけるようになり、省エネに対する意識が向上した。 教室や職員室での冷暖房時の室温の調査と適正管理に努めた。 グリーンカーテンに取り組み、植物の生育観察をすることで、植物への関心を高めた。

校名	取組内容			主な取組の様子等
	児童・生徒	教職員	全体	
寺田小学校	教室に人がいない時は電灯を消す 水道を使った後は、すぐに蛇口をしめる	適切な温度管理を心がける（冷房時 28 度、暖房時 20 度） 長期の休みには電源プラグを抜き、待機電力を削減する 化学薬品等の有害物質は、適切に保管、処分する	花いっぱい運動やグリーンカーテンに取り組む	年度当初、各クラスに環境目標を提示し、周知したが、前年度のような委員会活動などで活発な活動はできなかった。 教職員には、節電を呼びかけた。また、化学薬品簿を作成して、管理に努めた。
寺田南小学校	教室移動の時は、電気・扇風機を消す	適切な室温管理を徹底する	グリーンカーテンに取り組む	教室の電気の消灯は、放課後には確実にできていたが、特別教室移動等や休み時間には取り組めていないことがあった。 業務終了後にプリンターやシュレッダーなどの元電源スイッチを切ることを徹底することができた。
寺田西小学校	教室の電気はこまめに消す ごみの分別をきちんとする	教室や特別教室のエアコン設定を守るように気を付ける	打ち水作戦に取り組む	3 学期にペットボトルのキャップの収集に取り組んだが、なかなか集まらなかった（約 700 個）ため、次年度もう一度取り組みたい。
今池小学校	ごみの分別を正しく行う 教室の電気をこまめに消す	ごみの分別を正しく行う	ごみの廃棄やリサイクルについて学ぶ	環境委員会の児童を中心に、「環境によい取組」について考え、全校で取り組むことができた。 「ごみの分別」がきちんとできていないという課題を見つけ、「J-EEMS エコチェック週間」を設け、委員会児童が各クラスを点検し、全校で取り組むことができた。
富野小学校	隅々まで掃除をする	適切な設定温度でエアコンを使用する	水を大切に使う	環境美化委員会で掃除の仕方について DVD を作ったり、節水を呼びかけるポスターを作った。 1 年生は緑のカーテンづくりに取り組んだ。
青谷小学校	教室の電気はこまめに消す	ごみの分別とリサイクルを徹底する	花などの植物を育てる	クラスの日直等が率先して教室等の電気の消灯に取り組むことができた。 教職員が意識を向上させることで、ごみの分別とリサイクルについて、徹底することができた。 当番を決めて、花の観察・水やり等に取り組めた。

城陽市内全小中学校

で環境への取り組みが進んでいます！

取り組み3年目！

J-EMS エコスクール

～環境にやさしい学校と人材を育む エコスクールプログラム～

— 城陽市環境課 —

西城陽中学校の取組

部活動別クリーンキャンペーンを実施!!

西城陽中学校では、部活動別に校舎内・学校周辺の清掃活動に取り組んでおり、今年度も実施されました！

職員室に取り付けられている「デマンド監視装置」により、全教室のエアコンの稼働状況や室温を確認でき、電力使用量もグラフで表示されます。

この装置で、使用していない教室でエアコンがついていないなどを、教職員は確認し、節電に取り組んでいます。

～昨年度はどんな取組？～

昨年度、文部科学省より学校支援地域本部事業表彰を受けた西城陽中学校では、「環境美化」をテーマに地域ボランティア（環境ボランティア・図書ボランティア）と連携して、植栽や校内美化等を行い、生徒たちの学校生活に彩りを添えました。

特に、年2回実施している花いっぱい運動では、生徒からも参加を募り、一緒に活動することで環境保全の心を育てていきました。

寺田西小学校の取組

ペットボトルキャップを集めています！

寺田西小学校の環境美化委員会では、学期ごとに様々な環境活動に取り組んでいます。3学期はペットボトルキャップ運動に取り組みました。これは、集めたペットボトルキャップをリサイクルし、さらにその売却益を発展途上国の医療ワゴン支援として寄付できるもので、寺田西小学校では全校的にペットボトルキャップを集めるために、環境美化委員がキャップの収集箱と、ポスターを作成し、校内に設置しました。

役割分担をしよう！

環境美化委員は5・6年生から構成されており、まずは学年別に分かれてグループで取り組みます。ポスターを作る人、キャップの収集箱を作る人、みんなで役割分担をして作業に移ります。

ポスターを作ろう！

どうしてキャップを集めるのか、どうやって集めるのか、目的や、お願いしたいことを会議で決定してからポスターを作ります。

1年生から6年生まで、全員に読んでもらえるようなポスターを作るために、みんなで協力します。

キャップ収集箱を作ろう！

ダンボールや面糊紙を使って、キャップの収集箱を作ります。キャップを入れやすいように穴を空けたり、集めた後に取り出しやすいように工夫するなど、みんなで知恵を出し合って取り組みます。

収集箱とポスターが完成！

後日、放課後や休み時間を使って、ついにキャップ収集箱と、ポスターが完成しました！校内の2か所の昇降口に、写真のように設置されています。1人の子供の命を救うために、約860個のキャップが必要なので、全校生徒の協力をお願いします。

番外編

～他には何してる？～

環境美化委員会では、他にもワサギの飼育や、清掃・ごみの分別の取組など、学期ごとに様々な活動を行っています。

番外編

～昨年度はどんな取組？～

昨年度の「J-EMSエコチェック」では、トイレの電気を消灯するという取組が行われました。消灯に取り組んでいたトイレには、表彰状がトイレの入口に張り出されました。

今池小学校の取組

独自取組「J-EMSエコチェック」実施！

「J-EMSエコチェック」とは？

取組チェック期間を設け、環境活動の取組が適切に実施されているかをチェックシートに記録します。5・6年生から構成される「環境委員会」の委員が、教室ごとに採点を行います。採点結果は校内放送で発表され、十分な実施ができていないクラスは改善に取り組みます。本年度は、適切なごみの分別の実施状況をチェックシートに点数をつけて確認しました。

「J-EMSエコチェック」の実施により、取組チェック期間でなくても1人1人が積極的に環境美化活動に取り組むようになりました！

花壇整備運動

今池小学校では、青少年健全育成市民会と協力して、校内の花壇整備に取り組んでいます。環境委員が、朝と放課後に水やりを行い、育てた花は卒業式や始業式などの行事に使用します。

番外編

～昨年度はどんな取組？～

昨年度の「J-EMSエコチェック」では、トイレの電気を消灯するという取組が行われました。消灯に取り組んでいたトイレには、表彰状がトイレの入口に張り出されました。

3) 城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～

本計画は、市が事業者及び消費者としての立場から、自らの事務・事業による環境負荷の低減に率先して取り組むための実行計画として平成15年3月に策定しました。

また、本計画は、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を含むことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地球温暖化対策に係る実行計画としても位置付けています。なお、第3期計画が平成29年度末で終了し、平成30年度からは第4期計画を推進しています。

(1) 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間です。(計画の基準年度は、平成13年度(2001年度)です。)

(2) 計画の対象範囲

市が直接管理する全ての施設を対象とします。(指定管理者制度施設を除く)

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類を対象とします。

(4) 目標値

平成25年度から5年間で温室効果ガス排出量12%(740t-CO₂)削減を目指します。

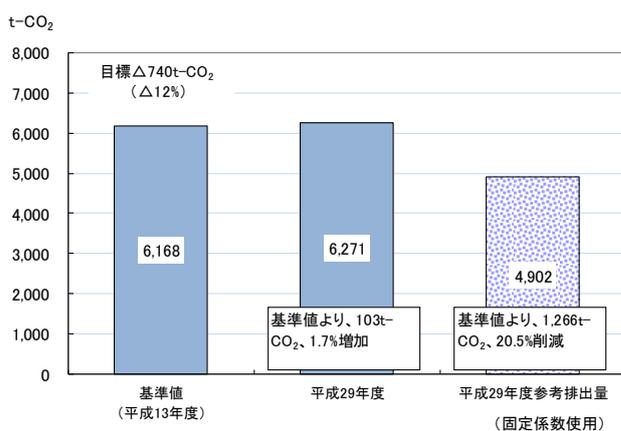
削減量740t-CO₂は、約528,000本の樹木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

(5) 平成29年度実績

①温室効果ガス総排出量

平成29年度における温室効果ガス総排出量は6,271t-CO₂で、基準値(平成13年度)と比較して1.7%(103t-CO₂)増加しています。これは、電気(関西電力)の二酸化炭素排出係数が増加した影響を大きく受けているためです。なお、市の事務・事業に伴うエネルギー使用量自体は一部燃料を除き削減できており、固定係数を使用した平成29年度の参考排出量は4,902t-CO₂で、20.5%(1,266t-CO₂)減少しています。

■ 温室効果ガス排出量



※基準値は、平成13年度実績値に、施設新設、廃止等を考慮した数値

※温室効果ガス排出量の算定について

第3期エコプランは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出係数（毎年度変動する）を使用し温室効果ガス排出量を算定します^{※1}が、市の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを適切に比較、評価できるように、第2期エコプラン以前に使用していた排出係数（固定係数^{※2}）による温室効果ガス排出量（参考排出量）についても公表しています。

※1 温室効果ガス排出量の算定について（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き：(H26.3 環境省)）

温室効果ガス排出量は算定項目ごとの「活動量」（電気や燃料（都市ガス等）の使用量等）に「排出係数」（活動量単位あたりの温室効果ガス排出量）を乗じて算定します。二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、さらに「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素に換算します。また、排出係数は最新の数値を用いることとします。

※2 固定係数とは、平成13年度基準値の算定時に使用した排出係数（平成11年度係数）です。

②活動項目別の温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの排出量は86.3%が電気の使用に伴うものです。

◆電気使用に伴う温室効果ガス排出量

電気使用に伴う温室効果ガス排出量は、電気排出係数の増加により、基準年度比で6.5%増加しました。なお、公共施設の照明機器の省エネ化、間引き消灯、空調機の更新や、街灯のLED化、上水道の配水量減少に伴うポンプ場や浄水場の電気使用量の減少等により、排出係数を固定した参考排出量では、20.5%削減できています。

◆燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

燃料使用に伴う温室効果ガス排出量は、19.2%削減となりました。特に灯油は、市内小・中学校のFF式灯油暖房機の撤去、都市ガスは、各コミセン等における空調の省エネ管理の徹底が主な要因です。

◆公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量は、29.1%削減となりました。燃費性能がよい公用車への更新により、車両燃料使用量が減少したこと等が要因です。

■活動項目別の温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

調査項目	単位	平成13年度 (基準値)	平成29年度			平成29年度参考排出量 (固定係数使用)			
			平成29年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成29年度	対基準値 増減量	対基準値比	
電気	事務所で使用した電気	kg-CO ₂	1,892,357	2,069,328	176,971	109.4%	1,613,417	-278,940	85.3%
	事業系施設で使用した電気量(ポンプ 機、上下水道部、街灯など)	kg-CO ₂	3,191,896	3,344,971	153,075	104.8%	2,430,984	-760,912	76.2%
	合計	kg-CO ₂	5,084,253	5,414,299	330,046	106.5%	4,044,401	-1,039,852	79.5%
燃料	灯油	kg-CO ₂	143,916	33,963	-109,953	23.6%	34,236	-109,680	23.8%
	A重油	kg-CO ₂	386,396	373,963	-12,433	96.8%	382,243	-4,153	98.9%
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO ₂	67,224	46,118	-21,106	68.6%	46,425	-20,799	69.1%
	都市ガス	kg-CO ₂	290,500	263,851	-26,649	90.8%	254,386	-36,114	87.6%
	合計	kg-CO ₂	888,036	717,895	-170,141	80.8%	717,290	-170,746	80.8%
公用車等 燃料	ガソリン	kg-CO ₂	139,546	97,668	-41,878	70.0%	97,247	-42,299	69.7%
	軽油	kg-CO ₂	52,276	38,344	-13,932	73.3%	39,235	-13,041	75.1%
	合計	kg-CO ₂	191,822	136,012	-55,810	70.9%	136,482	-55,340	71.2%
公用車の走行距離(燃焼副生成物)	kg-CO ₂	4,273	3,234	-1,039	75.7%	3,539	-734	82.8%	
CO ₂ 排出量 合計	kg-CO ₂	6,168,384	6,271,440	103,056	101.7%	4,901,712	-1,266,672	79.5%	

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

③施設別温室効果ガス排出量

施設別の排出量の46.3%が上下水道施設となっています。

なお、施設別温室効果ガスで、排出係数を固定した参考排出量は、ほとんどの施設で減少していることから、各施設での省エネ取組や設備更新時における省エネ機器の導入などによる効果と考えられます。

■施設別温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

対象施設	平成13年度 (基準値)	平成29年度			平成29年度参考排出量 (固定係数使用)		
		平成29年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成29年度	対基準値 増減量	対基準値比
市庁舎	580,079	405,659	-174,420	69.9%	476,279	-103,800	82.1%
街灯	440,661	322,643	-118,018	73.2%	226,294	-214,367	51.4%
河川ポンプ場、排水機場	41,350	34,151	-7,199	82.6%	26,294	-15,056	63.6%
衛生センター	86,328	46,806	-39,522	54.2%	42,764	-43,564	49.5%
保健センターと休日急病診療所	36,500	21,921	-14,579	60.1%	29,234	-7,266	80.1%
子育て支援課関連施設(保育園2、学童保育所10、ふたば園、地域子育て支援センター)	86,703	101,458	14,755	117.0%	99,899	13,196	115.2%
消防施設(庁舎、久津川・青谷分署、訓練塔)	207,671	141,632	-66,039	68.2%	151,161	-56,510	72.8%
上下水道施設(庁舎、浄水場、ポンプ場、取水井)	2,707,565	2,906,518	198,953	107.3%	2,042,083	-665,482	75.4%
幼稚園 1園	7,014	7,339	325	104.6%	5,227	-1,787	74.5%
小学校 10校	490,741	738,026	247,285	150.4%	452,423	-38,318	92.2%
中学校 5校	345,512	523,419	177,907	151.5%	324,338	-21,174	93.9%
コミュニティセンター(東部、南部、今池、青谷、寺田)	260,914	210,339	-50,575	80.6%	224,795	-36,119	86.2%
公民館(北、久津川、富野)	29,437	26,647	-2,790	90.5%	19,925	-9,512	67.7%
歴史民俗資料館	93,686	88,699	-4,987	94.7%	69,754	-23,932	74.5%
学校給食センター	564,687	531,241	-33,446	94.1%	577,812	13,125	102.3%
図書館	143,726	135,538	-8,188	94.3%	106,591	-37,135	74.2%
男女共同参画支援センター	20,729	15,496	-5,233	74.8%	17,057	-3,672	82.3%
寺田分庁舎	25,081	13,909	-11,172	55.5%	9,782	-15,299	39.0%
総合計	6,168,384	6,271,441	103,057	101.7%	4,901,712	-1,266,672	79.5%

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

※平成13年度にない施設は、施設完成後、初めて通年稼働した年の実績を基準値としています。

4) 第3期計画における温室効果ガス総排出量について

①温室効果ガス総排出量

平成29年度までに、温室効果ガス総排出量を平成13年度比12%削減とする目標に対し、計画期間における経年変化は、グラフ「温室効果ガス総排出量(平成25年度～平成29年度)」のとおりです。

排出量については、電気の二酸化炭素排出係数が増加した影響を大きく受け、29年度までの5年間の平均値で、9.5%の増加となっており、第3期計画の温室効果ガス総排出量に対する削減目標「12%削減」を達成できませんでした。

しかしながら、固定係数を使用した場合では、18.8%(1,160t-CO₂)の減少となりました。

基準年度（平成13年度（2001年度））の排出量：6,168t-CO₂

第3期計画年間増減率（増減量）（5年間平均）：9.5%（589t-CO₂）

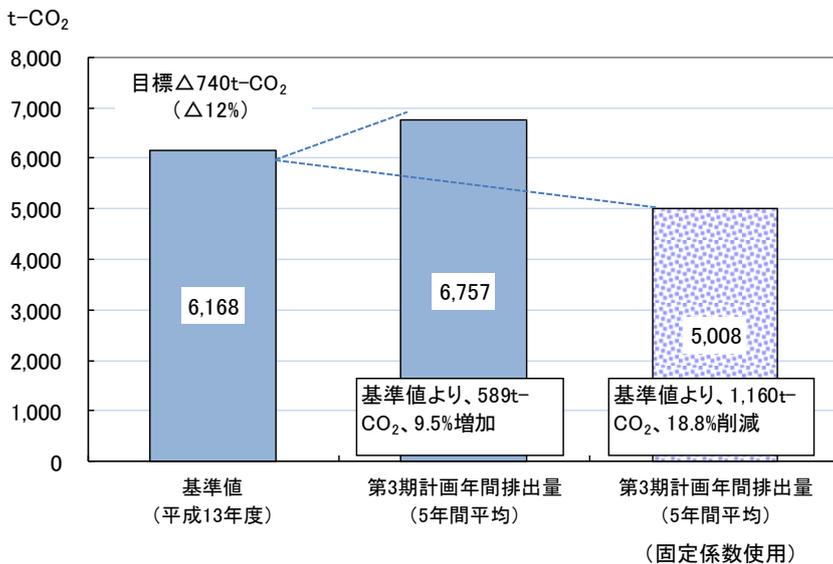
第3期計画年間排出量（5年間平均）：6,757t-CO₂

【(参考) 固定係数】

第3期計画年間増減率（増減量）（5年間平均）：△18.8%（△1,160t-CO₂）

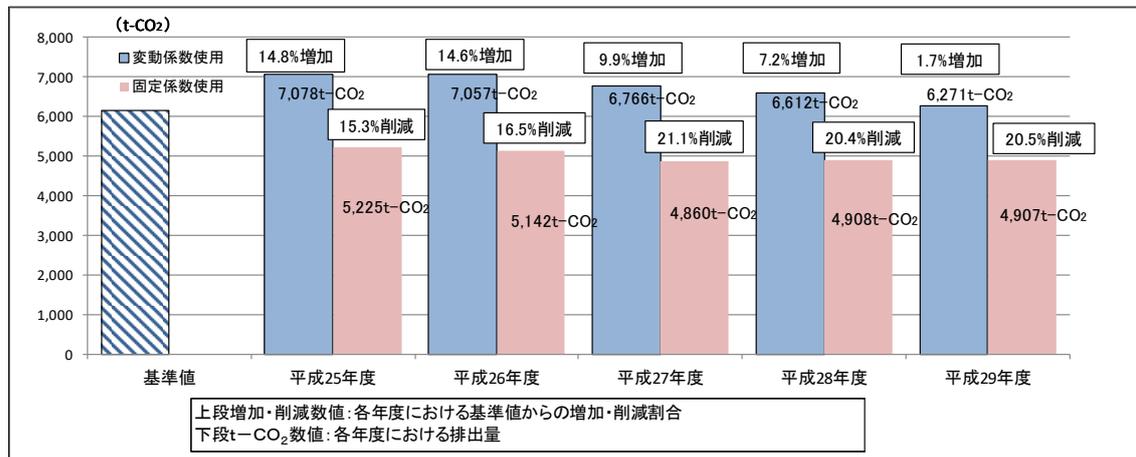
第3期計画年間排出量（5年間平均）：5,008t-CO₂

■ 温室効果ガス総排出量（平成25年度～平成29年度）



※基準値は、平成13年度実績値に、施設新設、廃止等を考慮した数値

■ 第3期計画の温室効果ガス総排出量の経年変化



②活動項目別の温室効果ガス総排出量

本市における温室効果ガス排出量は、86.0%が電気使用によるもので、残りが化石燃料使用によるもので占めることがわかります。

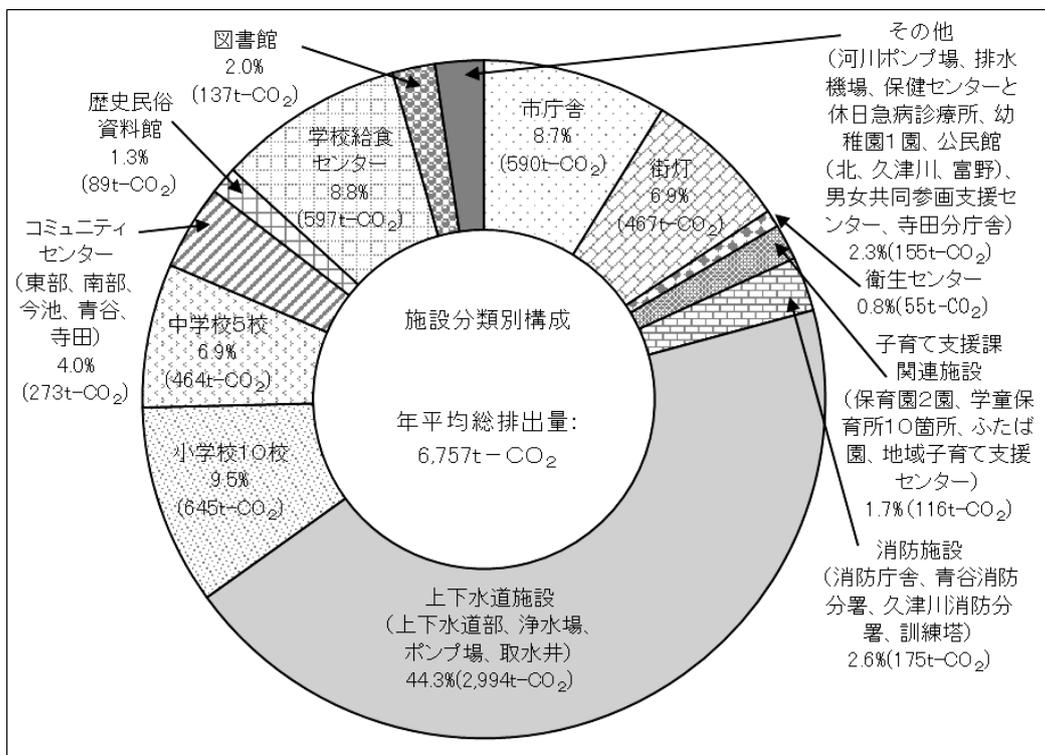
温室効果ガス排出量削減には、電気使用量の効率的な削減対策をいかに実行するかが必要であり、今後もLEDなど高効率照明器具への更新等を引き続き実施していきます。

③施設別の温室効果ガス総排出量

上下水道施設(2,994t-CO₂)、小学校(645t-CO₂)、学校給食センター(597t-CO₂)の順に、温室効果ガス排出量が多くなっています。上下水道施設における温室効果ガス排出量の大部分は、浄水場施設での電気使用に伴うものです。

第3期では、執務室における不要箇所の消灯や適正な空調管理などのソフト面の他、高効率照明器具への更新などのハード面の取組を推進してきました。今後もこれらの取組を継続しつつ、特に排出量の多い浄水場等の施設においては、市民生活に影響を与えない省エネ対策として、将来、設備の更新時等に省エネルギー型の設備導入を検討していくこととしています。

■施設別の温室効果ガス年平均総排出量（平成25年度～平成29年度）



5) 第4期城陽市エコプランについて

平成29年度で第3期計画期間が終了するため、平成30年3月に第4期計画を策定しました。第3期計画と同様に、特にCO₂削減に影響の大きい電気及び燃料の使用量削減を中心とした市の事務・事業によるエネルギー使用量の削減計画として策定しています。

なお、第4期城陽市エコプランでは、市が直接管理する施設のみでなく、法人や民間等に管理運営を委託している施設（指定管理等施設）についても計画の対象範囲としています。

また、基準年度については平成25年度とし、温室効果ガス排出量（CO₂換算）を9%削減（872t-CO₂）することを目標とします。

6) ISO認証取得助成金交付制度の取組

本市環境基本条例における事業者の責務として、環境マネジメントシステムの構築に努めなければならないと規定していることから、平成16年度より環境管理の国際規格であるISO14000シリーズ、または、品質保証の国際規格であるISO9000シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成しています。

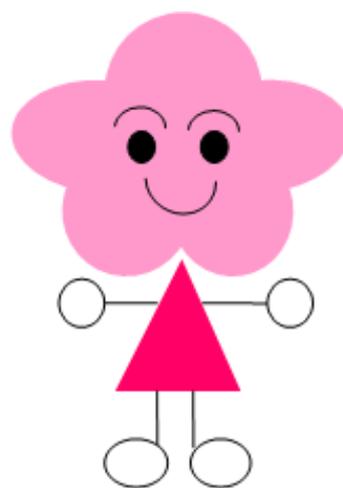
本制度は、中小企業の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的としています。

（資料編3-10「城陽市ISO認証取得助成金交付要綱」を参照）

<資料編>



じょうりんちゃん



城陽環境啓発キャラクター
「うめっち」

第1章 城陽市の概要

1-1 気象

区分 年次	気 温			湿度平均 (%)	天 気 日 数				降 水 量	
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)		晴(日)	曇(日)	雨(日)	雪(日)	総量(mm)	日最大(mm)
平成20年	15.8	37.2	-3.1	77.1	106	212	46	2	1,237.5	83.0
平成21年	15.7	36.0	-3.6	71.4	88	229	48	0	1,167.5	51.5
平成22年	15.7	38.2	-4.7	70.2	175	132	58	0	1,521.0	79.5
平成23年	15.3	36.9	-4.6	68.6	185	114	65	1	1,438.0	88.0
平成24年	15.1	37.2	-5.7	69.7	233	44	89	0	1,644.0	180.0
平成25年	16.0	38.4	-4.1	69.9	244	54	67	0	1,518.5	120.0
平成26年	15.8	38.4	-2.9	71.1	230	57	75	3	1,245.0	128.0
平成27年	16.4	38.8	-1.8	68.7	234	38	93	0	1,556.0	102.5
平成28年	16.8	37.9	-3.6	70.2	246	49	71	0	1,496.0	94.5
平成29年	15.8	37.8	-3.1	67.6	226	64	74	1	1,349.5	128.5
1月	4.5	12.8	-3.1	70.7	19	7	4	1	49.0	23.0
2月	4.9	14.4	-1.5	67.4	13	11	4	0	39.0	12.0
3月	7.8	20.4	-0.8	65.1	24	3	4	0	49.0	26.5
4月	14.6	26.2	1.7	63.0	14	8	8	0	101.5	34.0
5月	20.7	32.3	8.0	59.9	23	5	3	0	77.5	46.5
6月	22.5	32.6	12.1	62.6	21	2	7	0	174.0	63.5
7月	28.7	36.2	22.3	73.1	19	7	5	0	76.0	32.5
8月	28.7	37.8	20.7	70.4	25	1	5	0	212.5	115.5
9月	23.3	31.9	13.8	73.0	17	5	8	0	114.0	42.5
10月	17.8	30.2	6.5	76.8	11	3	17	0	379.5	128.5
11月	10.8	22.1	1.4	67.2	17	7	6	0	48.5	16.0
12月	5.2	14.5	-2.3	61.8	23	5	3	0	29.0	24.0

(資料:消防本部)

(注) 晴、曇等の天気概況は12時～1時を記入(平成25年から様式変更のため)。

1-2 人口推移

区分 年次	人 口			世帯数	人口 密度	1世帯 あたり人員	指数 (昭和50年 =100)	備 考
	男(人)	女(人)	総数(人)					
平成20年	38,906	41,681	80,587	29,804	2,461	2.70	137	推計人口調査
平成21年	38,667	41,582	80,249	29,939	2,451	2.68	136	〃
平成22年	38,622	41,415	80,037	29,972	2,445	2.67	136	国勢調査
平成23年	38,269	41,116	79,385	29,985	2,425	2.65	135	推計人口調査
平成24年	37,912	40,757	78,669	29,905	2,403	2.63	134	〃
平成25年	37,560	40,435	77,995	29,822	2,382	2.62	132	〃
平成26年	37,255	40,186	77,441	29,905	2,368	2.59	131	〃
平成27年	36,952	39,917	76,869	29,884	2,350	2.57	130	国勢調査
平成28年	36,604	39,659	76,263	29,959	2,331	2.55	129	推計人口調査
平成29年	36,296	39,440	75,736	29,990	2,315	2.53	129	〃

(資料:国勢調査、京都府推計人口)

(注) 平成18年～平成21年の推計人口は、平成22年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

平成23年～平成26年の推計人口は、平成27年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

1-3 土地利用

区分	年月日		
	平成 28 年 11 月 24 日		
都市計画区域 3,271ha	市街化区域	第一種低層住居専用地域	424 ha
		第二種低層住居専用地域	20
		第一種住居地域	306
		第二種住居地域	1
		準住居地域	15
		近隣商業地域	21
		商業地域	2
		準工業地域	59
		工業地域	17
		工業専用地域	6
計		871	
市街化調整区域		2,400	

(注)平成 26 年 10 月 1 日に市面積変更

平成 28 年 5 月 10 日に市内区域区分変更

平成 28 年 11 月 24 日に市内用途地域変更

(資料:都市政策課)

区分	年月日		
	平成 26 年 8 月 8 日		
農業振興地域		989.0 ha	
農用地区域	農用地	田	127.4
		畑	44.5
		樹園地	74.4
		計	246.3
	農業用施設用地	12.9	
合計		259.2	

(資料:農政課)

1-4 市道の状況

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実延長	(m)	274,811	276,007	276,374	277,307	277,546	277,603	278,262
舗装実延長	(m)	241,634	243,531	244,168	245,634	246,194	246,547	247,419
舗装率	(%)	87.93	88.23	88.35	88.58	88.70	88.81	88.92
総面積	(㎡)	1,550,517	1,565,208	1,579,406	1,585,003	1,587,728	1,588,595	1,609,782
路線数		1,200	1,209	1,211	1,219	1,220	1,220	1,223

(注) 舗装率=舗装実延長/実延長×100

(各年度末現在)(資料:管理課)

1-5 河川の状況

種別	河川名	管理者	延長 (km)
一級	木津川	国土交通省	7.4
	古川	京都府	3.1
	青谷川	京都府	4.1
	長谷川	京都府	3.0
準用	今池川	城陽市	2.7
	嫁付川	城陽市	0.7
	十六川	城陽市	0.7

(平成 29 年度末現在)(資料:管理課)

1-6 電灯及び電力量

年度	区分	電力量(千kWh)		
		総数	電灯	電力
平成20年度		195,498	171,288	24,210
平成21年度		192,146	169,503	22,643
平成22年度		206,100	182,948	23,152
平成23年度		196,276	174,656	21,620
平成24年度		190,600	170,061	20,539
平成25年度		187,700	167,608	20,092
平成26年度		177,062	158,129	18,934
平成27年度		169,170	150,857	18,314

(資料:関西電力株式会社)

(注) 各区分毎に千kWh未満四捨五入のため、総数において一致しない場合がある。

電力の小売部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高圧電力(50kW以上)の数値の公表を差し控えているため、特定規模需要(高圧電力(50kW以上))分を除く数値である。

平成28年4月1日からの電力の小売全面自由化に伴い、平成28年度分以降、数値の公表は差し控えられている。

1-7 ガスの需要量

年度	区分	需要量(千 m^3)					
		総数	家庭用	医療用	商業用	工業用	公用
平成20年度		25,349	8,984	586	1,161	14,452	165
平成21年度		23,483	8,864	578	1,079	12,802	160
平成22年度		24,754	8,837	659	1,156	13,920	182
平成23年度		24,329	8,702	597	1,071	13,785	175
平成24年度		23,919	8,649	568	999	13,529	173
平成25年度		23,936	8,384	601	1,057	13,708	187
平成26年度		23,821	8,329	561	1,000	13,735	196
平成27年度		23,127	7,947	549	969	13,475	186

年度	区分	需要量(千 m^3)		
		総数	家庭用	それ以外
平成28年度		22,534	8,031	14,503
平成29年度		20,638	8,196	12,442

(資料:大阪ガス株式会社)

(注) 需要量は千 m^3 以下四捨五入のため総数において一致しない場合がある。

ガスの小売全面自由化に伴い、平成28年度よりガス販売量の区分を変更。

1-8 上水道事業規模

年度	区分	給水人口	普及率	年間配水量	一人一日平均	配水管等の	消火栓数
		(人)	(%)	(千 m^3)	配水量 (L)	延長 (km)	(栓)
平成20年度		81,021	99.7	9,306	315	248	1,394
平成21年度		80,769	99.7	9,174	311	249	1,402
平成22年度		80,207	99.6	9,053	309	249	1,404
平成23年度		79,742	99.6	8,769	300	249	1,404
平成24年度		79,101	99.7	8,510	295	250	1,423
平成25年度		78,708	99.7	8,445	294	250	1,434
平成26年度		78,203	99.7	8,258	289	252	1,437
平成27年度		77,735	99.7	8,106	285	255	1,443
平成28年度		77,225	99.7	8,033	285	257	1,443
平成29年度		76,605	99.7	7,965	285	255	1,463

(資料:上下水道部)

1-9 公共下水道の状況

区分 年度	計画決定面積 (A) ha	事業認可区域面積 (B) ha	処理区域面積 (C) ha	総人口 (D) 人	処理区域人口 (E) 人	普及率		
						面積		人口
						(C)/(A)%	(C)/(B)%	(E)/(D)%
平成20年度	962	962.0	906.7	81,271	80,311	94.3	94.3	98.8
平成21年度	962	962.0	906.7	81,010	80,033	94.3	94.3	98.8
平成22年度	962	962.0	906.7	80,498	79,585	94.3	94.3	98.9
平成23年度	962	962.0	906.7	80,025	79,110	94.3	94.3	98.9
平成24年度	962	962.0	906.7	79,370	78,452	94.3	94.3	98.9
平成25年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,969	78,128	90.6	90.6	98.9
平成26年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,461	77,649	90.6	90.6	99.0
平成27年度	1,000.3	1,000.3	919.3	77,980	77,165	91.9	91.9	99.0
平成28年度	1,000.3	1,000.3	923.7	77,452	76,634	92.3	92.3	99.0
平成29年度	1,000.3	1,000.3	931.4	76,825	76,390	93.1	93.1	99.4

(資料:上下水道部)

1-10 し尿浄化槽設置状況

区分 年度	単独		合併		合計		
	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	計
平成20年度	2,071	385	473	99	2,544	484	3,028
平成21年度	1,977	376	458	96	2,435	472	2,907
平成22年度	1,855	363	423	95	2,278	458	2,736
平成23年度	1,756	356	401	88	2,157	444	2,601
平成24年度	1,660	348	382	86	2,042	434	2,476
平成25年度	1,585	334	360	87	1,945	421	2,366
平成26年度	1,516	326	345	87	1,861	413	2,274
平成27年度	1,436	319	321	85	1,757	404	2,161
平成28年度	1,384	312	308	81	1,692	393	2,085
平成29年度	1,290	333	293	79	1,583	412	1,995

(各年度末現在)(資料:城南衛生管理組合、環境課)

第2章 城陽市の現況

2-1 環境行政のあゆみ

年	月	出来事
昭和42年	8	『公害対策基本法』制定
昭和43年	6	『大気汚染防止法』制定
	6	『騒音規制法』制定
昭和45年	12	『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等公害14法 改正、制定
昭和46年	3	『京都府公害防止条例』公布(12月施行)
	6	『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』制定
	6	『悪臭防止法』制定
昭和47年	5	『城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱』制定
	6	『自然環境保全法』制定
昭和48年	4	河川水水質測定開始(市)
昭和49年	5	環境騒音測定開始(市)
	12	騒音規制法の地域指定を受ける
昭和50年	10	市内工場の廃棄物埋め立て問題発生
昭和51年	1	悪臭防止法の地域指定を受ける(5物質)
	5	鉄道騒音の測定実施(市)
	6	『振動規制法』制定
	8	騒音に係る環境基準の類型指定を受ける
	9	硫酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける
昭和52年	3	公害の現況(初版)発行(市)
	6	悪臭測定開始(市)
	8	市内工場の有機溶剤による公害問題発生
昭和53年	1	振動規制法の地域指定を受ける
	6	『瀬戸内海環境保全特別措置法』制定
	7	『二酸化窒素に係る環境基準』設定
	9	市内工場の六価クロム排出問題発生
昭和54年	8	道路騒音、振動測定開始(市)
昭和55年	2	『京都府公害防止条例』の一部改正(野焼き、カラオケ規制等)施行
昭和59年	3	『悪臭防止法』の一部改正(測定手法)
昭和63年	11	『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正
平成元年	2	『城陽市の環境』発行(市)
	5	市内2ゴルフ場(城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ)と農薬使用に関する協定を締結(市)
平成3年	4	大気環境現況測定を開始(NO ₂ 、COを4ヶ所で四季の1週間測定)
	6	京都の自然200選 植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定
平成4年	6	大気環境測定を実施
	9	京都の自然200選 動物部門に『イタセンパラなど水生生物の木津川右岸』が選定
平成5年	4	空き地の雑草除去、委託料を50円から70円に改定、生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設
	5	大気環境現況測定 NO ₂ 、CO に SPM(浮遊粒子状物質)を追加
	6	ロータリークラブより公害測定車寄贈
	9	京都の自然200選 地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定
	11	『環境基本法』成立
平成7年	3	京都の自然200選 歴史的な環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定
	12	『京都府環境を守り育てる条例』公布
平成8年	2	悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正
	4	都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正(府)
平成9年	4	『地下水保全対策委員会』の設置
	6	『環境影響評価法』の公布[平成11年6月施行]
平成10年	9	『京都府環境基本計画』の策定
		『騒音に係る環境基準』の改正[平成12年4月施行]
	10	『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布[平成11年4月施行]
平成11年	7	『ダイオキシン類対策特別措置法』公布[平成12年1月施行]
	10	環境監視員を配置
平成12年	3	『城陽市緑の基本計画』策定
	6	『循環型社会形成推進基本法』公布
	9	『城陽市環境市民懇話会』設置
	12	『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』策定
平成13年	3	『城陽市動植物環境調査報告書』完成(平成10年度から3ヶ年事業)
	4	城陽市環境市民懇話会による『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出
	8	城陽市名木・古木の認定(認定木36本)
	12	『城陽市環境基本条例』の公布
平成14年	3	第1回環境フォーラム開催
	4	『城陽市環境基本条例』の施行、『城陽市環境政策推進組織』の設置
	5	『土壌汚染対策法』公布[平成15年2月施行]
	8	環境方針の策定
	9	『城陽市環境基本計画中間案』を策定
	10	『城陽市環境審議会』の設置

年	月	出来事
平成 15 年	2	『城陽市環境基本計画』について『城陽市環境審議会』から答申
	3	『城陽市環境基本計画』策定
		『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
		I S O 14001 認証取得
	9	第 2 回環境フォーラム開催
平成 16 年	1	城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会結成
	10	城陽環境パートナーシップ会議設立総会
平成 16 年	1	環境井戸端会議開催
	2	I S O 14001 認証維持審査
	4	城陽市 I S O 認証取得助成金交付事業開始
		城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定
	6	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定
平成 17 年	9	第 3 回環境フォーラム開催
	2	I S O 14001 認証維持審査
平成 17 年		京都議定書発効
	11	第 4 回環境フォーラム開催
平成 18 年	1	I S O 14001 認証更新審査
	4	『京都府地球温暖化対策条例』施行
		環境監視員 2 名体制化
平成 19 年	11	第 5 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
平成 19 年	11	第 6 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
平成 20 年	2	『第 2 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	4	京都議定書約定期間開始
		第 7 回環境フォーラム開催
	11	第 7 回環境フォーラム開催
平成 21 年	1	I S O 14001 認証更新審査
	5	市内一斉クリーン活動
	6	『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定
		『城陽市環境基本計画』一部改正
		城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書作成
平成 22 年	7	地下水講演会開催
	11	第 8 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
	4	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始
平成 23 年	6	市内一斉クリーン活動
	11	第 9 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
平成 24 年	2	城陽生き物ハンドブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	6	市内一斉クリーン活動
	11	第 10 回環境フォーラム開催
	2	省エネ知恵ブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
平成 25 年	3	エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け）
	3	地球温暖化防止教室
	4	市独自環境マネジメントシステム（J - E M S）運用開始
	6	市内一斉クリーン活動
	10	環境紙芝居完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作）
	11	第 12 回環境フォーラム開催
平成 26 年	2	『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定
	4	『第 3 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	4	E C O 宣言事業の実施
	6	省エネ相談窓口開設
	11	第 13 回環境フォーラム開催
平成 27 年	3	『城陽市環境基本計画』一部改正
	6	市内一斉クリーン活動
	7	省エネナビ貸出事業開始
	8	城陽生き物ハンドブック改訂版の完成
	11	第 14 回城陽市環境フォーラム開催
	12	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）開催

年	月	出来事
平成 28 年	4	雨水貯留施設設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	10	第 2 次環境基本計画策定ワークグループ設置（城陽環境パートナーシップ会議） 城陽環境かるた完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 15 回城陽市環境フォーラム開催
平成 29 年	4	住宅用蓄電池システム等設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	11	第 16 回城陽市環境フォーラム開催
	3	『第 2 次城陽市環境基本計画』策定 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 『第 4 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
平成 30 年	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」 城陽生き物ガイドブック 希少生物編の完成
	11	第 17 回城陽市環境フォーラム開催

2-2 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

市町村	測定局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
京都市	市役所	○	○	○		×	○
	壬生	○	○	○		×	○
	伏見	○	○	○		×	○
	山科	○	○	○		×	○
	左京	○	○			×	○
	西京	○	○	○		×	○
	久我	○	○			×	○
	北	○	○			×	○
	醍醐	○	○			×	○
	自排	○	○		○		○
自排	○	○		○		○	
自排	○	○		○		○	
自排	○	○		○		○	
向日市	向日陽	○	○	○		×	○
大山崎町	大山崎	○	○			×	
宇治市	宇治	○	○			×	○
城陽市	城陽	○	○			×	○
久御山町	久御山	○	○	○		×	○
京田辺市	田辺	○	○			×	○
井手町	井手						○
木津川市	木津	○	○	○		×	○
南山城村	南山城						○
精華町	精華	○	○			×	○
亀岡市	亀岡	○	○	○		×	○
南丹市	南丹	○	○			×	○
福知山市	福知山	○	○	○		×	○
舞鶴市	東舞鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾部	○	○			×	○
宮津市	宮津	○	○			×	○
京丹後市	京丹後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	○

(資料:京都市)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
3. 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局)について、評価を行いました。
5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
6. 精華局は平成27年3月19日に精北小学校からけいはんなプラザ敷地内に移設しました。
7. 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

2-3 二酸化硫黄(SO₂:経年変化)測定結果

市町	測定局	年平均値 (ppm)							
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
京都市	市役所	0.004	0.004	—	—	—	—	—	—
	壬生	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004
	南	0.005	0.004	—	—	—	—	—	—
	伏見	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.002
	山科	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001
	左京	0.004	0.004	—	—	—	—	—	—
	西京	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001
	久我	0.004	0.004	—	—	—	—	—	—
	醍醐	0.004	0.004	—	—	—	—	—	—
	自排	0.004	0.003	—	—	—	—	—	—
向日市	向日陽	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001
久御山町	久御山	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002
木津川市	木津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
亀岡市	亀岡	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
福知山市	福知山	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.000
舞鶴市	東舞鶴	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002

(資料:京都市)

2-4 浮遊粒子状物質(SPM:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (mg/m ³)							
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
京 都 市	市 役 所	0.020	0.018	0.017	0.019	0.016	0.014	0.015	0.018
	壬 南	0.018	0.021	0.016	0.017	0.014	0.014	0.016	0.018
	伏 見	0.017	0.016	—	—	—	—	—	—
	山 科	0.019	0.018	—	—	—	—	—	—
	左 京	0.018	0.017	0.017	0.020	0.017	0.016	0.015	0.016
	西 京	0.017	0.014	0.015	0.016	0.015	0.014	0.012	0.012
	久 我	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014	0.014	0.015
	醍 醐	0.020	0.018	0.018	0.019	0.017	0.016	0.014	0.015
	自 排 南	0.019	0.017	0.016	0.017	0.017	0.015	0.015	0.015
	自 排 大 宮	0.023	0.022	0.021	0.023	0.022	0.021	0.020	0.018
	自 排 山 科	0.024	0.022	0.024	0.025	0.022	0.020	0.018	0.020
	自 排 上 京	0.020	0.020	0.017	0.024	0.017	0.018	0.017	0.017
自 排 西 ノ 京	0.020	—	—	0.019	0.017	0.016	0.016	0.016	
自 排 桂	0.017	0.019	0.021	0.023	0.017	0.017	0.017	0.017	
向 日 市	向 陽	0.019	0.018	—	—	—	—	—	—
大 山 崎 町	大 山 崎	0.020	0.018	0.017	0.018	0.016	0.017	0.016	0.015
大 山 崎 町	大 山 崎	0.022	0.020	0.021	0.022	0.020	0.020	0.018	0.018
宇 治 市	宇 治	0.021	0.019	0.019	0.018	0.018	0.019	0.017	0.017
城 陽 市	城 陽	0.021	0.019	—	0.023	0.020	0.019	0.017	0.017
久 御 山 町	久 御 山	0.021	0.019	—	0.023	0.020	0.019	0.017	0.017
久 御 山 町	久 御 山	0.017	0.017	0.016	0.021	0.019	0.023	0.021	0.022
八 幡 市	国 設 京 都 八 幡	0.021	0.020	0.021	0.022	—	—	—	—
京 田 辺 市	田 辺	0.021	0.020	0.021	0.022	0.021	0.020	0.016	0.017
京 田 辺 市	田 辺	0.023	0.022	0.021	0.023	0.021	0.020	0.016	0.017
木 津 川 市	木 津	0.020	0.019	0.019	0.019	0.020	0.025	0.024	0.022
精 華 町	精 華	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.016	0.014	0.015
龜 岡 市	龜 岡	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.016	0.014	0.015
龜 岡 市	龜 岡	0.017	0.017	0.020	0.020	0.019	0.023	0.021	0.021
南 丹 市	南 丹	0.018	0.017	0.017	0.019	0.016	0.013	0.010	0.011
福 知 山 市	福 知 山	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017	0.015	0.014	0.014
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017	0.015	0.014	0.014
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.018	0.020	0.021	0.022	0.017	0.024	0.024	0.022
綾 部 市	綾 部	0.019	0.016	0.015	0.017	0.016	0.014	0.011	0.012
綾 部 市	綾 部	0.019	0.016	0.015	0.017	0.016	0.014	0.011	0.012
宮 津 市	宮 津	0.021	0.018	0.019	0.020	0.019	0.017	0.016	0.015
京 丹 後 市	京 丹 後	0.021	0.018	0.019	0.020	0.019	0.017	0.016	0.015
京 丹 後 市	京 丹 後	0.017	0.015	0.018	0.021	0.019	0.021	0.019	0.018
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	0.017	0.015	0.018	0.021	0.019	0.021	0.019	0.018
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	0.022	0.018	0.019	0.022	0.025	0.025	0.014	0.020
宇 治 市	国 道 2 4 号	0.023	0.021	0.022	—	—	—	—	—
宇 治 市	国 道 2 4 号	0.023	0.021	0.022	—	—	—	—	—
八 幡 市	国 道 1 号	0.017	0.016	0.017	0.020	0.023	0.021	0.020	0.014

(資料:京都府)

2-5 光化学オキシダント(Ox:経年変化)測定結果

市町	測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)							
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
京都市	役所	0.054	0.045	0.049	0.050	0.048	0.048	0.047	0.050
	壬生	0.051	0.044	0.048	0.048	0.047	0.049	0.048	0.050
	南	0.054	0.045	—	—	—	—	—	—
	伏見	0.055	0.045	0.048	0.049	0.047	0.048	0.048	0.048
	山科	0.058	0.046	0.049	0.048	0.048	0.048	0.047	0.048
	左京	0.060	0.045	0.048	0.050	0.048	0.048	0.047	0.049
	西京	0.056	0.045	0.049	0.051	0.049	0.048	0.046	0.049
	久我	0.052	0.044	0.048	0.049	0.048	0.048	0.047	0.049
	北	0.050	0.043	0.047	0.048	0.046	0.045	0.043	0.045
	醍醐	0.056	0.046	0.049	0.051	0.049	0.048	0.048	0.050
向日市	向陽	0.054	0.045	0.048	0.052	0.051	0.051	0.050	0.050
大山崎町	大山崎	0.052	0.044	0.050	0.052	0.049	0.050	0.048	0.050
宇治市	宇治	0.057	0.046	0.052	0.053	0.051	0.052	0.050	0.052
城陽市	城陽	0.056	0.046	—	0.053	0.051	0.052	0.050	0.052
久御山町	久御山	0.056	0.046	0.051	0.054	0.053	0.052	0.051	0.052
八幡市	国設京都八幡	0.054	0.045	0.048	0.050	—	—	—	—
京田辺市	田辺	0.056	0.044	0.049	0.051	0.051	0.053	0.052	0.052
木津川市	木津	0.055	0.046	0.050	0.053	0.053	0.053	0.054	0.053
精華町	精華	0.058	0.047	0.052	0.055	0.053	0.052	0.051	0.052
亀岡市	亀岡	0.054	0.045	0.048	0.049	0.049	0.049	0.049	0.050
南丹市	南丹	0.055	0.045	0.047	0.049	0.050	0.049	0.050	0.050
福知山市	福知山	0.053	0.045	0.049	0.054	0.047	0.048	0.046	0.048
舞鶴市	東舞鶴	0.050	0.043	0.048	0.047	0.047	0.047	0.046	0.048
綾部市	綾部	0.053	0.045	0.050	0.049	0.048	0.048	0.047	0.048
宮津市	宮津	0.053	0.047	0.050	0.051	0.048	0.049	0.050	0.049
京丹後市	京丹後	0.053	0.046	0.048	0.049	0.049	0.049	0.048	0.050
八幡市	国道1号	—	—	—	0.044	0.045	0.045	0.043	0.045

(資料:京都府)

- (注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
 2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

2-6 二酸化窒素(NO₂:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)							
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
京 都 市	市 役 所	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011
	壬 南	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
		0.018	0.017	—	—	—	—	—	—
	伏 見	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.013	0.014
	山 科	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
	左 京	0.011	0.009	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
	西 京	0.013	0.013	0.012	0.012	0.010	0.009	0.009	0.009
	久 我	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
	北	0.012	0.012	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	醍 醐	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
	自 排 南	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.025	0.022	0.021
	自 排 大 宮	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026	0.025	0.024	0.024
	自 排 山 科	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019	0.020
	自 排 上 京	0.014	—	—	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
自 排 西 ノ 京	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	
自 排 桂	0.012	0.012	—	—	—	—	—	—	
向 日 市	向 陽	0.014	0.013	0.012	0.011	0.009	0.009	0.009	0.010
大 山 崎 町	大 山 崎	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.013
宇 治 市	宇 治	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012	0.011	0.010	0.011
城 陽 市	城 陽	0.011	0.011	—	0.010	0.009	0.008	0.008	0.009
久 御 山 町	久 御 山	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
八 幡 市	国 設 京 都 八 幡	0.014	0.014	0.013	0.013	—	—	—	—
京 田 辺 市	田 辺	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011	0.011	0.010	0.011
木 津 川 市	木 津	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007
精 華 町	精 華	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009	0.009
亀 岡 市	亀 岡	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
南 丹 市	南 丹	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
福 知 山 市	福 知 山	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.009	0.008	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006
綾 部 市	綾 部	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
宮 津 市	宮 津	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
京 丹 後 市	京 丹 後	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
大 山 崎 町	国 道 171 号(自 排)	0.028	0.029	0.028	0.025	0.023	0.023	0.021	0.018
宇 治 市	国 道 24 号(自 排)	0.023	0.023	0.022	—	—	—	—	—
八 幡 市	国 道 1 号(自 排)	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.020	0.019	0.021

(資料:京都府)

2-7 微小粒子状物質(PM_{2.5}:経年変化)測定結果

市町村	測定局	年平均値(μg/m ³)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
京都市	市役所	14.6	14.1	13.1	11.8	10.5	11.0
	壬生	14.5	14.6	12.9	13.3	11.7	11.4
	山科	—	16.1	14.6	12.8	10.7	11.4
	西京	—	16.3	14.3	12.7	11.1	11.4
	久我	—	16.8	14.9	13.6	12.1	12.6
	醍醐	15.8	15.4	14.5	12.1	10.5	11.6
	自排南	16.2	17.1	15.6	13.1	11.1	11.9
	自排大宮	18.0	18.1	16.5	14.5	12.6	12.4
	自排山科	14.6	14.0	13.2	11.2	9.8	10.3
京都市	自排上京	—	14.6	13.2	11.9	10.0	10.4
	自排西ノ京	—	15.8	14.5	12.7	11.3	11.3
向日市	向陽	13.0	13.7	13.4	12.9	11.7	12.2
宇治市	宇治	13.2	14.0	13.6	12.8	11.8	12.4
久御山町	久御山	14.7	16.1	15.0	13.9	12.9	13.4
城陽市	城陽	—	14.6	14.7	13.1	12.3	13.1
京田辺市	田辺	13.1	14.4	14.7	13.6	12.2	12.6
井手町	井手	—	12.7	12.0	11.3	11.0	11.3
木津川市	木津	13.4	14.3	14.9	14.6	13.5	13.2
南山城村	南山城	—	—	12.3	11.3	10.9	11.0
精華町	精華	12.4	13.5	12.4	15.2	13.6	14.4
亀岡市	亀岡	13.0	14.9	13.3	13.2	12.1	12.3
南丹市	南丹	11.0	12.1	13.2	12.3	11.8	12.1
福知山市	福知山	14.4	15.0	13.6	11.5	10.3	11.0
舞鶴市	東舞鶴	12.3	13.0	12.6	13.2	12.7	12.3
綾部市	綾部	13.6	14.1	13.1	12.7	11.2	11.2
宮津市	宮津	10.9	11.6	10.8	10.6	10.0	10.2
京丹後市	京丹後	11.2	12.0	11.2	11.1	10.3	10.4
大山崎町	国道171号(自排)	15.9	15.6	14.6	13.2	12.0	14.6
八幡市	国道1号(自排)	16.4	17.6	15.7	14.8	13.9	12.0
環境基準	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。						

(資料:京都市)

2-8 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

(資料:京都市)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る必要のないよう努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

2-9 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	① 京都市地域(京都市) ② 乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		③ 宇治地域(宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域(八幡市、京田辺市、井手町)
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		⑤ 相楽地域(木津川市、精華町)

2-10 大気質調査結果(平成 29 年度)

1. JIS規格による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
11	消防本部	二酸化窒素	0.013	0.012	0.020	0.014	0.015	0.04~0.06
		浮遊粒子状物質	0.010	0.020	0.019	0.015	0.016	0.10
		一酸化炭素	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	10

2. PTIO方式による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
1	古川小学校	二酸化窒素 (ppm)	0.007	0.010	0.013	0.014	0.011	0.04~0.06
2	久津川交番所		0.007	0.010	0.014	0.016	0.012	
3	陽東苑		0.003	0.007	0.013	0.012	0.009	
4	城陽台集会所		0.003	0.008	0.009	0.011	0.008	
5	西城陽中学校		0.007	0.009	0.013	0.015	0.011	
6	あけぼのハウス		0.005	0.008	0.013	0.014	0.010	
7	京都中央信用金庫		0.009	0.011	0.015	0.016	0.013	
8	鴻ノ巣台自治会集会所		0.004	0.005	0.012	0.010	0.008	
9	JA やましろ集出荷場		0.007	0.008	0.014	0.014	0.011	
10	今池小学校		0.004	0.006	0.010	0.014	0.009	
11	消防本部		0.012	0.011	0.019	0.017	0.015	
12	長池友ヶ丘集会所		0.011	0.013	0.017	0.018	0.015	
13	水主公会堂		0.006	0.007	0.015	0.011	0.010	
14	島ノ宮集会所		0.004	0.005	0.013	0.012	0.009	
15	富野公民館		0.005	0.007	0.012	0.014	0.010	
16	南城陽中学校		0.003	0.007	0.010	0.010	0.008	
17	ボール柱(中向河原)		0.003	0.005	0.009	0.009	0.007	
18	奈島会議所		0.004	0.007	0.011	0.011	0.008	
19	市辺自治会館		0.005	0.006	0.012	0.009	0.008	
20	芦原加圧ポンプ所		0.005	0.006	0.011	0.013	0.009	
平均値			0.006	0.008	0.013	0.013	0.010	

(注)各季7日間測定

2-11 公共用水域水質測定結果(平成29年度)

区分	測定項目	河川名	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	嫁付川	大谷川	長谷川
		採水場所	稲荷橋・明神橋	樋門上流	古川合流	庭井	古宮	大谷	長谷川橋
生活環境項目	気温 (°C)		13.3	15.6	16.8	16.1	16.6	17.2	14.1
	水温 (°C)		15.0	20.4	19.0	17.4	17.7	21.2	14.9
	透視度 (度)		>50	>50	>50	>50	>50	>50	42
	水素イオン濃度 (pH)		7.9	8.2	8.0	8.6	8.9	7.9	8.4
	生物学的酸素要求量(BOD) (mg/L)		1.4	2.2	1.3	2.1	3.5	1.8	1.5
生活環境項目	浮遊物質量(SS) (mg/L)		3	3	6	3	3	1	11
	溶存酸素量(DO) (mg/L)		11	11	10	12	12	8.3	10
生活環境項目	大腸菌群数 (MPN/100mL)		130,000	7,000	4,600	2,400	14,000	46,000	14,000
			9,400	2,400	460	94	460	2,400	1,300
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	不検出							
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	不検出							
	PCB (mg/L)	不検出							
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.7	1.5	2.4	1.9	2.4	1.9	1.9	1.0
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	0.16
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
その他の項目	化学的酸素要求量(CODMn) (mg/L)	2.9	5.2	3.5	5.1	7.5	3.9	3.9	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	全燐(T-P) (mg/L)	0.082	0.13	0.11	0.27	0.42	0.26	0.032	
	全窒素(T-N) (mg/L)	1.1	2.2	2.6	2.7	4.3	2.6	1.4	
	フェノール類 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	銅 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	
	亜鉛 (mg/L)	0.003	0.008	0.004	0.008	0.011	0.017	0.001	
	鉄 (mg/L)	0.05	0.06	0.07	0.08	0.04	0.04	0.06	
	マンガン (mg/L)	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	
	ニッケル (mg/L)	<0.005	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.13	0.18	0.05	0.15	0.97	0.13	0.06	
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	
	流量 (m ³ /s)	0.040	0.060	0.154	0.014	0.007	0.010	0.036	
	BOD負荷 (g/s)	0.056	0.13	0.20	0.029	0.025	0.018	0.054	
	COD負荷 (g/s)	0.12	0.31	0.54	0.071	0.053	0.039	0.14	

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

※古川は平成27年10月から河川拡幅工事のため欠測

2-12 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

(資料:京都府)

- 備考: 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2-13 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100 mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100 mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L 以上	—
測定方法		規格 K0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電極を用 いる水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	規格 K0102 の 21 に定める方法	公共用水域告示付 表9に掲げる方法	規格 K0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極若しく は光学式センサを用 いる水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量 法
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。</p> <p>この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

(資料:京都府)

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-14 市内8河川水質(BOD値)の経年変化(年平均値)

河川	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	古川	嫁付川	大谷川	長谷川
H20年度	2.7	4.6	3.0	4.9	2.6	4.8	2.2	2.2
H21年度	3.3	8.0	2.2	4.4	4.1	23	2.7	1.5
H22年度	2.5	2.8	3.0	4.7	3.1	6.8	3.9	1.5
H23年度	2.0	5.1	3.0	4.9	2.1	7.7	4.1	1.7
H24年度	2.7	3.7	2.0	2.9	2.2	5.5	4.0	1.9
H25年度	2.1	2.4	1.7	3.2	2.4	5.6	2.8	1.6
H26年度	1.1	1.9	1.2	2.1	2.0	3.3	1.2	1.6
H27年度	1.1	2.4	1.2	2.0	1.3	3.0	2.1	1.3
H28年度	1.3	3.8	1.4	2.1	—	3.9	2.0	1.2
H29年度	1.4	2.2	1.3	2.1	—	3.5	1.8	1.5

(注) 古川は平成 27 年 10 月から河川拡張工事のため欠測

2-15 地下水水質測定結果(平成 29 年度)

内容及び項目	久世八丁	平川広田	寺田南川顔	寺田大川原	水主森ノ東	枇杷庄中奥田	富野荒見田	定量下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/L 以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/L 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/L 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.0	ND	3.5	1.3	ND	ND	1.0	0.1	10 mg/L 以下
ふっ素	0.16	0.14	0.08	0.08	0.12	0.15	0.12	0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.3	6.4	6.1	6.5	6.5	6.3	-	-

内容及び項目	枇杷庄知原	富野内川	長池北清水	観音堂甲田	中樋ノ上	奈島川田	市辺中垣内	定量下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/L 以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/L 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/L 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	0.009	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.5	0.9	5.8	1.3	4.3	2.1	1.5	0.1	10 mg/L 以下
ふっ素	0.14	0.18	0.18	0.18	0.22	0.19	0.17	0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	6.6	6.6	5.8	6.0	5.9	6.4	6.3	-	-

2-16 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(資料:京都府)

2-17 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成 9 年 4 月 1 日
条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第 3 条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 種規制地域 公共用の水道の水源井戸から 600 メートル以内の地域
- (2) 第 2 種規制地域 第 1 種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第 4 条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設置工事に着手する日の 30 日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 市長は、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

区分	井戸深度	ケーシングの口径	吐出口径
第 1 種規制地域	100m 以内	100 mm 以下	40 mm 以下
第 2 種規制地域	—	300 mm 以下	100 mm 以下

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ適当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければならない。

(経過措置)

第 6 条 一の地域が第 2 種規制地域から第 1 種規制地域となった際に当該地域内で許可揚水施設(第 3 条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第 1 種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第 7 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第 8 条 第 6 条の規定により第 3 条の許可の効力を失わないこととされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るため必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第 10 条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第 11 条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第 12 条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年 4 月 30 日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第 14 条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続人又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該許可揚水施設に係る第 3 条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第 16 条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第 3 条若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けず、又は第 9 条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期間をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第 19 条 第 5 条第 3 項に規定する同条第 2 項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

- (1) 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けないで規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の許可を受けないで許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があった場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

- (1) 第 1 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超え、かつ、第 2 種規制地域における許可基準以下であるもの

- (2) 第 2 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-18 地下水取水状況（平成30年3月末）

口径別

吐出口径(cm)	件数	採取量(m ³ /年)	比率(%)
40未満	123	472,976	2.0
40以上50未満	63	425,512	1.8
50以上65未満	76	965,701	4.2
65以上80未満	87	2,286,856	9.8
80以上100未満	72	2,556,533	11.0
100以上125未満	59	6,875,205	29.6
125以上150未満	19	4,081,125	17.5
150以上	14	5,594,744	24.1
合計	513	23,258,652	100.0

用途別

用途	件数	採取量(m ³ /年)	比率(%)
農業用	201	8,969,024	38.6
工業用	103	5,250,379	22.6
商業用	64	936,321	4.0
家庭用	76	410,003	1.8
その他	50	700,110	3.0
水道事業	19	6,992,815	30.1
計	513	23,258,652	100.0

※小数を四捨五入しているため比率が一致しない場合がある

2-19 地下水位状況

地上を0として m表示	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
浅井戸 (久津川地域)	-3.9	-3.7	-3.9	-3.6	-3.7	-3.9	-4.1	-4.1	-4.3	-4.1
	井戸深度60m、井戸口径250mm、標高14m									
浅井戸 (寺田地域)	-4.1	-4.0	-3.9	-3.8	-3.7	-3.7	-3.9	-4.0	-4.1	—
	井戸深度30m、井戸口径60mm、標高15m									
浅井戸 (寺田地域)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-4.0
	井戸深度45m、井戸口径200mm、標高15m									
浅井戸 (富野青谷地域)	-6.2	-6.1	-5.9	-5.5	-5.4	-5.5	-5.4	-5.0	-5.0	-5.1
	井戸深度40m、井戸口径200mm、標高20m									
深井戸 (市中央部)	-43.6	-42.9	-42.1	-41.2	-40.4	-39.6	-39.8	-39.0	-38.6	-38.8
	井戸深度90m、井戸口径150mm、標高54m									

(資料：上下水道部)

2-20 一般地域の環境騒音測定結果(平成29年12月5日～12月6日)

測定地点	用途地域	環境基準		測定結果				地域 類型
				等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準適合状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1. 久世北垣内47-5他1	1種住居	55	45	43	38	○	○	B類型
2. 水主北ノ口18	1種住居	55	45	45	36	○	○	B類型
3. 寺田北山田29-11	1種住居	55	45	45	37	○	○	B類型
4. 富野森山1-97	1種住居	55	45	52	45	○	○	B類型
5. 市辺柿木原48-31他1	1種住居	55	45	52	43	○	○	B類型

2-21-(1) 道路交通・振動測定結果(平成29年12月5日～12月6日)

	No.	路線名	測定地点	用途地域	振動測定結果				交通量(台/10分)	
					振動(L ₁₀ :dB)		要請限度値(dB)		平成29年度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
幹線交通を担う道 路近接空間	1	一般国道24号	平川広田67	準工業	45	40	70	65	299	109
	2	一般国道24号	富野久保田1	市街化調整	34	37	65	60	68	13
	3	一般国道24号	富野南清水69	準住居	47	42	65	60	126	54
	4	一般国道307号	中草原14	市街化調整	30	23	65	60	17	6
	5	山城総合運動公園 城陽線	寺田大川原45	1低住専	26	23	65	60	35	10
	6	八幡城陽線	平川大將軍2	2低住専	34	25	65	60	32	12

(注) 交通量及び車速は、昼間2観測、夜間2観測の平均値とする。

2-21-(2) 評価区間別面的評価結果(平成29年12月5日～12月6日)

評価区間	評価区間 起点	評価区間 終点	面的評価結果 (戸数)					面的評価結果 (%)				
			評価 対象 住居 等戸 数	昼 間・ 夜間 とも 基準 値以 下	昼 間 の み 基 準 値 以 下	夜 間 の み 基 準 値 以 下	昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 超 過	評価 対象 住居 等戸 数	昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 以 下	昼 間 の み 基 準 値 以 下	夜 間 の み 基 準 値 以 下	昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 超 過
全 体			914	877	27	0	10	100.0	96.0	3.0	0.0	1.1
一般国道24号	平川	寺田	4	4	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道24号	寺田	寺田	1	1	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	寺田	寺田	2	1	1	0	0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
一般国道24号	長池	奈島	152	127	20	0	5	100.0	83.6	13.2	0.0	3.3
	奈島	奈島	5	4	1	0	0	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	寺田	長池	52	47	5	0	0	100.0	90.4	9.6	0.0	0.0
一般国道307号	市辺	市辺	127	127	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	市辺	奈島	114	114	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山城総合運動公園城陽線	久世	寺田	72	69	0	0	3	100.0	95.8	0.0	0.0	4.2
八幡城陽線	平川	平川	385	383	0	0	2	100.0	99.5	0.0	0.0	0.5

(注)四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

2-22 騒音に係る特定施設の届出状況

(平成30年3月末現在)

種 類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	12	71	65	198
圧縮機、送風機	32	182	194	1,505
土石用破砕機等	1	3	11	25
繊維機械	4	20	15	33
建設用資材製造機械	2	4	9	20
木材加工機械	2	11	16	30
印刷機械	6	20	—	—
合成樹脂用射出成形機	3	27	1	3
合成樹脂加工機械	—	—	3	5
遠心分離機	—	—	1	1
クーリングタワー	—	—	26	44
重油バーナー	—	—	3	7
工業用動力ミシン	—	—	5	9
計	62	338	349	1,880

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-23 振動に係る特定施設の届出状況

(平成30年3月末現在)

種 類	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	14	69	11	21
圧縮機	29	88	14	23
土石用破砕機等	2	3	9	16
繊維機械	3	10	—	—
コンクリートブロックマシン等	1	2	—	—
木材加工機械	1	1	—	—
パッチャープラント	—	—	4	4
印刷機械	2	11	—	—
合成樹脂用射出成形機	2	25	—	—
冷凍機	—	—	100	667
計	54	209	138	731

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-24 騒音に係る環境基準(抜粋)

地域の類型		基準値	
		昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
一般地域	A及びB	55 dB以下	45 dB以下
	C	60 dB以下	50 dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 dB以下	65 dB以下

(資料:京都府)

(地域の類型)

A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-25 自動車騒音の要請限度(抜粋)

区域の区分	基準値	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

(資料:京都府)

(区域の区分)

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-26 道路交通振動の要請限度(抜粋)

区域の区分		基準値	
		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 dB	65 dB

(資料:京都府)

2-27 悪臭防止法に基づく規制基準

①敷地境界における規制基準

特定悪臭物質の種類	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

(資料：京都府)

備考

- A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
- B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

②排出口における規制基準

- ①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③排水に係る規制基準

- ①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

2-28 ダイオキシン類等の調査結果

(1)京都府測定(平成29年度)

種類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
土壌	一般環境	H29. 7. 3	6.9 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g

(2)事業場自主測定(3事業場)

種類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
排出ガス	公共施設 A-1	H29. 7. 28	0.0057 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-2	H29. 7. 7	0.0011 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-3	H29. 7. 7	0.000012 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 B	休止中		10 ng-TEQ/m ³
	A 社	H30. 3. 30	6.8 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	B 社	H30. 2. 27	0.14 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
ばいじん	公共施設 A-1	集じんなし		3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H29. 7. 7	0.24 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	上記と混合排出		3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H30. 3. 30	0.87 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	H30. 2. 28	<0.02 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
燃え殻	公共施設 A-1	H29. 7. 28	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H29. 7. 7	0.0020 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	H29. 7. 7	0.000001 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H30. 3. 30	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	H30. 2. 28	0.05 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
排水	公共施設 A-1	H29. 7. 28	0.00014 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
	公共施設 A-2			
	公共施設 A-3			

(資料：京都府)

2-29 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日
条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
- (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地

(除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第 9 条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第 10 条 第 6 条の規定による命令に違反した者については 3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2-30 除草指導状況

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
対象地	筆数(筆)	130	132	134	134	123	120	127	123	
	面積(㎡)	47,349	47,527	48,774	48,183	44,483	43,956	44,985	44,327	
処理数	自己処理	筆数(筆)	97	122	104	117	92	116	96	113
		面積(㎡)	40,041	45,416	41,437	45,585	38,158	43,177	38,739	42,825
	委託処理	筆数(筆)	32	8	30	17	30	4	31	10
		面積(㎡)	6,723	1,318	7,337	2,598	6,173	779	6,246	1,502
	合計	筆数(筆)	129	130	134	134	122	120	127	123
		面積(㎡)	46,764	46,734	48,774	48,183	44,331	43,956	44,985	44,327
未処理数	筆数(筆)	1	2	0	0	1	0	0	0	
	面積(㎡)	585	793	0	0	152	0	0	0	
処理率(%)		98.8	98.3	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	
苦情件数(件)		12	4	11	2	11	2	13	0	

2-31 公害別の苦情受理件数及び処理件数

年度	項目	典 型 7 公 害						その他	合計	
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下			悪 臭
平成20年度		7	6	0	12	2	0	11	21	59
		7	6	0	10	2	0	11	19	55
平成21年度		15	6	1	8	0	0	13	17	60
		14	6	1	7	0	0	11	17	56
平成22年度		10	9	0	10	0	0	11	16	56
		10	9	0	9	0	0	11	16	55
平成23年度		11	1	0	13	0	0	10	22	57
		11	1	0	12	0	0	10	22	56
平成24年度		12	1	0	3	1	0	11	18	46
		12	1	0	3	1	0	10	18	45
平成25年度		12	3	1	2	0	0	10	18	46
		12	3	1	2	0	0	10	18	46
平成26年度		21	6	0	13	2	0	4	10	56
		21	6	0	14	2	0	5	10	58
平成27年度		17	5	0	10	0	0	10	7	49
		17	5	0	10	0	0	9	6	47
平成28年度		14	3	0	9	1	0	5	5	37
		14	3	0	9	1	0	6	5	38
平成29年度		26	1	2	6	0	0	3	12	50
		26	1	2	6	0	0	3	12	50

(注) 上段：受理件数、下段：年度内処理件数

2-32 用途地域別苦情発生件数

地域	種類	年 度	典 型 公 害						その他	合計	
			大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下			悪 臭
第一種低層住居 専用地域 424 ha		27	1	1	0	4	0	0	4	4	14
		28	5	0	0	3	1	0	3	3	15
		29	5	1	0	2	0	0	1	8	17
第二種低層住居 専用地域 20 ha		27	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		28	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居地域 306 ha		27	6	3	0	5	0	0	2	3	19
		28	3	0	0	4	0	0	1	2	10
		29	0	0	0	1	0	0	1	3	5
第二種住居地域 1 ha		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域 15 ha		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業地域 21 ha		27	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	1	0	0	0	0	0	0	0	1
商業地域 2 ha		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域 59 ha		27	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		28	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		29	0	0	0	1	0	0	1	0	2
工業地域 17 ha		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用地域 6 ha		27	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整区域 2,400 ha		27	10	0	0	0	0	1	0	11	
		28	6	2	0	1	0	0	1	10	
		29	20	0	2	2	0	0	1	25	
合 計 3,271 ha		27	17	5	0	10	0	0	10	7	49
		28	14	3	0	9	1	0	5	5	37
		29	26	1	2	6	0	0	3	12	50

2-33 城陽市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 8 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 一般廃棄物の分別・減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の開陳その他の協力)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、廃棄物処理主管課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年(1999 年)3 月 1 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年(1999 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)3 月 31 日条例第 11 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)7 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年(2010 年)12 月 28 日条例第 25 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

2-34 ごみの処理量と資源化率

(単位:t/年)

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
燃やすごみ	家庭系	12,361	12,294	12,151	11,862	11,940
	事業系	4,332	4,555	4,594	4,585	4,520
燃やさないごみ	家庭系	3,747	3,241	1,778	1,864	2,241
	事業系	106	131	177	175	211
資源ごみ (カン・びん・ペットボトル等)	回収量	915	1,194	2,102	1,865	1,574
	資源化量	627	793	1,387	1,301	1,093
集団回収(新聞・ダンボール等)		4,209	4,209	3,968	3,661	3,408
資源ごみ収集量合計		5,124	5,223	6,070	5,526	4,982
資源化率(%)		94.4	92.3	88.2	89.8	90.3
一人一日あたりごみ排出量(g)		557	541	486	484	504

(資料:ごみ減量推進課)

(注) 資源化率=(資源化資源ごみ+集団回収)/資源ごみ収集量合計

一人一日あたりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄その他分を含む。

※平成 25 年度より家庭系燃やさないごみに、土砂を含める。

※平成 26 年度より資源ごみに、プラマーク製品を含める。

※平成 27 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集開始

2-35 し尿と浄化槽汚泥処理量

(単位:kL)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
し尿	5,058	4,456	4,195	3,962	3,929	3,634	3,257	2,981	2,709	2,566
浄化槽汚泥	5,660	4,901	4,511	4,938	4,121	4,305	3,629	3,392	3,159	3,261
合計	10,745	9,357	8,706	8,900	8,050	7,939	6,886	6,373	5,868	5,827

(資料:ごみ減量推進課)

2-36 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位:件)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
コンポスト容器	6	6	8	3	3	10	1	5	7	2
ボカシ容器	2	6	3	5	2	4	1	0	0	0
生ごみ処理機	19	27	32	16	9	11	4	12	10	1

(資料:ごみ減量推進課)

2-37 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。

(2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-38 城陽市の名木・古木

認定 番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
1	コウツヤ 上津屋渡し場のエノキ	エノキ	16m	3.5m ※1	上津屋野上 2-1 (北村一雄の宅地内)	木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。
2	オガミチャヤ 御拝茶屋八幡宮のエノキ	エノキ	20m	2.2m	平川茶屋裏 44 (御拝茶屋八幡宮境内)	旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮に生育する大木。
4	ヒライ 平井神社のケヤキ	ケヤキ	20m	2.2m	平川東垣外 78-1 (平井神社境内)	近鉄久津川駅の玄関口に生育し、ケヤキ特有の樹姿をしており、容姿端麗な木。
5	ヒライ 平井神社のナラガシワ	ナラガシワ	20m	2.6m	平川東垣外 78-1 (平井神社境内)	木津川上流域の森での生育は見られるが、本市街地における自然の姿の大木は珍しい。
8	オオダニ 大谷の千本立ちエノキ	エノキ	15m	4.7m ※2	寺田大谷 123 (城陽寺田ゴルフ場南側)	11本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。
10	コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ	アカマツ	9m	2.0m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林中腹)	昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。
11	ミト 水度神社境内のシノキ群の代表木	シノキ	19m	2.4m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内遊歩道内)	水度神社境内林のシノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、そのシノキ群生林の代表木。
12	ミト 水度神社のダイオウシヨウ	ダイオウシヨウ	25m	2.7m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林)	葉が三針葉でマツの仲間中最長である。アメリカ南部の樹種ではあるが、京都府下でもこれだけの大木は珍しい。
13	ミト 水度神社のシノキ	シノキ	13m	3.3m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社社務所前)	推定樹齢約 300 年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。
15	テラダ 寺田小学校のクスノキ	クスノキ	18m	3.1m	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。
16	ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	1.3m	寺田水度坂 8 (中島寛の宅地内)	堂々とした樹形で、風格と気品を兼ね備えた古木。
17	ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ	ムクノキ	17m	1.9m	寺田水度坂 12 (玉池前の水度神社参道北側)	樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。
18	ミト 水度神社参道のクスノキ	クスノキ	17m	2.6m	寺田水度坂 132-1 (玉池北側)	水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。
19	キタウザイ 北東西、田島邸のエノキ	エノキ	14m	1.9m	寺田北東西 120 (田島繁雄の宅地内)	集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。
20	ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木	クスノキ	24m	3.6m	水主宮馬場 30 (水主神社境内)	水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。
21	ビワノシヨウ 枇杷庄のクスノキ	クスノキ	18m	3.8m	枇杷庄大堀 76-1 (芝谷邸の宅地内)	枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。
23	トノハマ 富野浜のクワ	クワ	11m	1.4m	富野蛭子前 103 (木津川堤外地の農地)	昔の地場産業である養蚕に利用されていた名残の木。
24	アラミ 荒見神社参道のクスギ	クスギ	16m	2.2m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。
25	アラミ 荒見神社参道のクスノキ	クスノキ	14m	2.8m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。
26	アラミ 荒見神社参道のエノキ	エノキ	12m	3.3m ※3	富野東田部 65 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。
27	ハセガワ 長谷川河口のエノキ	エノキ	13m	4.3m	富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口)	木津川堤防にあって、悠然と立つたくて風格のある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。
28	キタシミズ 北清水、放示邸のヨコメガシ	ヨコメガシ	3m	60cm ※4	長池北清水 22-1 (放示邸の宅地内)	アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入っている珍しい木。
30	アオダニ 青谷小学校のクスノキ	クスノキ	15m	2.9m	中樋ノ上 71 (青谷小学校校門横)	地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。
31	カモ 賀茂神社のムクノキ	ムクノキ	20m	3.2m	奈島久保野 110 (賀茂神社境内)	ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。
32	ナシツ 奈島弁天さんのケヤキ	ケヤキ	20m	2.7m	奈島久保野 3-1 (賀茂神社東側)	地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。
33	イチノベ 市辺天満神社のスギ	スギ	24m	2.6m	市辺城下 88 (市辺天満神社本殿左前)	市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。
34	イチノベ 市辺天満神社のモチノキ	モチノキ	15m	1.9m	市辺城下 88 (市辺天満神社境内西側)	市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
35	ナカガイ 中垣内、富田邸のロウバイ	ロウバイ	4m	26cm ※4	市辺中垣内 2 (富田武男の宅地内)	ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。
36	イチノベミナミガイ 市辺南垣内、松井邸のクロマツ	クロマツ	5m	1.7m	市辺南垣内 107 (松井敏和の宅地内)	樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿はすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。
38 ※6	カンノドウタツミバ 観音堂 巽畑のシブガキ	カキ	8.5m	2.4m	観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南東約 80m 付近)	「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を採るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。
39 ※6	キトウザイ 北東西、奥邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	2.1m	寺田北東西 42 (奥源比古の宅地内)	推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。
41 ※6	ヒロカワヨコミチ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ	サクラ	7.5m	2.6m ※7	平川横道 48-3 (上田将の宅地内)	満開の花が美しい、住宅地の中でひととき目を引くサクラの古木。
42 ※8	イチノベマツ 市辺松尾のイヌザクラ	イヌザクラ	20m	1.5m	市辺松尾 43-2 (高塚山の林道沿い・国道 307 号から徒歩約 20 分)	花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲く。葉の下部はクサビ型で、多くのサクラの卵形とは著しく異なるので「イヌ」と呼ばれている。
43 ※8	イチノベナカガイ 市辺中垣内、畑中邸のナツメ	ナツメ	4m	0.9m	市辺中垣内 24 (畑中利啓の宅地内)	中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今も多くの実をつけ続けている。
44 ※9	南京都病院のエドヒガン	エドヒガン	12m	3.15m	中芦原 11 (南京都病院の敷地内)	2種類の合体木で根本から8本株立ちしており、うち1本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しいサクラである。
45 ※10	ミト 水度神社のツガ	ツガ	15m	1.8m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内)	水度神社境内に植えられたツガで、樹姿も伸びやかで端正な木。
46 ※10	クセ 久世神社のオガタマノキ	オガタマノキ	15m	1.7m	久世芝ケ原 143 (久世神社境内)	神社に植えられるオガタマノキは古代より神聖な木とされ、久世神社を代表する木。
47 ※10	ナカナカノゴウ 中中之郷のウメ	ウメ	2m	1.3m	中中之郷 12	城陽市の木であるウメを代表する実梅品種の「城州白」で、梅の里青谷のシンボリックな木。

認定を解除した樹木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
3	アオヅカ 青塚古墳のコナラ	コナラ	平川室木 102 (青塚古墳の区域内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
6	カミオオタニ 上大谷 4 号古墳のコナラ	コナラ	久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
7	ライコウジ 来迎寺のカヤ	カヤ	久世南垣内 97 (来迎寺境内)	枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除
9	コウノスキマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ	ウメ	寺田大川原 90-7 (鴻ノ巣山運動公園内)	樹勢回復が困難と判断のため平成 30 年 2 月 28 日に認定解除
14	テラダ 寺田小学校のクスギ	クスギ	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除
22	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除
29	アサクラ 且棕神社のタマミズキ	タマミズキ	観音堂甲畑 1-12 (且棕神社の本殿西側山林)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
37 ※5	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
40 ※6	キトウザイ 北東西、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田北東西 78 (中島真三郎の宅地内)	枯死のため平成 26 年 3 月 5 日に認定解除

(資料:地域整備課)

樹高:地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。 幹周:地際から1.3mの高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1:地際周の計測で3本立ち

※2:地際周の計測で11本立ち

※3:地際周の計測で2本立ち

※4:地際最大幹周の計測で4本立ち

※5:平成 17 年 2 月 10 日に新規認定

※6:平成 19 年 9 月 10 日に新規認定

※7:地際周の計測

※8:平成 24 年 2 月 21 日に新規認定

※9:平成 25 年 2 月 12 日に新規認定

※10:平成 30 年 2 月 28 日に新規認定

2-39 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(平成30年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	城陽市総合運動公園	寺田大川原・奥山・宮ノ谷	運動公園	160,168
2	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1 他	近隣公園	32,730
3	桜づつみ寺田緑地	寺田北堤下の一部及び地先	都市緑地	9,975
4	桜づつみ枇杷庄緑地	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先	〃	3,713
5	桜づつみ富野緑地	富野内川の一部及び地先	〃	10,610
6	桜づつみ奈島緑地	奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先	〃	17,253
7	桜づつみ水主緑地	水主大將軍の一部及び地先	〃	17,951
8	山城青谷駅前広場	市辺五島88-8 他2	〃	846
9	長池駅前広場Ⅰ	長池北裏61-7	〃	557
10	富野荘駅前広場	枇杷庄鹿背田51-30	〃	737
11	久津川駅前広場	平川東垣外78-1	〃	610
12	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1 他2	街区公園	2,787
13	久津川児童公園	平川野原10 他3	〃	2,289
14	指月児童公園	平川指月63-1	〃	999
15	寺田西児童公園	寺田大林43-4	〃	1,001
16	寺田児童公園	寺田今堀25	〃	1,154
17	高田児童公園	寺田高田57	〃	1,432
18	富野児童公園	富野東田部70-5	〃	1,041
19	青谷公園	奈島久保野39-1 他2	〃	1,652
20	北山田公園	寺田北山田29-11	〃	1,000
21	城陽団地第2児童公園	久世下大谷110-23	〃	1,238
22	鍛冶塚第1児童公園	平川鍛冶塚31-80	〃	1,029
23	上大谷第1児童公園	久世上大谷113-19	〃	2,246
24	城陽団地第1児童公園	久世下大谷6-290 他1	〃	1,413
25	大谷第1公園	寺田大谷115-18 他1	〃	8,748
26	深谷第3児童公園	寺田深谷8-6	〃	1,909
27	宮ノ谷第1児童公園	寺田深谷57-4	〃	1,461
28	深谷第2児童公園	寺田深谷64-256	〃	1,055
29	深谷第1児童公園	寺田深谷7-80	〃	1,372
30	宮ノ平第1児童公園	寺田宮ノ平35-1	〃	1,766
31	宮ノ平第2児童公園	寺田宮ノ平35-83	〃	1,773
32	庭井団地第1児童公園	寺田庭井1-98	〃	1,119
33	高井第1児童公園	富野高井60-168 他1	〃	1,455
34	深谷第3幼児公園	寺田深谷7-155 他1	〃	1,116
35	尼塚第9幼児公園	寺田尼塚39-2	〃	1,050
36	青池公園	市辺北山1-1 他6	〃	1,299
37	その他185公園		〃	60,549
城陽市所管合計		221ヶ所		359,103

(2) 京都府所管

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	京都府立木津川運動公園	富野北角14-8	運動公園	109,000

合 計	468,103
-----	---------

(資料: 管理課、地域整備課)

2-40 生け垣設置費助成制度の状況

項目 \ 年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計 (※昭和61 年度以降累 計)
交付件数	6	3	2	2	2	2	0	0	2	0	168
本数	157	123	77	65	36	79	0	0	29	0	4,267

(資料: 地域整備課)

第3章 城陽市の環境政策

3-1 城陽市環境基本条例

城陽市環境基本条例
平成13年12月27日 条例第25号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条―第8条)
 - 第2章 施策の策定等に係る基本方針(第9条)
 - 第3章 施策の総合的かつ計画的推進(第10条―第12条)
 - 第4章 推進施策
 - 第1節 市が講ずる施策(第13条―第21条)
 - 第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第22条・第23条)
 - 第3節 地球環境保全のため施策(第24条・第25条)
 - 第5章 推進及び調整体制等(第26条―第33条)
- 附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和40年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。

3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかななければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。

(4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 16 条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第 19 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

3-2 環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

年度	月	市民懇話会発足～条例施行まで	市民懇話会(カッコ内は開催回)
12	9	・市民懇話会発足 市民公募(9人)、市内事業者(6人)、 学識経験者(1人)、その他の団体(4人)	・委嘱書交付 (第1回)
	10～3		・条例への提言書作成 (第2回～第15回)
13	4	・「城陽市環境基本条例に関する提言書」 提出	・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回)
	11	・議会全員協議会開催 ・法令審査	・第1回環境フォーラムを開催 (3月30日)
	12	・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布	
14	4	・環境基本条例施行	・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回)
	5		・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回)
	6～7		・中間案の検討 (第39回～第42回)
	8～9		・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回)
	10		・環境井戸端会議の開催 ・各地域の環境を考えるワークショップ (第47回)
	11		・計画案のまとめ (第48回～第49回)
	12～		・計画の推進体制について (第50回～第55回)
15	3		・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回)
	9		・9月1日城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会発足 ・9月6日任期満了

3-3 環境基本計画の策定経過

年度	月	内容
14	9	・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集
	10	・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置
	12	・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮問
15	2	・環境審議会答申
	3	・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告
20	4～	・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月)
21	5	・環境審議会報告
	6	・議会報告 ・環境基本計画一部改正
25	6～	・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月)
26	2	・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正
27	2	・第2次環境基本計画の策定手法について ・環境審議会報告 ・議会報告
28	4	・第2次環境基本計画策定検討(12回) (至29年3月)
29	11	・第2次環境基本計画環境審議会諮問
29	12	・第2次環境基本計画パブリックコメント実施
30	2	・第2次環境基本計画答申 ・第2次環境基本計画議会報告
30	3	・第2次環境基本計画策定

緑と太陽、やすらぎのまち・城陽

～自然とともに みんなでつくる未来の城陽～

3-4 城陽市環境基本計画の体系

基本理念

環境ビジョン

基本目標

目標達成のための取り組み

全員参加と
環境優先の認識

自然と人との共生

循環型で
持続可能な社会

パートナーシップ

地球環境保全

<生活>

安心・安全で健康に暮らせるまち

1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します
2. 良好な生活環境を守ります
3. 安心して暮らせる環境を守ります

1. 清らかな河川の再生・保全
(1) 河川水質の改善
(2) 水質の管理
(3) 水質改善に関する啓発

3. 安心して暮らせる環境の確保
(1) 防災体制の整備
(2) 健康・安全の推進

2. 良好な生活環境の保全
(1) 大気汚染の防止
(2) 悪臭発生の防止
(3) 土壌汚染の防止
(4) 騒音・振動対策の推進
(5) 有害化学物質の適正管理

<自然>

多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます
5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます
7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造
(1) 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造
(2) 身近な自然環境の再生・保全
(3) 動植物の保全に関する意識の高揚

6. 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造
(1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用
(2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興

5. 豊かな水環境の保全・創造
(1) 美しい水辺環境の保全と再生
(2) 豊かな地下水の保全

7. 東部丘陵地の自然環境の再生・保全
(1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全
(2) 山砂利採取地区の制限
(3) 山砂利採取跡地の修復

<快適>

城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち

8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります
9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります
10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます
11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります

8. 人と環境にやさしい交通体系の創造
(1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築
(2) 安心して歩けるまちづくりの推進
(3) バリアフリーのまちづくりの推進

9. 自然を感じる憩いのまちの創造
(1) 緑豊かなオープンスペースの確保
(2) 身近に自然を感じる緑の確保

10. 歴史や文化の継承と新しい文化の創造
(1) 歴史文化遺産の調査・研究
(2) 歴史文化遺産の保存と活用
(3) 新しい文化の創造

11. 城陽らしい景観・街並みの創造
(1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造
(2) 環境美化の推進

<循環>

循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します
13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します
14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり
(1) ごみの発生抑制
(2) 不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立
(3) 環境にやさしいごみ処理の推進

13. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用
(1) 省エネルギーの推進
(2) 環境にやさしいエネルギーの利用

14. 水の循環システムの確立と有効利用
(1) 健全な水循環の確保
(2) 水資源の適正利用

<参加>

全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち

15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます
16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます
17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人はぐくみます

15. 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり
(1) 環境情報の共有
(2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進
(3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進
(4) 環境ボランティアの養成

16. 環境に配慮できる社会の仕組みづくり
(1) 環境影響評価の実施
(2) 環境に配慮した社会経済活動の推進

17. 環境学習・環境教育の推進
(1) 環境学習・環境教育の推進
(2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進

<地球環境>

地球環境を考えて地域で行動するまち

18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします

18. 身近な地域から始める地球環境の保全
(1) 地球温暖化の防止
(2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止
(3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案
- (2) 前号の行動計画に基づく率先行動の実施
- (3) 環境に関する情報提供及び情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 運営委員 30名以内

(役員を選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員を選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年(2003年)10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日
規則第 21 号

(設置)

第 1 条 城陽市環境基本条例(平成 13 年城陽市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (6) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

(組織等)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。

3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進委員会)

第 4 条 第 2 条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、本部長が指名する職員 25 名以内をもって組織する。

3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあつては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進チーム)

第 5 条 第 2 条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員 45 名以内をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年(2004 年)4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)5 月 1 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年(2007 年)3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)4 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年(2011 年)3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年(2012 年)3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から施行する。

3-7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-8 環境審議会の開催状況

年	月	審議会	内容
14	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市環境政策の説明
	11	第2回城陽市環境審議会	市内視察
	12	環境基本計画(案)諮問	
15	1	第3回城陽市環境審議会	環境基本計画(案)の審議
	2	第4回城陽市環境審議会 第5回城陽市環境審議会 環境基本計画(案)答申	環境基本計画(案)の審議
	4	第1回城陽市環境審議会	市環境政策の年間予定及び新体制
16	1	第2回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告
17	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告
18	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市の概要と環境政策の説明
19	7	第1回城陽市環境審議会	「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」
20	3	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱 「平成19年度大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」
21	3	第2回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
22	4	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	委嘱、「城陽市の環境政策について」
24	2	第1回城陽市環境審議会	「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」
	12	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」
25	2	第2回城陽市環境審議会	「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」
	11	第1回城陽市環境審議会	「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
26	2	第2回城陽市環境審議会	「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
	11	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
27	2	第2回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合(奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物)に関する事案について(報告)」
	7	第1回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定方法について」
	10	第2回城陽市環境審議会	「平成26年度城陽市環境測定結果について」 「平成26年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「第2次環境基本計画策定のスケジュール等について」
28	2	第3回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の内容について」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成27年度環境測定結果について」 「平成27年度環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の総括について」 「第2次環境基本計画の策定に向けた市民等意識調査結果について」
29	6	第1回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画の策定について」 「平成28年度環境測定結果について」
	8	第2回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について」
	11	第3回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画素案の諮問について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の骨子案について」 「平成28年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」
30	1	第4回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画(素案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(素案)について」 「第4期城陽市エコプランについて」
	2	第2次環境基本計画(案)答申 第5回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の最終案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」

3-9 城陽市環境方針

1. 基本理念

城陽市は、先人からの歴史的、文化的遺産と豊かな自然を守り、これらを将来の次世代に引き継いでいくため、城陽市環境基本条例に基づき環境行政を総合的、計画的に推進します。

「環境にやさしいまちづくり」を目標とし、人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送ることができる社会を形成し、第3次城陽市総合計画の都市像である「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を目指します。

2. 基本方針

城陽市は、J-EMS(城陽市環境マネジメントシステム)の運用により、環境に関わる業務の効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

(1)環境の保全・改善に関する取り組みを推進します。

①「地球環境の保全」

城陽市エコプランに取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガスの発生を抑制し、削減します。

省エネルギー活動を推進します。

②「3Rの推進」

資源ごみの分別を徹底し、市の事務事業に伴うごみの発生を抑制するとともに、3Rを推進します。

③「生活、自然環境の保全」

自然との豊かな触れ合いを確保し、自然環境を守り育てます。

環境測定の実施により、実態を把握し、予防に取り組めます。

ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

④「協働による環境保全」

環境負荷低減に関する情報を市民に提供します。

協働による環境保全活動を推進します。

(2)環境目的及び目標を定め、定期的に見直します。

(3)環境に関する法的要求事項等を順守し、環境汚染の予防に積極的に取り組めます。

(4)環境の保全・改善に関する職員研修を実施します。

平成25年(2013年)9月25日

城陽市長 奥田敏晴

3-10 城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際標準化機構(以下「ISO」という。)の国際規格ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証を新規に取得した中小企業者に対し、当該認証取得に要した経費の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則(昭和58年城陽市規則第18号)及びこの要綱に定めるところにより、城陽市 ISO 認証取得助成金を交付し、もって市内に事業所を有する中小企業者の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう
- (2) 事業所 物の生産、販売又はサービスの提供等の事業を行うために設けられた施設をいう
- (3) 認定機関 審査登録機関を認定するために置かれた機関のことをいう
- (4) 審査登録機関 審査登録を希望する中小企業者が構築している品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムが、ISOの国際規格ISO14000シリーズ及び9000シリーズの要求事項に適合しているかを審査する機関で、認定機関から認定されているものをいう
- (5) ISO14000シリーズ ISOが定めた環境管理に関する国際規格をいう
- (6) ISO9000シリーズ ISOが定めた品質管理に関する国際規格をいう
- (7) 認証取得事業 ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得を目的に審査登録機関と契約又は認証取得に係る講習会等に参加して取組む一連の事業

(助成事業等)

第3条 助成の対象となる中小企業者は、認証取得事業に取組み、ISO規格の認証取得をした中小企業者で、次の各号に掲げる項目のすべてに該当するものとする。ただし、助成事業者が助成金の交付を受けることができるのは、ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得の各1回限りとし、認証取得した日の属する年度が同一の場合は、いずれか一方のみを助成の対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を完納している者

2 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14000シリーズ認証取得事業
- (2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格ISO9000シリーズ認証取得事業

3 助成対象経費は、認証取得事業の期間内で、助成事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 審査登録機関に支払う審査登録に係る申請料、文書審査料、予備審査料、本審査料、登録料並びに審査員の交通費及び宿泊費(ただし、登録後に必要とする費用を除く)
- (2) コンサルタント(審査員評価登録機関の登録を受けている審査員又は審査員補の有資格者に限る)に支払うISO規格の認証取得に関する相談及び診断に係る経費(交通費及び宿泊費を含む)

4 市外に立地する事業所と同時に認証取得した場合の前項に規定する助成対象経費については、市内事業所に係る経費のみを助成対象経費とし、市内と市外の事業所に経費を区分しがい場合は、それぞれの従業員数による按分の方法で市内事業所に係る経費を算出し、当該経費を助成対象経費とする。

(助成金の助成率及び交付額)

第4条 助成金の額は、1企業、各事業について助成対象経費の3分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、府その他の団体から認証取得するために助成金等の交付を受ける場合は、その額を本市が交付する助成金から控除するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、城陽市ISO認証取得助成金交付申請書(別記様式第1号)。以下「交付申請書」という。)をISO規格の認証取得した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期日までに提出することができる。

2 交付申請書は、次に掲げる内容を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) ISO認証取得取組報告書
- (2) 企業概要
- (3) 認証取得した事業所の概要
- (4) 認証取得事業支出額報告書
- (5) 認証取得事業支出額報告書に記載された経費の支払等を証する書類
- (6) ISO規格の認証取得を証する書類
- (7) 市税を完納していることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請により当該助成事業が適正に実施されたと認めるときは、助成金の交付決定を行い、城陽市ISO認証取得助成金交付決定通知書(別記様式第2号)を交付する。

2 前項の決定通知を受けた助成事業者は、城陽市ISO認証取得助成金交付請求書(別記様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに助成金の交付請求をしなければならない。

3 第1項において、助成金の不交付を決定したときは、助成金交付不交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 前項により交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは期間を定めて返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年(2004年)4月1日以後の認証取得について適用する。

§ 用語の説明 (50音順)

(ア 行)

アスベスト・・・石綿のことで、天然の繊維性鉱物(けい酸塩)。石綿には白石綿、青石綿、茶石綿がある。石綿は、熱、摩擦、酸・アルカリに強く軽量で安価という特徴を持っているが、直径数十ミクロン(花粉の小さいサイズ)という小さな形状で飛散しやすく有害。現在は一部の適用除外を除き、一切の製造・使用・譲渡・提供が禁止されている。

アルキル水銀・・・メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足のまひなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。環境基準は「検出されないこと」と定めている。

ISO14001・・・ISOとはスイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」(1947年設立)のことで、これまでフィルムの感度、ネジなどの国際的な標準化を図っている。その中で『環境に関する規格』を14000番台の規格番号としている。このうち、14001が環境マネジメントシステム(EMS)の規格。

一酸化炭素(CO)・・・炭素やその化合物を含むものを燃焼すると二酸化炭素が発生するが、不十分な酸素供給のもとで不完全燃焼が起きると生じる。タバコの煙にも多量に含まれており、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

SPM(浮遊粒子状物質)・・・大気中に液体や固体又はこれらの混合物として浮遊している0.005～10ミクロン程度の粒子状物質のこと。呼吸器疾患の原因といわれる。

SS(浮遊物質)・・・水中に浮遊している微細な固形物の量。

オキシダント・・・光化学反応によって生成するオゾン、アルデヒド、有機ナイトレート、PANなどの酸化性物質の総称。人体や植物に対する光化学大気汚染被害の主原因物質。

オゾン層・・・地球をとりまくオゾン層は、太陽光線に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロン(クロロフィルカーボン・CFCなど)の物質により破壊され、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系に悪影響が出るおそれがある。オゾン層は、地上10～50km上空の成層圏に、その90%が集まっており、これを「オゾン層」という。

汚濁負荷量・・・大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、BOD等の汚濁物質の量、一定期間における汚濁物質の濃度とこれに含まれる排出ガス量や排出量等の積で表される。

温室効果ガス・・・大気中に存在する気体で、地表面から放射された赤外線を吸収する働きがあるが、その熱の一部を地表面に再び放射し、地表面を温める効果があることから、温室効果ガスという。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6つの物質が代表的。

(カ 行)

合併処理浄化槽・・・浄化槽の一種、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、合併処理浄化槽はし尿とその他家庭から出る生活雑排水を一緒に処理するため環境に与える負荷ははるかに少ない。京都府下では平成7年10月以降新設の浄化槽は全て合併処理浄化槽と定められた。

カドミウム(Cd)・・・イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

環境影響評価(環境アセスメント)・・・高速道路などの大規模な開発行為の実施に先立ち、計画段階から開発が大気、水、生態系等の環境に与える影響を予測し、評価し、予防策や代替案を比較、検討すること。調査や評価に地域住民の意見を十分反映させることが重要とされている。

環境家計簿・・・家庭で電気、ガス、水などの節約がどの程度地球にやさしいのかを、換算した二酸化炭素量という目に見える形でチェックし、継続して実践していくもの。地球温暖化の最大の原因とされる二酸化炭素排出量を減らすことは、電気、ガス、水道などの使用量を減らすことですから、家計の節約にもつながる。

環境基準・・・大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持される事が望ましい基準とされており、行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるもの。

環境負荷・・・人間の活動により、環境に加えられる影響のうち、環境保全を阻害する原因となる恐れのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなど直接影響するものだけでなく、間接的に支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境方針・・・環境管理総括者である市長が決定する、城陽市の環境活動に関する声明とも言えるもの。

環境マネジメントシステム(EMS)・・・組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

京都議定書・・・京都議定書とは1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された温室効果ガス排出量の削減を約束した国際条約のこと。2008年から2012年の第1約束期間に先進国全体では1990年比で5%、日本では6%の温室効果ガスの削減をおこなうこととしている。平成17年(2005年)2月にこの京都議定書が発効し、数値約束を守る義務が生じた。

グリーン購入・・・商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。誰でも身近に取り組める地球間保全の取り組みである。

クロム(Cr)・・・クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属。クロムの化合物には青紫色の「3価クロム」化合物と黄赤色を呈する「6価クロム」化合物とがある。6価クロムは毒性が強く、3価クロムは毒性が少ないとされる。

公害・・・事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。

光化学スモッグ・・・工場、事業場や自動車などから排出される炭化水素や窒素酸化物などが紫外線の影響で化学反応を起こし、より毒性の高いオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)を生じる現象といわれる。

コンポスト・・・一般家庭から出る生ゴミを堆肥にするための容器のこと。コンポスト容器で作られた、たい肥は、家庭菜園等の土壌改良剤として活用できる。

(サ行)

酸性雨・・・大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物など空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常pH5.6より低い場合をいう。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害が出ている。

シアン(CN)・・・青酸カリで知られる有害な物質で、シアン化合物が作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳なり、おう吐などをおこす。

COD(化学的酸素要求量)・・・水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きければ有機物による汚濁が大きいといえる。

3R・・・リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(使用済製品の再利用)・リサイクル(原材料として再資源化)のこと。これまでは、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。

ゼロエミッション・・・製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

総水銀(T-Hg)・・・有機、無機、金属など水銀全体の化合物のこと。

(タ行)

ダイオキシン類・・・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類といい、ものの焼却過程で自然に生成する物質で塩素の数や付く位置によって220種類の異性体がある。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌・・・大腸菌の存在は、し尿の流入等を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また大腸菌が多いということは快適な生活環境とはいえないことから水質汚濁の指標とされている。

地球温暖化・・・大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が高まり、地球の気温が上がる現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によると、このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が約2℃上昇し、これに伴い海面が約50cm(最大1m)上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。

窒素酸化物(NO_x)・・・一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の総称。主な発生源は自動車排出ガス、ボイラー等である。

中央値・・・全測定値を大小順に並べたとき、全個数の50%目に相当する値が中央値であり、L50と表す。

DO(溶存酸素)・・・水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分など。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。

dB(デシベル)・・・騒音・振動の測定における単位。

等価騒音レベル(LAeq又はLeq)・・・騒音レベルが時間と共に変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルをいう。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・・・主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物。また、これらの2物質については、水環境の汚染を通じ、人の健康を害する恐れがあることから、水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

(ナ行)

ng(ナノグラム)・・・10億分の1グラムのこと。 $1\text{ng}=10^{-6}\text{mg}=10^{-9}\text{g}$

n-H(ノルマルヘキサン抽出物質)・・・鉱物油、動植物油などの油分の量を表す指標。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹸や染料、界面活性剤などが該当する。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与える。

鉛(Pb)・・・大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現れ激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

二氧化硫(SO₂)・・・亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、発生源は自然界の火山活動とともに、石油や石炭などの化石燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化。二氧化硫はそれ自身、呼吸器系に対して有害であるだけでなく、大気中で硫酸ミストや硫酸塩に変換され、酸性雨の原因となっている。

二氧化窒素(NO₂)・・・大気汚染物質である窒素酸化物(NO_x)の一つであり、呼吸器系に対する有害物質である。発生源は自動車や工場廃ガスである。

(ハ行)

pH(水素イオン濃度指数)・・・物質の酸性やアルカリ性の程度を示すもので、pH7は中性を、pHが小さくなれば酸性、大きくなるとアルカリ性を示す。自然水のpHは、6.5～8.5の範囲にある。

BOD(生物化学的酸素要求量)・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁している事を意味する。

ビオトープ・・・ビオトープは、ドイツ語の「生物」を意味するBioと「場所」を意味するTopの合成語。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)・・・不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にも優れた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面にわたっている。カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在は製造禁止となっている。

微小粒子状物質(PM2.5)・・・大気中に浮遊している2.5μm以下の粒子のこと。発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子に分類され、呼吸器の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器系、循環器系への影響が懸念されている。

ヒ素(As)・・・灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫化鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素等の殺虫剤として農薬に用いられる。ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

PTIO方式・・・NOを選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを捕集剤TEA(トリエタノールアミン)に混合し、分子拡散の原理による小型軽量のサンプラーを用いて大気中のNO、NO₂を簡易に測定する方法。

ppm(parts per million)・・・100万分の1を示す表示で、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに使用する単位。たとえば、1m³の大気中に1cm³、もしくは1トンの水中に1gの物質が含まれている場合を1ppmが含有しているという。

(ヤ行)

要請限度・・・自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることができる限度をいう。

城陽市環境報告書 平成30年度(2018年度)版

平成30年(2018年)12月発行

編集
発行

城陽市 市民環境部 環境課

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

T E L 0774-56-4061

F A X 0774-56-3999

Eメール kankyo@city.joyo.lg.jp

本書は再生紙を利用しています